資料Ｎｏ．１

市連会９月定例会説明資料
令 和 ２ 年 ９ 月 １１ 日
政策局劇場計画課・芸術創造課

新たな劇場整備の検討状況について

本格的な舞台芸術を上演できる劇場整備の検討を進めています。
新たな劇場は、観光、賑わいなど経済活力、さらに、次代を担う子どもたちの育成や地域の活性化などへの貢献を目指しています。
今後も、検討状況などをご報告いたします。

１　検討の経過

(1) 横浜市中期４か年計画（2018-2021）

文化芸術の風土醸成や子どもたちの育成を図るとともに、さらなる魅力・賑わいを創出し、都市の活性化につなげるため、新たな文化芸術の魅力を発信する劇場の整備について検討を行うことが位置付けられました。

(2) 横浜市新たな劇場整備検討委員会の設置

令和元年 12 月には、「整備を推進すべき」である一方で、「事業化の判断材料の調査検討が必要」などと示された提言(第一次)を取りまとめていただきました。

(3) 現在の検討状況

令和２年度は、検討委員会のもと、施設の計画概要や管理運営の内容など、事業化の判断に向けた検討を行っています。

２　検討している計画概要

・整備検討の候補地

みなとみらい 21 地区内 60/61 街区(観光・エンターテイメントゾーン内)

・観客席数

2,500 席

・舞台仕様

国内外の優れたバレエ・オペラの上演が可能となるような舞台機構の導入

・新たな技術開発の導入

映像配信技術などを活用し、スマート劇場としての実証実験の場

３　今後の進め方について

・新たな劇場の重要な役割である、次世代育成や地域の文化活動の活性化などについて、地域の皆様の声を聴きながら検討します。
・今後の検討状況について、逐次、お伝えします。

担当：政策局劇場計画課・芸術創造課
電話：671-4399、4198

栄 区 連 会 配 布 資 料 (9月)

資料No. 2

栄 警 察 署

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和2年			令和元年 8月末累計	対前年比(件)
	8 月件数	先月末累計	8月末累計		
全認知件数	27	205	232	280	-48
凶悪犯	1	0	1	1	0
粗暴犯	1	8	9	12	-3
窃盗犯	20	154	174	162	12
侵入盗犯	4	30	34	40	-6
空き巣	0	11	11	14	-3
その他	4	19	23	26	-3
乗り物盗	7	36	43	45	-2
自転車	4	28	32	36	-4
オートバイ	2	7	9	7	2
自動車	1	1	2	2	0
非侵入窃盗	9	88	97	77	20
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	1	5	6	6	0
車上ねらい	4	7	11	10	1
自動販売機ねらい	0	0	0	4	-4
その他	5	76	81	57	24
知能犯	1	15	16	50	-34
詐欺	1	14	15	50	-35
その他	0	1	1	0	1
風俗犯	1	3	4	13	-9
その他の刑法犯	3	23	26	41	-15
占有離脱物横領	0	2	2	4	-2

※ 参考事項
- ○ 凶悪犯 ～ 殺人、強盗、放火など
- ○ 粗暴犯 ～ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- ○ 窃盗犯
  - ・ 侵入盗 ～ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
  - ・ 乗物盗 ～ 自動車、オートバイ、自転車
  - ・ 非侵入盗 ～ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- ○ 知能犯 ～ 詐欺、横領、通貨偽造など
- ○ 風俗犯 ～ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- ○ その他の刑法犯 ～ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数	令和2年8月末現在(暫定値) 22,858件(前年比 -4,391件、-16.1%)

2　刑法犯検挙状況(8月末現在)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	164	55	70.7%
窃盗犯	121	25	69.5%

3　人身交通事故発生状況(8月末現在)

	件数	対前年比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	129	−31	50件	47件
死者	0	−1	0	0
負傷者	149	−34	26人	45人

4　特殊詐欺の認知状況

令和2年8月末の県内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
	1,224	23億0,359万円
オレオレ詐欺	266	8億1,255万円
預貯金詐欺	354	4億0,723万円
架空料金請求詐欺	84	3億9,862万円
融資保証金詐欺	16	1,722万円
還付金詐欺	55	7,087万円
その他の手口	10	4,380万円
キャッシュカード詐欺盗	439	5億5,331万円

令和2年8月末までの栄区内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	16	2,876万円
オレオレ詐欺	6	1,040万円
預貯金詐欺	2	686万円
架空料金請求詐欺	1	350万円
融資保証金詐欺	1	1万円
還付金詐欺	0	0
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	6	792万円

5　警察からのお知らせ

(1)全国秋の交通安全運動【9月21日(月)～30日(水)】～9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」

最近、二輪車の関係する右直事故、高齢者の道路横断中の事故が多く発生しているので注意して下さい。

また、この時期は、日暮れが早くなり、夕暮れ時に事故の多発が予想されるので、前照灯の早めの点灯で事故防止をお願いします。

自転車が関係する事故も多くなってきています。自転車であっても信号を守り、車道の左側を走ること、自転車が走れる歩道では車道寄りを歩行者の優先を守って走行することになっています。

(2)街頭活動強化期間【10月1日(木)～31日(土)】

期間中は、制服を着た警察官が昼夜問わず、パトロールや職務質問を行う街頭活動をより一層強化してまいります。

犯罪の未然防止や検挙に向け、警察官が皆様に対して声を掛けさせて頂く場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

別添資料1

※ 町内別の街頭犯罪等認知件数(暫定値、8月末)

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	特殊詐欺	その他	合計
本郷台駅前	桂町								1	5	6
	小菅ヶ谷町										0
	小菅ヶ谷1丁目					1	4	1	2	12	20
	小菅ヶ谷2丁目		3					1		3	7
	小菅ヶ谷3丁目						1		2	1	4
	小菅ヶ谷4丁目							1		2	3
	小山台1丁目									1	1
	小山台2丁目									1	1
上郷	犬山町		1							2	3
	尾月									1	1
	上之町								1	5	6
	亀井町									6	6
	桂台東						4			4	8
	桂台西1丁目						1		1	1	3
	桂台西2丁目									1	1
	桂台南1丁目									2	2
	桂台南2丁目					1				4	5
	桂台北		1							1	2
	桂台中									2	2
	公田町					3	1		1	10	15
笠間	笠間町										0
	笠間1丁目		1				2				3
	笠間2丁目					1	1			1	3
	笠間3丁目	1					2	1		10	14
	笠間4丁目								1	1	2
	笠間5丁目					1				4	5
田谷	田谷町						2			1	3
	金井町				1		1			4	6
	長尾台町						2		1	6	9

別添資料1

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	特殊詐欺	その他	合計
元大橋	元大橋　1丁目							1		1	2
	元大橋　2丁目						1			2	3
	中野町							1		3	4
	若竹町									1	1
	柏陽						1				1
	鍛冶ヶ谷　1丁目					1		1		6	8
	鍛冶ヶ谷　2丁目		1				1			1	3
	鍛冶ヶ谷町									1	1
元大橋・庄戸	上郷町				1		3			9	13
上郷・庄戸	野七里　1丁目						3			2	5
庄戸	野七里　2丁目									2	2
	庄戸　1丁目									1	1
	庄戸　2丁目										0
	庄戸　3丁目									1	1
	庄戸　4丁目										0
	庄戸　5丁目										0
	東上郷町									2	2
	長倉町						1		1	1	3
豊田	本郷台　1丁目		1							1	2
	本郷台　2丁目										0
	本郷台　3丁目									4	4
	本郷台　4丁目						1	1		1	3
	本郷台　5丁目		1						1	1	3
	飯島町		1			1		2	2	17	23
	長沼町		1					1	2	2	6
合計		1	11	0	2	9	32	11	16	150	232

資料No.

栄区内の火災・救急状況について

区連会月定例会議資料
令和２年9月　日
栄　　消　　防　　署

火災情報

令和２年8月31日現在

栄　区　内　火災発生状況

年別		令和2年 8月	令和2年 累計	令和元年	増△減
件数		1	7	7	0
火災種別	建物	1	3	6	△ 3
	林野	0	0	0	0
	車両	0	0	0	0
	船舶	0	0	0	0
	航空機	0	0	0	0
	その他	0	4	1	3
損害	焼損床面積	0	132	37	95
	死者	0	0	1	△ 1
	焼死等	0	0	1	△ 1
	放火自殺	0	0	0	0
	負傷者	0	1	0	1

横　浜　市　内　火災発生状況

年別		令和2年	令和元年	増△減
件数		442	457	△ 15
火災種別	建物	268	286	△ 18
	林野	0	1	△ 1
	車両	42	31	11
	船舶	2	1	1
	航空機	0	0	0
	その他	130	138	△ 8
損害	焼損床面積	3,618	4,059	△ 441
	死者	11	17	△ 6
	焼死等	9	12	△ 3
	放火自殺	2	5	△ 3
	負傷者	67	85	△ 18

栄　区　内　主な出火原因

	種別	令和２年	令和元年	増△減
1	放火	2	0	2
2	こんろ	1	3	△ 2
3	たばこ	2	2	0
4	マッチ・ライター	1	0	1
5	ストーブ	0	1	△ 1

横　浜　市　内　主な出火原因

	種別	令和２年	令和元年	増△減
1	放火	108	115	△ 7
2	たばこ	59	74	△ 15
3	こんろ	49	50	△ 1
4	配線器具	22	19	3
5	電気機器	22	30	△ 8

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況

豊田地区	1	本郷第三地区	1
笠間地区	1	上郷西地区	2
小菅ケ谷地区	1	上郷東地区	1
本郷中央地区	0	連合未加入	0
		合　　計	7

【8月中の火災】
23日　小菅ヶ谷三丁目　共同住宅の１室でトイレ内若干焼損

救急情報

令和２年8月31日現在

栄区内 救急状況				
年別	令和2年 8月	令和2年 累計	令和元年	増△減
件数	543	3,993	4,222	△ 229
急病	392	2,944	3,098	△ 154
交通事故	17	118	157	△ 39
一般負傷	103	744	782	△ 38
その他	31	187	185	2

横浜市内 救急状況			
年別	令和2年	令和元年	増△減
件数	128,383	140,076	△ 11,693
急病	89,015	96,883	△ 7,868
交通事故	5,436	6,623	△ 1,187
一般負傷	23,493	24,568	△ 1,075
その他	10,439	12,002	△ 1,563

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。

インフォーメーション

住宅火災による高齢者の被害が増えています！

令和２年上半期の横浜市内における住宅火災の件数は157 件となり、前年同時期と比べて16 件増加しました。

また、住宅火災による死者は８人発生しており、そのうち７人が65 歳以上の高齢者でした。更にそのうち、６人は住宅用火災警報器が未設置の世帯で発生しています。
住宅用火災警報器の設置は、火災の早期発見を可能とし、迅速な通報や初期消火の成功、逃げ遅れ防止に繋がります。

しかしながら本市の住宅用火災警報器の設置率は84.4%（条例適合率65.3%）と８割程度で停滞しており、更なる設置促進が必要です。また、設置から10 年を迎える住宅用火災警報器は、電池の消耗と機器の経年劣化も踏まえて、交換することをお勧めしています。

住宅用火災警報器を設置して、火災の早期発見と、万が一の被害の軽減を図りましょう。

資料No.

栄区内の火災・救急状況について

区連会月定例会議資料
令和２年8月　日
栄　　消　　防　　署

火災情報

令和２年７月31日現在

栄　区　内　火災発生状況

年別		令和2年 7月	令和2年 累計	令和元年	増△減
件数		0	6	7	△ 1
火災種別	建物	0	2	6	△ 4
	林野	0	0	0	0
	車両	0	0	0	0
	船舶	0	0	0	0
	航空機	0	0	0	0
	その他	0	4	1	3
損害	焼損床面積	0	132	37	95
	死者	0	0	1	△ 1
	焼死等	0	0	1	△ 1
	放火自殺	0	0	0	0
	負傷者	0	1	0	1

横　浜　市　内　火災発生状況

年別		令和2年	令和元年	増△減
件数		391	411	△ 20
火災種別	建物	240	253	△ 13
	林野	0	1	△ 1
	車両	34	28	6
	船舶	2	1	1
	航空機	0	0	0
	その他	115	128	△ 13
損害	焼損床面積	3,529	3,410	119
	死者	11	17	△ 6
	焼死等	9	12	△ 3
	放火自殺	2	5	△ 3
	負傷者	60	72	△ 12

栄　区　内　主な出火原因

	種別	令和２年	令和元年	増△減
1	放火	2	0	2
2	こんろ	1	3	△ 2
3	たばこ	1	2	△ 1
4	マッチ・ライター	1	0	1
5	ストーブ	0	1	△ 1

横　浜　市　内　主な出火原因

	種別	令和２年	令和元年	増△減
1	放火	100	105	△ 5
2	たばこ	46	68	△ 22
3	こんろ	43	47	△ 4
4	配線器具	21	13	8
5	電気機器	19	23	△ 4

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況

豊田地区	1	本郷第三地区	1
笠間地区	1	上郷西地区	2
小菅ケ谷地区	0	上郷東地区	1
本郷中央地区	0	連合未加入	0
		合　　計	6

【７月中の火災】
・無火災でした。

救急情報

令和２年７月31日現在

栄　区　内

救　急　状　況

年　別	令和2年		令和元年	増△減
	7月	累計		
件　数	510	3,450	3,664	△ 214
急　病	366	2,552	2,695	△ 143
交通事故	19	101	138	△ 37
一般負傷	94	641	670	△ 29
その他	31	156	161	△ 5

横　浜　市　内

救　急　状　況

年　別	令和2年	令和元年	増△減
件　数	109,576	120,329	△ 10,753
急　病	76,024	83,266	△ 7,242
交通事故	4,712	5,748	△ 1,036
一般負傷	19,861	20,909	△ 1,048
その他	8,979	10,406	△ 1,427

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。

インフォーメーション

救急車の適正利用にご協力をお願いします。

令和元年の横浜市の救急出場件数は過去最多の212,395件で、一日当たりの平均出場件数は582件になりました。現在、横浜市では通常79台の救急車が活動していますが、２分28秒に１回はどこかの救急車が出場していることになります。また、これは市民の皆さんの約17人に１人が救急車を利用しているという計算になります。

栄消防署の救急車は、本署、豊田消防出張所、上郷消防出張所に各１台ずつの計３台が配置されており、24時間体制で活動しています。この３台の救急車が出場中で、更に栄区内で救急要請が発生した場合、港南区や戸塚区、金沢区等から救急車が現場に向かいます。このように、救急要請が頻発して区内の救急車が活動中となると、区外の救急車が対応するため、現場までの到着時間が遅くなってしまいます。

救急車は、ケガや病気などで、緊急に医療機関へ搬送するものです。事故による大ケガや心筋梗塞など、事故の状況や症状からみて、緊急だと感じたら、迷わずすぐに119番通報してください。しかし、近年では、通院のための要請など緊急とは言えない救急要請もあるのが実状です。このような救急要請は、重症の人への対応の遅れに繋がり、救える命も救えなくなるかもしれません。真に救急車を必要としている人のために、救急車の適正利用について、ご協力をお願いします。

もしも「この症状やケガで本当に救急車を呼んでもいいのだろうか」、「自分で行けるかもしれないが病院が分からない」など、迷った際には「横浜市救急相談センター＃７１１９」をご利用ください。電話やスマートフォンで「＃７１１９」とプッシュすることにより救急電話相談ができるものです。医療従事者が症状を聞き取って、緊急性や受診の必要性についてアドバイスしてくれます。また、パソコンやスマートフォンから「横浜市救急受診ガイド」と検索すると、こちらも緊急性や受診

資料No.３

栄区内の火災・救急状況について

区連会月定例会議資料
令和２年9月 23日
栄　消　防　署

火災情報

令和２年8月31日現在

栄　区　内　火災発生状況

年別		令和2年 8月	令和2年 累計	令和元年	増△減
件数		1	7	7	0
火災種別	建物	1	3	6	△ 3
	林野	0	0	0	0
	車両	0	0	0	0
	船舶	0	0	0	0
	航空機	0	0	0	0
	その他	0	4	1	3
損害	焼損床面積	0	132	37	95
	死者	0	0	1	△ 1
	焼死等	0	0	1	△ 1
	放火自殺	0	0	0	0
	負傷者	0	1	0	1

横　浜　市　内　火災発生状況

年別		令和2年	令和元年	増△減
件数		442	457	△ 15
火災種別	建物	268	286	△ 18
	林野	0	1	△ 1
	車両	42	31	11
	船舶	2	1	1
	航空機	0	0	0
	その他	130	138	△ 8
損害	焼損床面積	3,618	4,059	△ 441
	死者	11	17	△ 6
	焼死等	9	12	△ 3
	放火自殺	2	5	△ 3
	負傷者	67	85	△ 18

栄　区　内　主な出火原因

	種別	令和２年	令和元年	増△減
1	放火	2	0	2
2	こんろ	1	3	△ 2
3	たばこ	2	2	0
4	マッチ・ライター	1	0	1
5	ストーブ	0	1	△ 1

横　浜　市　内　主な出火原因

	種別	令和２年	令和元年	増△減
1	放火	108	115	△ 7
2	たばこ	59	74	△ 15
3	こんろ	49	50	△ 1
4	配線器具	22	19	3
5	電気機器	22	30	△ 8

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況

豊田地区	1	本郷第三地区	1
笠間地区	1	上郷西地区	2
小菅ケ谷地区	1	上郷東地区	1
本郷中央地区	0	連合未加入	0
		合　計	7

【8月中の火災】
23日　小菅ヶ谷三丁目　共同住宅の１室においてトイレ内若干焼損

救急情報

令和２年8月31日現在

栄区内 救急状況				
年別	令和2年 8月	令和2年 累計	令和元年	増△減
件数	543	3,993	4,222	△ 229
急病	392	2,944	3,098	△ 154
交通事故	17	118	157	△ 39
一般負傷	103	744	782	△ 38
その他	31	187	185	2

横浜市内 救急状況			
年別	令和2年	令和元年	増△減
件数	128,383	140,076	△ 11,693
急病	89,015	96,883	△ 7,868
交通事故	5,436	6,623	△ 1,187
一般負傷	23,493	24,568	△ 1,075
その他	10,439	12,002	△ 1,563

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。

インフォーメーション

救急車の適正利用にご協力をお願いします。

令和元年の横浜市の救急出場件数は過去最多の212,395件で、一日当たりの平均出場件数は582件になりました。現在、横浜市では通常79台の救急車が活動していますが、２分28秒に１回はどこかの救急車が出場していることになります。また、これは市民の皆さんの約17人に１人が救急車を利用しているという計算になります。

栄消防署の救急車は、本署、豊田消防出張所、上郷消防出張所に各１台ずつの計３台が配置されており、24時間体制で活動しています。この３台の救急車が出場中で、更に栄区内で救急要請が発生した場合、港南区や戸塚区、金沢区等から救急車が現場に向かいます。このように、救急要請が頻発して区内の救急車が活動中となると、区外の救急車が対応するため、**現場までの到着時間が遅くなってしまいます。**

救急車は、ケガや病気などで、緊急に医療機関へ搬送するものです。事故による大ケガや心筋梗塞など、事故の状況や症状からみて、緊急だと感じたら、迷わずすぐに119番通報してください。しかし、近年では、通院のための要請など緊急とは言えない救急要請もあるのが実状です。このような救急要請は、重症の人への対応の遅れに繋がり、救える命も救えなくなるかもしれません。真に救急車を必要としている人のために、救急車の適正利用について、ご協力をお願いします。

もしも「この症状やケガで本当に救急車を呼んでもいいのだろうか」、「自分で行けるかもしれないが病院が分からない」など、迷った際には「横浜市救急相談センター＃７１１９」をご利用ください。電話やスマートフォンで「＃７１１９」とプッシュすることにより救急電話相談ができるものです。医療従事者が症状を聞き取って、緊急性や受診の必要性についてアドバイスしてくれます。また、パソコンやスマートフォンから「横浜市救急受診ガイド」と検索すると、こちらも緊急性や受診の必要性を確認することができます。

資料 No.4

令和2年度 日本赤十字社活動資金・区社協協力金
結果報告書

1 日本赤十字社活動資金　　（単位 円）

連合名	目標額	実績額
豊田	1,879,600	1,953,955
笠間	1,157,800	1,154,903
小菅ヶ谷	1,159,600	1,081,628
本郷中央	1,322,000	1,433,455
本郷第三	899,200	829,354
上郷西	690,800	667,409
上郷東	694,800	522,701
小計	7,803,800	7,643,405
事務局受付	133,800	71,309
総計	7,937,600	7,714,714

2 区社協協力金　　（単位 円）

連合名	目標額	実績額
豊田	300,736	312,633
笠間	185,248	184,785
小菅ヶ谷	185,536	175,846
本郷中央	211,520	229,352
本郷第三	143,872	151,357
上郷西	110,528	106,786
上郷東	111,168	83,632
小計	1,248,608	1,244,391
事務局受付	21,408	11,410
総計	1,270,016	1,255,801

事務局受付＝連合未加入自治会・町内会 他

※2020年8月31日現在

事務局：栄区社会福祉協議会
栄区桂町279－29
電話　894－8521

資料No. 5

１．令和２年日本赤十字社栄区地区委員会
地区募集費及び地区委員会活動費配布額一覧表

（単位：円）

連合名	実績額	地区募集費	地区委員会活動費	配布合計額
豊　田	1,953,955	97,698	30,000	127,698
笠　間	1,154,903	57,746	30,000	87,746
小菅ヶ谷	1,081,628	54,082	30,000	84,082
本郷中央	1,433,455	71,673	30,000	101,673
本郷第三	829,354	41,468	30,000	71,468
上郷西	667,409	33,371	30,000	63,371
上郷東	522,701	26,136	30,000	56,136
合　計	7,643,405	382,174	210,000	592,174

※地区募集費　　日赤活動資金募集実績額の５％
　地区委員会活動費　各地区一律30,000円

２．令和２年度区社協協力金連合町内会還付金一覧表

（単位：円）

連合名	実績額	還付額
豊　田	312,633	46,895
笠　間	184,785	27,718
小菅ヶ谷	175,846	26,377
本郷中央	229,352	34,403
本郷第三	151,357	22,704
上郷西	106,786	16,018
上郷東	83,632	12,545
合　計	1,244,391	186,660

※還付額　　区社協協力金実績額の１５％

３．令和２年度　共同募金会栄区支会
地区連絡費及び共同募金さかえ区だより配布手数料一覧表

（単位：円）

連合名	地区連絡費	配付手数料	配付合計額	
豊　田	20,000	19,786	39,786	
笠　間	20,000	11,986	31,986	＊西南町内会除く
小菅ヶ谷	20,000	12,206	32,206	
本郷中央	20,000	13,618	33,618	＊ｸﾞﾘｰﾝﾃﾗｽ本郷台自治会除く
本郷第三	20,000	9,462	29,462	
上郷西	20,000	7,270	27,270	
上郷東	20,000	4,288	24,288	＊庄戸一丁目、三丁目、四丁目、東上郷青葉が丘・みどりが丘除く
合　計	140,000	78,616	218,616	

※地区連絡費　　各地区一律20,000円
　共同募金さかえ区だより配布手数料　世帯数×２円

資料Ｎｏ．６

令和２年９月２３日

各自治会・町内会長　様

神奈川県共同募金会栄区支会
支会長　磯崎保和

令和２年度「赤い羽根共同募金運動」への協力について（お願い）

秋涼の候、貴会におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より地域福祉の向上につきまして、格別のご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

昨年の「赤い羽根共同募金運動」につきましては、皆様に多大なるご尽力をいただき、１２，１６５，３１３円の実績を収めることができました。

この募金は、栄区社会福祉協議会及び区内県内の社会福祉施設等に配分されました。心から感謝申し上げます。

さて、今年も１０月１日より「赤い羽根共同募金運動」が実施されます。

共同募金は法律によりあらかじめ募金目標額と配分計画を定めることとされています。

神奈川県共同募金会では民間社会福祉事業を支援するために必要とする資金等として、今年度は１２億７００万円を目標額としております。

これを基に算出した栄区の目標額は、**１３，４５０，０００円**となっております。

皆様からお寄せいただいた寄附金は社会福祉協議会が行う地域福祉活動や民間の社会福祉施設が行う福祉活動、年末たすけあい援護事業等に配分されます。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、ご協力よろしくお願い申し上げます。

＊　共同募金の納金について

お近くの郵便局で振込による納金もできるよう、**振込用紙を同封**いたします。振込手数料は不要です。また、栄区社会福祉協議会の窓口においても受付をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、お振込みで納金いただきました場合につきましては、自治会・町内会長様宛に領収書を発送致します。よろしくお願いいたします。

振込先口座：口座番号　００２６０－５－１１７７３
加入者名　共同募金会栄区支会

事務担当：
栄区社会福祉協議会　根岸・安西
電　話：８９４－８５２１
ＦＡＸ：８９２－８９７４

令和2年度共同募金栄区支会目標額

募金目標額　13，450，000円

単位：円

募金の種類	地区名	対象世帯数	目標額	内訳	
				一般募金目標額	年末たすけあい目標額
戸別募金	豊田	9,398	2,960,370	2,396,490	563,880
	笠間	5,789	1,823,535	1,476,195	347,340
	小菅ヶ谷	5,798	1,826,370	1,478,490	347,880
	本郷中央	6,610	2,082,150	1,685,550	396,600
	本郷第三	4,496	1,416,240	1,146,480	269,760
	上郷西	3,454	1,088,010	880,770	207,240
	上郷東	3,474	1,094,310	885,870	208,440
	連合未加入	669	210,735	170,595	40,140
	小計	39,688	12,501,720	10,120,440	2,381,280
法人・街頭その他	事務局	－	948,280	929,560	18,720
合　計		－	13,450,000	11,050,000	2,400,000

＊実施期間：令和2年10月1日～12月31日
＊対象世帯数は、令和2年1月1日現在の自治会・町内会加入世帯数から5%控除したものです。
＊目標額：対象世帯数×315円

資料 No. 7

市連会９月定例会説明資料
令和２年９月１１日
建築局建築指導課
建築局住宅政策課

（仮称）横浜市空家等の適切な管理に関する条例案の骨子に係るパブリックコメントの実施について

平成 27 年５月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「法」）が施行されたことを受け、本市では「横浜市空家等対策計画」（平成 28 年２月策定、平成 31 年２月改定）に基づき、総合的な空家等対策を推進しています。

適切な管理が行われていない空家等は、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼし、さらには、倒壊等による生命や身体への危険を生じさせる恐れがあるため、これまで、所有者等への指導強化等の取組を進めてきましたが、今後も、空家等が増加していくことが予想される中、より一層の対策が必要です。

そこで、所有者等の責務を明確にし、所有者等による自主改善を促進するとともに、所有者等がいない場合などは、外壁の剥離等により重大な危険が迫っているときに、行政が応急的に危険を回避する措置を講じることができるよう、条例案の骨子をまとめました。

これについて、幅広く市民の皆様の御意見を伺うため、パブリックコメントを実施しますので、お知らせします。

【パブリックコメントの概要】

１　募集期間
令和２年 10 月１日（木）～令和２年 10 月 30 日（金）

２　意見募集リーフレットの配布場所
市役所市民情報センター、各区役所広報相談係、建築局建築指導課等で配布するほか、市ホームページにも掲載します。

３　意見提出方法
ハガキの郵送、ＦＡＸ、電子メール又は建築局建築指導課に持参

４　その他
記者発表の実施のほか、広報よこはま 10 月号でもお知らせする予定です。

【スケジュール（予定）】

令和２年 11 月　パブリックコメントの結果公表
令和３年２月　　条例案を市会に提出

【添付資料】

意見募集リーフレット

（パブリックコメント、条例案の骨子について）
担　　当：建築局建築指導課　大橋、長谷川、新川、陣内
電　　話：６７１－４５３９
ＦＡＸ：６８１－２４３４
Ｅ-mail：kc-anzen@city.yokohama.jp
（総合的な空家等対策の推進について）
担　　当：建築局住宅政策課　小菅、澤田、小澤
電　　話：６７１－２９２２
ＦＡＸ：６４１－２７５６
Ｅ-mail：kc-akiya@city.yokohama.jp

4　意見募集の概要

【募集期間】令和２年 10 月１日（木）～令和２年 10 月 30 日（金）（必着。郵送の場合は消印有効）
【提出方法】①郵送、②FAX、③電子メール、④持参（様式は自由です）
【ホームページ】https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/shiryo/boshu/public.html
【問合せ先】　QR コードからもアクセス可能です➔
横浜市建築局建築指導課建築安全担当
所在地：横浜市中区本町６丁目 50 番地の 10　25 階
電話：045-671-4539　　FAX：045-681-2434
【留意事項】
・いただいた御意見は、御意見の概要とそれに対する横浜市の考えを取りまとめ、後日公表するとともに、「（仮称）横浜市空家等の適切な管理に関する条例」の検討の参考にさせていただきます。
・お名前及び御住所は、責任ある御意見を求める趣旨により記載をお願いしています。
なお、御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX 番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

5　今後のスケジュール

市民の皆様からの御意見を踏まえて更に検討を進め、令和３年２月の市会に条例案を提出し、市会の議決を得た後、できるだけ速やかに施行したいと考えています。

～市民の皆様からの御意見をお待ちしています～

（切り取り線）

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局
承認
6383

差出有効期間
令和2年
12月31日まで
（郵便切手不要）

２３１－８７９０

００５

横浜市中区本町６丁目50-10
横浜市建築局建築指導課
建築安全担当　行

回答されるあなた御自身のことについて御記入ください。

◆お名前

◆御住所

※御記入いただいたお名前、御住所は、御意見の内容に不明点があった場合等の連絡・確認以外には使用しません。

（切り取り線）

6　提出方法

① 郵送
左のはがきを御利用ください。
② FAX
045－681－2434
③ 電子メール
kc-anzen@city.yokohama.jp
下の QR コードからもアクセス可能です。

④ 持参
下記担当まで御持参ください。
横浜市建築局建築指導課建築安全担当
所在地：横浜市中区本町６丁目 50 番地の 10　25 階

(仮称)横浜市空家等の適切な管理に関する条例案の骨子について市民の皆様の御意見を募集します！

市民意見募集（パブリックコメント）：令和２年 10 月１日（木）～令和２年 10 月 30 日（金）

～管理不全な空家等への対策をさらに一歩進めます！～

1　趣旨・背景

平成 27 年５月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「法」）が施行されたことを受け、本市では「横浜市空家等対策計画」（平成 28 年２月策定、平成 31 年２月改定）に基づき、「空家化の予防」「空家の流通・活用促進」「管理不全な空家の防止・解消」「空家の跡地活用」を取組の柱として、総合的な空家等対策を推進しています。

適切な管理が行われていない空家等(※)は、建物の老朽化をはじめ、樹木繁茂や衛生害虫、火災、防犯、ごみなどの多岐に渡る課題により、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼし、さらには、倒壊等による生命や身体への危険を生じさせる恐れがあります。(※ 空家等:附属する工作物やその敷地を含みます。)

これまで、空家の総合案内窓口の設置や空家の活用支援、管理不全な空家等の所有者等への指導強化や除却補助等による支援などの取組を、専門家と連携しながら進めてきました。しかしながら、管理不全な空家等は、行政による指導にもかかわらず改善されないものや、所有者等がいないために放置されているものがあるため、さらなる強化が必要です。

そこで、**所有者等の責務を明確にし、所有者等による自主改善を促進するとともに、所有者等がいない場合などは、外壁の剥離等により重大な危険が迫っているときに、行政が応急的に危険を回避する措置を講じることができる**よう、条例の制定に向けて取り組んでいきます。

ーこのたび、条例案の骨子をとりまとめましたので、広く市民の皆様の御意見を募集します。ー

2　条例案の骨子･方向性のポイント

1 空家等の適切な管理について、法では努力規定となっている所有者等の責務を義務化します。

2 空家等の状態を知らせる標識を、法の規定より早く、勧告の段階で設置できるようにします。

3 所有者等が不明または不存在などで改善が見込まれず、外壁の剥離等により地域住民の生命や身体に重大な危険が迫っているときには、行政が代執行の手続きを踏まずに、応急的に危険を回避する最小限の措置ができるようにします。

これらの取組により、空家等の適切な管理を促進し、
管理不全な空家等の防止・解消につなげます！

3　条例案の骨子

（１）名称（仮称）

横浜市空家等の適切な管理に関する条例

（２）目的

適切な管理が行われていない空家等が、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼし、さらには生命や身体への危害を及ぼすことを防止するため、法に加え、所有者等の責務や行政による危険回避措置などを定めることにより、空家等の適切な管理を促進し、管理不全な空家等の防止・解消につなげます。

（３）責務等

ア　所有者等の責務

- 空家等の所有者(相続人を含む)または管理者は、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理を行わなければならないこととします。
- 借地の場合など、空家等の所有者等と土地所有者等が異なる場合、土地所有者等は、空家等の所有者等に対し、適切な管理を行わせるよう努めることとします。

イ　市の責務等

- 所有者等による空家等の適切な管理の促進に必要な取組を進め、管理不全な空家等の防止・解消に努めます。
- 土地所有者等や地域住民、自治会・町内会などに対し、空家等の所有者等に関する情報提供やその他の協力を求めることができることとします。

（４）公表

勧告しても改善されない場合、空家等の状態を知らせる標識を法の規定より早く設置できるようにし、所有者等の改善意識を高め、地域住民への注意喚起による安全確保を図ります。

（５）行政による危険回避措置

- 市が認定する特定空家等(※)において、外壁など剥離しかかっている部材等により、地域住民の生命や身体への重大な危険が迫っているにもかかわらず、所有者等が不明または不存在である、あるいは重い病気で入院しており身寄りがないなど自主的な改善が困難であると認められる場合には、公益上の観点から、行政が、代執行の手続きを踏まずに、応急的に必要最小限の危険回避措置を講じることができることとします。

《措置の例》

・今にも道路に落下しそうで、通行人に怪我をさせるおそれのある剥がれかかったトタン外壁１枚の撤去　など

・通行人に危険を知らせる貼り紙やカラーコーンの設置 など

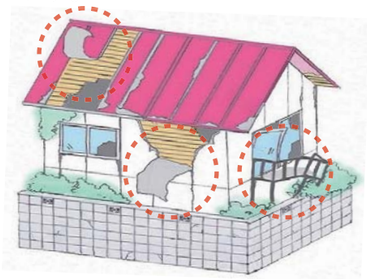

- 措置にかかった費用は、所有者等がいる場合は、原則として所有者等の負担とし、措置を行った後に徴収します。

（※）特定空家等（法第２条第２項）
❶　そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
❷　そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
❸　適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
❹　その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
にあると認められる空家等

【参考】管理不全な空家等への対策《全体像》

（１）「第２期 横浜市空家等対策計画」における各施策とこれまでの主な取組

施策１　空家化の予防
空家の総合案内窓口の開設、空家相談会の開催

施策２　空家の流通･活用促進
空家活用スタートアップ支援事業の実施

施策３　管理不全な空家の防止･解消

施策４　空家の跡地活用

＜自主改善の促進（指導強化・支援策）＞
・区局連携体制による改善指導の実施
・特定空家等の認定推進
・法に基づく指導等の実施
・除却補助制度の導入
＜行政による確実な解消＞
・財産管理人制度の活用による空家等の除却
・危険回避措置の実施（本条例の制定）に向けた検討

ホームページ：https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/shiryo/keikaku/housdata.html#2akiya

横浜市　第２期空家等対策計画

QR コードからもアクセス可能です➔

（２）管理不全な空家等への対応の流れ

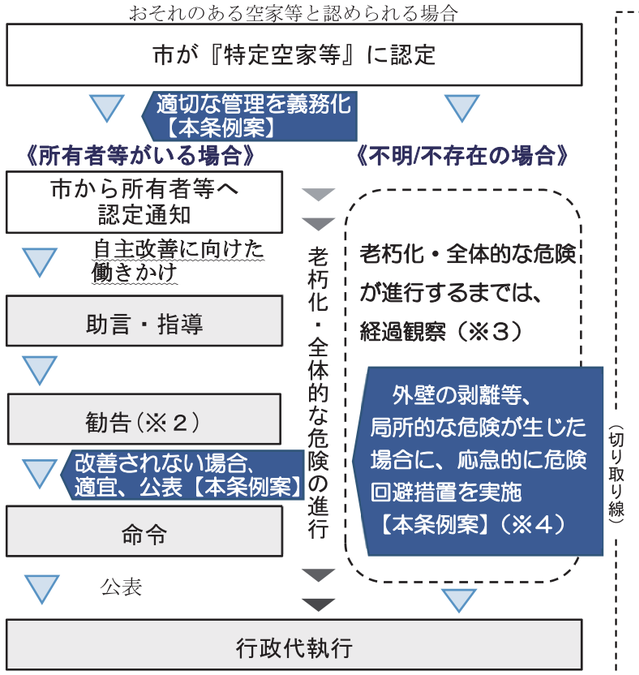

(※1)相続人を特定する調査を含む場合は、数か月かかる場合があります。

(※2)勧告を受けた場合は、空家のある敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除かれます。

(※3)相続財産管理人制度の活用により、空家等の除却ができる場合を除きます。

(※4)応急的危険回避措置の対象は、所有者不明／不存在を原則としますが、重い病気で入院しており身寄りがないなど特別の事情があるときは、所有者等がいる場合も対象とします。

（切り取り線）

（仮称）横浜市空家等の適切な管理に関する条例案の骨子について、御意見をお書きください。

御協力ありがとうございました。

資料 No. 8

区連会９月定例会説明資料
令和２年９月２３日
水道局経営企画課

リーフレット「横浜市の水道事業の現状と今後の方向性」の全戸配布について

1　趣旨

水道事業は、料金収入が減少する一方で、老朽化する施設の更新や耐震化が喫緊の課題となっています。水道事業を将来に確実に引き継いでいくために、現在、令和３年７月に水道料金を改定することを検討しています。

このたび、市民の皆様に「横浜市の水道事業の現状と今後の方向性」を御理解いただくことを目的にリーフレットを作成しました。令和２年 10～11 月に行う水道メーター検針時に全戸配布いたします。

2　リーフレットの概要

水道管の老朽化による破裂事故

① 老朽化する水道施設の更新・耐震化が喫緊の課題

- 浄水場や配水池、水道管などの水道施設の多くは、高度経済成長期に整備したため老朽化が進んでおり、更新・耐震化が必要です。

② 水道料金収入は大きく減少

- 料金収入は、使用水量の減少により平成 13 年度の 789 億円をピークに減少が続き、平成 30 年度には 698 億円と、約 90 億円減少しています。
- 水道局ではこれまで、職員定数を約 900 人削減することや浄水場の廃止などにより対応してきました。
- 引き続き経費削減に努めますが、災害対応等の観点から職員数の大幅な削減などは困難な状況にあります。

③「口径別料金体系への移行」と「料金水準の見直し」を検討

- 現行の料金体系では、水道メーターの口径に関わらず基本料金が一律（790 円/月）です。
- これを口径の大きさに応じて基本料金が異なる「口径別料金体系」に移行することを検討しています。
- 水道局はお客さまの予定使用水量に応じた施設規模を予め準備しており、その予定使用水量は口径に比例します。
- このため、施設の維持管理や更新に必要な経費(固定費)を口径に応じて、ご負担いただく形にしたいと考えています。
- 口径別料金体系では、口径別の基本料金のほか、使用した水量分の従量料金をお支払いいただきます。
- 基本水量は廃止を考えています。
- あわせて、料金の増額改定を検討しています。

料金体系の見直しのイメージ図

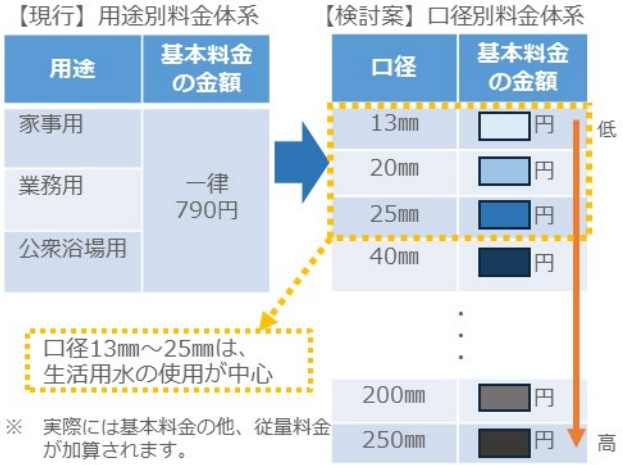

3　お問合せ先

水道局お客さまサービスセンター（24 時間 365 日いつでも受付）
電話：０４５－８４７－６２６２　FAX：０４５－８４８－４２８１

※おかけ間違いのないよう御注意ください。

4　今後のスケジュール（予定）

時期		内容
令和２年	９月	市連会・区連会説明、第３回市会定例会（常任）に水道料金改定の検討状況について報告
	10～11 月	リーフレットを全戸配布
	12 月	第４回市会定例会に水道料金の改定議案を提出（予定）
令和３年※	１～６月	お客さまへのお知らせ
	７月	水道料金の改定を実施

※ 令和２年第４回市会定例会で改定議案が議決された場合

担当：水道局経営企画課　大﨑、丹羽

電　話：671-3127　FAX：212-1157
メール：su-keieikikaku@city.yokohama.jp

水道を利用している皆様へ

横浜市の水道事業の現状と今後の方向性

水道事業を確実に将来に引き継ぐため、
料金改定の検討を進めています

横浜市水道局

このリーフレットの詳細版はこちらからご覧ください。

横浜市の水道事業の現状と今後の方向性　検索

1

1●水道料金で支えられている水道事業

24 時間絶え間なく安全で良質な水道水をお届けするためには、浄水場や配水池、水道管など、水源から蛇口まで多くの施設が必要であり、これら水道施設の計画的な更新や適切な維持管理には、多額の資金が必要です。

事業運営に当たり、一般の行政サービスは税金を財源としていますが、**水道事業は原則として水道料金によってまかなわれています。**この制度を「独立採算制」といいます。

持続可能な事業運営を行っていく上で、水道料金の設定は大変重要です。

2

2●水道事業を取り巻く事業環境

（1）使用水量の減少

節水機器の普及・高性能化や、企業のコスト削減などにより使用水量は減少しています。

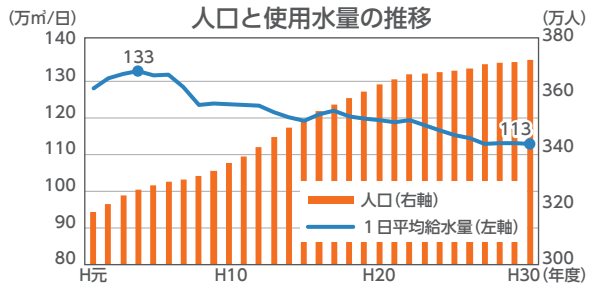

（2）料金収入の減少

料金収入は、次の理由により減少し続けています。

① 前述のとおり、使用水量が減少していること。

② 単価の高い多量使用者の使用水量が減少しているため、使用水量の減少割合以上に料金収入の減少割合が大きくなっていること。

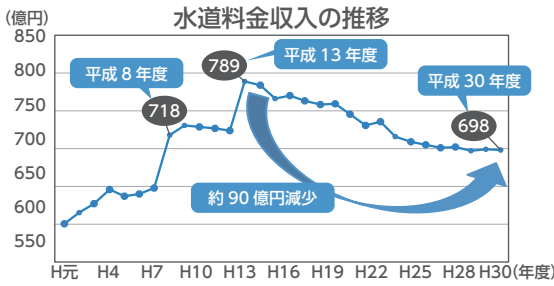

現行の横浜市の料金表（家事用・業務用）（1戸1ヶ月・税抜）

用途区分	基本料金	従量料金							
	0～8㎥	9～10㎥	11～20㎥	21～30㎥	31～50㎥	51～100㎥	101～300㎥	301～1000㎥	1001㎥～
家事用	790円	43円	158円	226円	269円	293円	320円	320円	320円
業務用					逓増型			369円	409円

現行の料金表では、使用水量が増えるにつれ、単価が高くなる仕組み（逓増型）を導入しているため、多量使用者ほど単価が高くなっています。
多量使用者の割合が減少することで、使用水量の減少割合以上に料金収入の減少割合が大きくなっています。

3

（3）水道施設の更新需要の増加

浄水場や配水池、水道管などの水道施設の多くは、高度経済成長期に整備したため、今後、順次老朽化が進むことから更新していく必要があります。

また、自然災害が頻発する中、災害に強い水道システムとするため、水道施設の耐震化を着実に進めていく必要があります。

浄水場や配水池などの基幹施設については、自然流下系の浄水場などの更新・耐震化を優先的に行っており、**現在は西谷浄水場の再整備に着手しています。**

市内全域に埋設されている水道管（総延長約9,300 ㎞）については、優先順位をつけ、毎年約110 ㎞のペースを基本とし、年間約 220 億円の事業費をかけて計画的に更新してきました。しかし、令和元年度末における水道管の耐震管率は 28％と見込んでおり、大都市の中でも低い水準にあります。

今後は、設計・施工等の難易度が高く、多額の工事費を要する口径 400 ㎜以上の大口径管路の更新需要が増える見込みです。

大口径管路は災害時に損傷すると大きな被害を引き起こすため、着実に更新・耐震化を進めていく必要があります。

東日本大震災の地震・津波にも耐えた耐震管
（仙台市水道局提供）

こうした状況の中、平成 13 年度以降、水道局では委託化や職員数の削減（約 900 人）、退職手当や各種手当の廃止等を行い、経費削減を図ることで、料金収入の減少（約 90 億円）に対応してきました。

しかし、昨今頻発する豪雨等の**災害への対応や技術継承の観点から、今後はこれまでと同様に職員数の大幅な削減を中心とする経費削減で対応することは難しい状況です。**

4

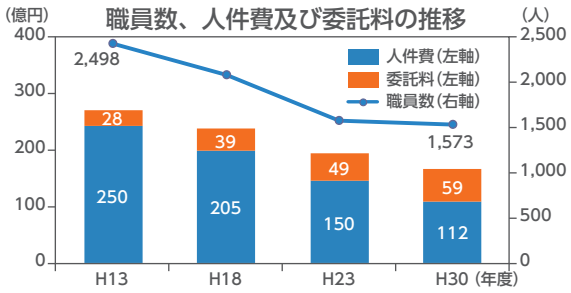

3●今後の事業環境

今後、横浜市では**人口減少が予測**されており、使用水量はさらに減少する見込みです。使用水量の減少により、**料金収入もさらに減少**することが見込まれ、今後は厳しい事業環境が想定されます。

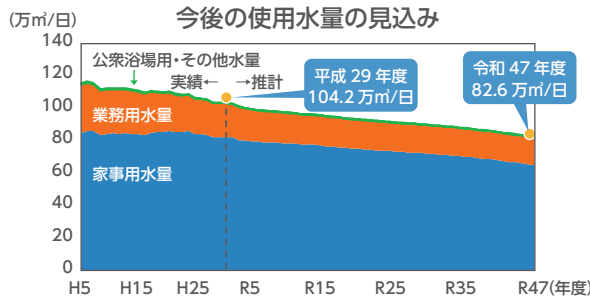

4●審議会の答申

将来にわたって水道事業を維持し、発展させていくために水道料金はどうあるべきかを検討するため、「横浜市水道料金等在り方審議会」を設置し、昨年９月に答申を受領いたしました。

【答申（概要）】

1 使用水量の減少や多量使用者の減少などの事業環境を踏まえ、**時代に合った料金体系（料金負担の在り方）に早期に見直す必要がある。**

2 災害時に損傷すると大きな被害を引き起こす、**大口径管路の更新・耐震化のペースを今よりも早めるべき。**

3 現在金利が低いことなどから**より積極的に企業債（借金）を活用すべき。**

横浜市水道料金等在り方審議会　検索

5

5●答申を踏まえた今後の方向性

（1）現行の料金体系を見直します

①口径別料金体系へ早期に移行し、基本料金での固定費の回収割合を高めます

水道局はお客さまの予定使用水量に応じた施設規模をあらかじめ準備しており、その予定使用水量はメーターの口径に比例して大きくなります。

しかし、**現行の横浜市の料金体系では、**予定使用水量の多寡にかかわらず**基本料金が一律であり、予定使用水量の多い、メーターの口径が大きい使用者ほど、施設規模を維持するための基本料金が軽減されている状況です。**そのため、基本料金で固定費を回収する割合が低くなっており、使用水量の減少により財政を圧迫しています。

使用水量の更なる減少など、今後の厳しい事業環境を見据えた上で、水道事業を確実に将来に引き継ぐため、**メーターの口径ごとに単価を設定する「口径別料金体系」へ早期に移行し、基本料金での固定費の回収割合を高めていきます。**

現行の料金体系の基本料金

用途	基本料金の金額
家事用	一律 790円
業務用	
公衆浴場用	

口径別料金体系の基本料金の例

口径	基本料金の金額
13㎜	●●円
20㎜	▲▲円
25㎜	■■円
40㎜	○○円
：	
200㎜	△△円
250㎜	□□円

低

高

口径 13 ㎜～25 ㎜は、生活用水の使用が中心

＊実際には基本料金の他、従量料金が加算されます。

「メーターの口径」とは、メーターの接続部分の内径を表しています。

メーターの口径は、電気料金でいう「アンペア」のようなもので、一度に使用される量などに応じて決定されます。また、一般的に、電気料金はアンペアによって基本料金が異なりますが、口径別料金体系も同様の仕組みであり、口径によって基本料金が異なります。

②従量料金の逓増度を緩和し、多量使用者への依存度を軽減します

逓増型の料金体系は、高度経済成長期において、水道施設の拡張が人口増加に追い付かなかったことから、多量使用者の水使用を抑制するとともに、生活用水としての使用が大半を占める少量使用者への配慮のため、導入しました。

使用水量が減少する中、水使用を抑制する必要性は薄れていますが、**生活用水への配慮は引き続き必要であり、逓増型の料金体系を維持します。**

ただし、**多量使用者の減少により、**使用水量の減少割合以上に料金収入の減少割合が大きくなっていることや、今後もこうした傾向が継続する見込みである状況においても、持続可能な事業運営を行っていくために、**従量料金の逓増度は緩和し、多量使用者への依存度を軽減していきます。**

逓増型料金体系の仕組み

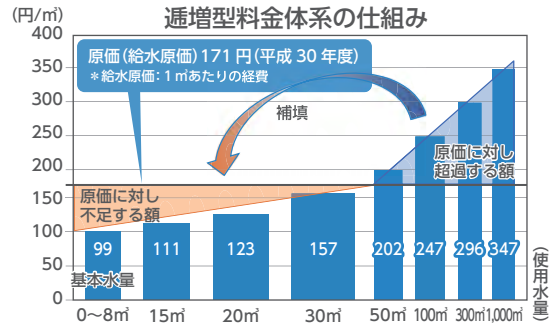

使用水量と水道料金収入の推移

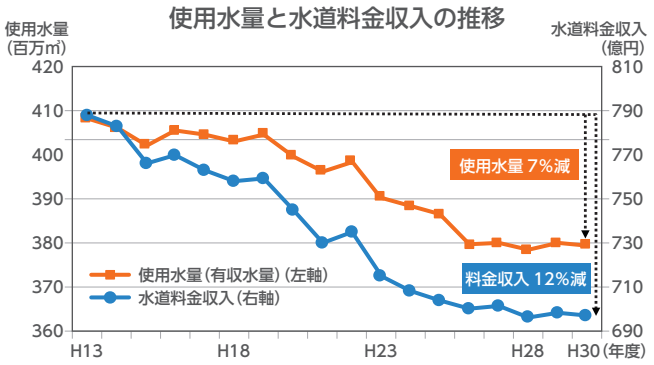

③基本水量を廃止します

横浜市では、基本料金に１か月につき８㎥の基本水量を設定しており、８㎥までは基本料金分の料金でご使用いただけるようになっています。

近年では基本水量以内の使用者が増加し、全体の約３割を占め、そのうち５㎥以内の使用者が約６割を占めています。そうした**基本水量以内の使用者が一律の料金となり、不公平感があることから、基本水量は廃止します。**

基本水量を廃止した場合の料金表のイメージ

基本水量を設定している料金表の例

基本料金	従量料金						
	0～8㎥	9～10㎥	11～20㎥	21～30㎥	31～50㎥	51～100㎥	101㎥～
●●円		▲▲円	■■円	○○円	△△円	□□円	××円

基本水量を廃止した料金表の例

基本料金	従量料金					
	0～10㎥	11～20㎥	21～30㎥	31～50㎥	51～100㎥	101㎥～
●●円	◆◆円	■■円	○○円	△△円	□□円	××円

経費の大半を占める固定費の一部は「基本料金」としていただきます。

その上で、使用した水量分だけ「従量料金」としてお支払いいただく構造となり、分かりやすくなります。

④生活用水に対しては、引き続き一定の配慮を行っていきます

基本料金での固定費の回収割合を高めることや逓増度の緩和といった料金体系の変更により、**生活用水の使用が中心となる口径 13 ㎜～ 25 ㎜における少量使用区画の**料金負担の増加が見込まれますが、**料金設定においては、原価を下回る単価とするなど、一定の配慮を行っていきます。**

（２）西谷浄水場の再整備を着実に進めながら、できる限り大口径管路の更新・耐震化のペースを早めます

①西谷浄水場の再整備

西谷浄水場は、標高差によりポンプを使わずに相模湖の水を引き込むことができる自然流下系の浄水場で、市の中央に位置し、みなとみらいをはじめとした都心臨海部などへ給水しています。

西谷浄水場は耐震性の不足、水源水質の悪化、処理能力の不足といった３つの課題がありますが、市内の安定給水を確保するため、**新旧の施設を順次切り替えながら、約 20 年かけて再整備します。**

この再整備により、**西谷浄水場は地震に強い浄水場に生まれ変わる**とともに、**良質な水道水を安定して供給できるようになります。**

また、自然流下系浄水場からの給水エリアが拡大でき、**エネルギー消費も抑制できるとともに、災害時の安定給水が確保できます。**

事業費は、西谷浄水場に水を運ぶ導水管の整備を含めて、**約 1,000 億円となると見込んでいます。**

なお、西谷浄水場を優先的に再整備する一方、**ポンプ系の小雀浄水場は今後縮小または廃止を検討していきます。**

自然流下系浄水場からの給水エリア拡大のイメージ

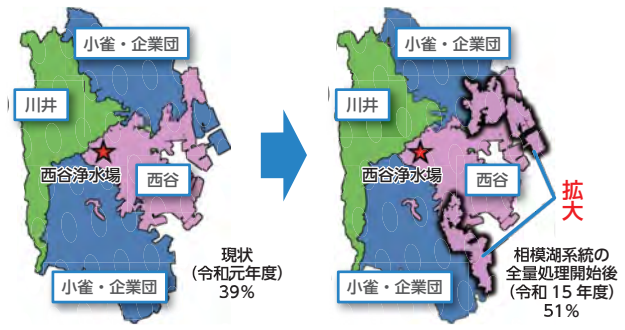

②大口径管路の更新のペースアップ

大口径管路（口径 400 ㎜以上）の更新を着実に進め、**40 年後の大口径管路の耐震管率を 100%とすることを目指し、更新・耐震化のペースを現在より早めていきます。**

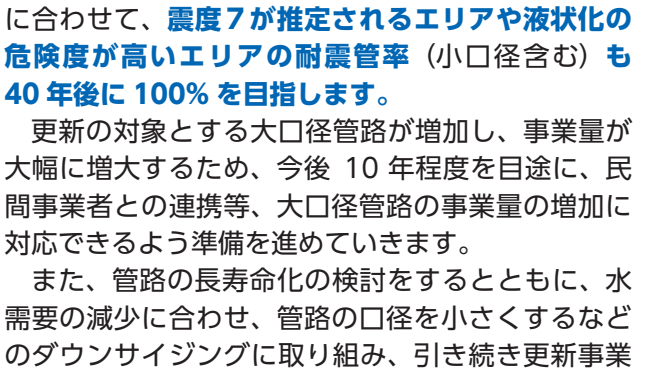

市内の水道管約 9,300km のうち、大口径管路は約 1,000km あります。大口径管路は浄水場から配水池までの管路や、配水池から多くの水を送り出す管路であるため、災害時に被害があった場合に大きな影響を及ぼす可能性があります。

管路の更新による 40 年後の効果の試算結果＊

パターン	口径 400 ㎜以上の管路の耐震管率	地震発災時断水戸数	年平均更新延長	うち大口径	小口径管路も含めた管路更新の費用(年平均)
大口径管路の更新ペースを早めた場合	100%	0.8 万戸	115 ㎞	17 ㎞	271 億円
現状と同じペースで更新した場合	93%	7.8 万戸	109 ㎞	15 ㎞	253 億円
現在	50%	43 万戸	110 ㎞	4 ㎞	216 億円

＊横浜市水道料金等在り方審議会開催時点の数字または計算値

小口径管路が被災した場合は、断水の影響は小さいエリア内に限定されますが、大口径管路の更新ペースを早めた場合、現状と同じペースで更新した場合に比べて、発災時断水戸数が約 1/10 となります（表の点線丸印部）。

大口径管路の更新・耐震化のペースを早める取組に合わせて、**震度７が推定されるエリアや液状化の危険度が高いエリアの耐震管率**（小口径含む）**も 40 年後に 100% を目指します。**

更新の対象とする大口径管路が増加し、事業量が大幅に増大するため、今後 10 年程度を目途に、民間事業者との連携等、大口径管路の事業量の増加に対応できるよう準備を進めていきます。

また、管路の長寿命化の検討をするとともに、水需要の減少に合わせ、管路の口径を小さくするなどのダウンサイジングに取り組み、引き続き更新事業費の縮減にも取り組みます。

（３）現在の金利状況等を踏まえ、企業債を積極的に活用します

横浜市でも今後人口が減少する見込みであることを踏まえると、将来世代に大きな負担を残してはなりません。しかし、企業債は水道事業において重要な資金調達の手段であり、現在、金利は低水準にあることや、更新・耐震化に要する多額の資金を確保する必要があるため、今後は企業債をより積極的に活用していきます。

ただし、発行額は直近の金利状況や各種経営指標等を確認した上で決定していきます。

6●水道局の財政状況

水道料金収入は今後も緩やかに減少が続く見込みですが、令和５年度までは、当年度純利益を計上することができると予測しています。しかし、その金額は年々減少する傾向にあります。

また、西谷浄水場の再整備が始まるとともに、大口径管路の更新・耐震化のペースを早めていく必要があるため、水道施設の更新・耐震化に係る事業費は増加する見込みです。

これらの結果、累積資金残額は令和 5 年度末には約４億円まで減少する見込みであり、今後さらに増大が見込まれる**西谷浄水場の再整備や大口径管路の更新に必要となる資金が積み立てられていない状況となっています。**

料金収入、純損益、累積資金残額の推移

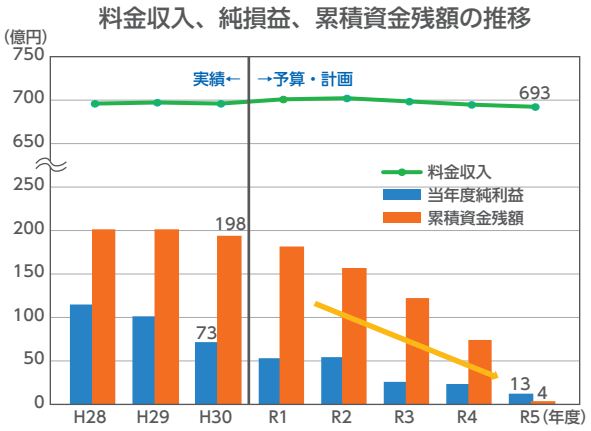

7●おわりに

横浜市の人口は、今後いよいよ減少に転じると予測されています。また、改正水道法により、コンセッションに関する規定が整備され、水道事業運営に民間企業が参入しやすくなるなど、これまで横浜水道が経験したことのない新たな時代を迎えます。

このように水道事業を取り巻く環境が大きく変化する中でも、市民の皆さまに信頼され、引き続き水道事業の運営者として選ばれるよう、**経済性を追求するとともに、これまで以上に公共性を意識した事業運営を行っていきます。**

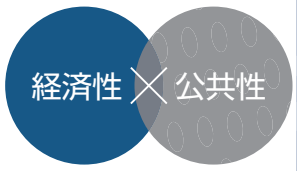

公共性については、安全で良質な水道水をいつでもお届けし続けることに加え、**災害に強い水道システムを構築**し、公共インフラとしての使命を果たしていくことが重要です。また、水道事業は現在の利用者はもとより、将来の利用者の財産でもあるため、**将来に確実に引き継いでいく必要があります。**これらを実現するためには、膨大な水道施設を適切に維持管理し、更新・耐震化するなど、必要な投資を行っていく必要があります。

こうした事業を着実に進め、今後事業費の大幅な増加が見込まれる西谷浄水場再整備や大口径管路の更新・耐震化などの財源を確保するため、**水道局では、水道料金の増額改定を行う必要がある**と考えています。また同時に、水需要の減少や多量使用者の減少といった事業環境の変化を踏まえ、**口径別料金体系へ移行するなど、料金体系を変更する必要がある**と考えています。

今後、検討をさらに深め、議会に料金改定について提案してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

水道のことなら 24 時間 365 日水道局お客さまサービスセンターへ
電話：045-847-6262（はちよんなな）　FAX：045-848-4281
（おかけ間違いのないようご注意ください）

作　成：令和２年７月　横浜市水道局経営企画課
横浜市中区本町６丁目 50 番地 10
電　話：045-671-3127　FAX：045-212-1157
Email：su-keieikikaku@city.yokohama.jp

OPEN YOKOHAMA

SAFE COMMUNITY SAKAE WARD 国際認証都市

資料Ｎｏ．９

令和２年９月定例会資料
令和２年９月23日
栄区地域振興課

自治会・町内会長　各位

栄区地域振興課資源化推進担当課長

生ごみ処理器「ミニ・キエーロ」の販売周知について

時下　ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃から地域におけるごみ量削減に、格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
栄区では、区内のごみ量削減に向けて、生ごみ処理器「キエーロ」の普及・啓発を進めており、このたび９月１日から区内３か所で販売を開始しました。
つきましては、キエーロの普及・啓発を一層推進するため、ちらしを作成しましたので、地域の掲示板への掲示をお願いします。

１　ミニ・キエーロの販売について

(1) ミニ・キエーロとは

土の中のバクテリアを利用して生ごみを消滅させる生ごみ処理容器

(2) ミニ・キエーロの区内販売について

○次の３か所で販売

㈱ファンケル　飯島事務所	栄区飯島町 109-1
㈱さくら住宅　本社	栄区桂台西 2-4-3
エミールの森ひよこ保育園	栄区小山台 1-33-10

○販売店で購入の上、店頭でお渡しする補助申請書を記載、提出すると 1,000 円で購入できます

２　依頼事項

各自治会町内会掲示板へのちらし（別紙）の掲示
※タッチーくんが記載された表面が見えるように掲示をお願いします。

担当　栄区地域振興課資源化推進担当　小松、小西
ＴＥＬ　８９４－８５７６　／　ＦＡＸ　８９４－３０９９
Ｅメール　sa-shigen@city.yokohama.jp

家庭で生ごみを肥料に

ミニ・キエーロ

販売開始

横浜市栄区内３か所で
1,000 円でご提供
（補助制度を利用した場合）

区内販売箇所	㈱ファンケル飯島事務所
	㈱さくら住宅　本社
	エミールの森ひよこ保育園

生ごみを
埋めるだけで
手間いらず

生ごみなら何でも
投入ＯＫ
臭いもなし

お問合せ　横浜市栄区地域振興課
TEL 045-894-8576 ／ FAX 045-894-3099

栄区ＨＰはこちらから

ミニ・キエーロとは

土の中のバクテリアを利用し生ごみを消滅させる生ごみ処理容器です。

- 用意するのは黒土だけ
- 食用油、カレー等、投入物の制限はほぼありません
- 土に埋めるため、臭いません
- 分解後の土を堆肥として使えます

サイズ　58cm×39cm×33cm ／約 27L

▲マンションのベランダでも使いやすいミニ・キエーロ

販売箇所（横浜市栄区内３か所）

㈱ファンケル　飯島事務所

栄区飯島町 109-1　販売時間 10 時～ 16 時　定休日　土日祝　「飯島南谷」バス停 徒歩３分

さくら住宅本社

栄区桂台西 2-4-3　販売時間 10 時～ 16 時　定休日　水土祝　「桂台中央」バス停 徒歩３分

エミールの森ひよこ保育園

栄区小山台1-33-10　販売時間 10 時～ 16 時　定休日　土日祝　「小菅ヶ谷橋」バス停 徒歩３分

通常価格3,000円のところ
①栄区民で
②購入時に補助金申請書をお書きいただくと、
補助制度により2,000円引き
税込1,000円でご提供します。
※補助金申請書は店頭でお渡し

※補助制度の開始に伴い、
今年度のモニター募集は実施しません。

資料No.10

9 月 区 連 会 資 料
令 和 2 年 9 月 23 日
栄 区 地 域 振 興 課

第二次栄区読書活動推進目標（原案）への意見聴取について

栄区では、第二次横浜市民読書活動推進計画を踏まえ、新たに第二次栄区読書活動推進目標を策定します。

このたび、関係機関の意見等を聞きながら目標原案を作成しましたので、区民の皆様に周知し、御意見をお寄せいただきます。

１　意見聴取の概要

(1)　目標（原案）及び意見用紙の配布場所

・栄区役所地域振興課生涯学習支援係（栄区役所本館４階 47 番窓口）
・栄図書館（３番窓口）
・区内の地区センター（３か所）及びコミュニティハウス（４か所）
・あーすぷらざ

(2)　提出期間

令和２年 10 月 1 日（木）～10 月 31 日（土）

(3)　提出方法

メール、郵送、ＦＡＸまたは直接持参（地域振興課か栄図書館の窓口へ）

(4)　その他

目標（原案）及び意見用紙は栄区ホームページにも掲載します。

（ 第二次栄区読書活動推進目標 で検索）

２　策定時期

令和３年３月

担当：地域振興課　生涯学習支援係
細井・瀬川
TEL:894－8395
FAX:894－3099
Email：sa-chishin@city.yokohama.jp

第二次栄区読書活動推進目標(原案)について
区民の皆様のご意見をお聞かせください！

【趣旨】

横浜市では、「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」を平成 26 年 4 月に施行し、第一次横浜市民読書活動推進計画(平成 26～30 年度)を策定しました。

栄区では、この計画に基づき、(第一次)栄区読書活動推進目標を平成 27 年 3 月に策定し、区民の皆様が気軽に読書に親しめるよう、読書活動を推進してきました。

その後、平成 28 年度までに全ての小中学校及び特別支援学校に学校司書が配置されるとともに、平成 29 年度には、飯島中学校と西本郷中学校が「子供の読書活動優秀実践校」として文部科学大臣より表彰されました。また、平成 30 年 10 月にセーフコミュニティ再認証を取得するなど、栄区の読書活動を取り巻く状況は大きく変わろうとしています。

栄図書館の貸出冊数は、令和元年度で年間 40 万冊を超えており、区民 1 人あたりで換算すると市内第 2 位となり、区民の読書活動は高い水準にあります。

このたび、令和元年 12 月には、第二次横浜市民読書活動推進計画(令和元～5 年度)が策定されましたので、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、栄区の地域性に対応した読書活動の推進を図るため、今後、おおむね 5 年間の第二次栄区読書活動推進目標を策定します。

第二次栄区読書活動推進目標と具体的な取組(原案)

目標 1　読書を身近で気軽に親しめるようにします。

読書関連施設(あーすぷらざ映像ライブラリー・情報フォーラム、地区センター及びコミュニティハウスの図書コーナー)に対する区民の認知度を向上させて読書活動の場としての存在感を発揮させます。

また、図書館及び読書関連施設が所蔵している図書資料の情報、読書活動団体に関する情報、読書関連イベント等の情報を区民に向けてタイムリーに発信します。

〈具体的な取組〉

◆区役所や図書館などで読書関連施設を定期的に紹介し、読書を身近で気軽に親しめる場としてＰＲします。（新規）

◆毎年 11 月の「市民の読書活動推進月間」を中心に、図書館及び読書関連施設では、イベントの開催や図書資料の企画展示などを行い、子どもから高齢者まで、より多くの人が読書に親しみ、かつ楽しむことができるようにします。(継続)

◆乳幼児には、幼少期から読書に親しむ習慣をつけるため、図書館司書が図書館及び区役所の乳幼児健診において、おはなし会、読み聞かせ、絵本の紹介などを行います。(継続)

◆図書館及び読書関連施設のホームページの充実を図ります。また、区役所のホームページでは、区内の読書活動に関する情報を一元的に取り扱うとともに、図書館及び読書関連施設のホームページとリンクを貼ります。（新規）

【消防ワールド＆おはなし会】令和元年 11 月 9 日開催
栄消防署との協働により防災体験と消防おはなし会をパッケージしました。

【読み聞かせ】あーすぷらざでは、映像ライブラリーで二言語の読み聞かせを行ないました。

目標２　読書活動の魅力を高め区民の読書意欲を向上させます。

区役所と図書館等が連携して読書活動推進事業を効果的に実施します。
図書館、あーすぷらざ、小中学校では、司書によるレファレンスサービスを充実させて、利用者の満足度を高めます。

〈具体的な取組〉

◆読書啓発イベントとして、ビブリオバトル（誰でも参加できる本の紹介ゲーム）、読書講演会などを開催し、読書活動のきっかけになるようにします。（継続）

◆読書意欲の向上を図るため、読んだ本の記録や感想を書き残す読書ノート、親子のえほんノートなどの啓発グッズを作成し配布します。（継続）

◆図書館、あーすぷらざ、小中学校では、利用者の調べたいこと、探している図書資料などの相談ごとに対する司書のレファレンスサービスについて、的確な対応に心掛けて利用者の満足度向上につなげます。（新規）

◆図書館の中庭及びテラス、上郷地区センターの西花壇などは快適な読書活動に寄与する資源として活用します。（継続）

◆開館から30 年以上が経過した図書館の施設・設備の老朽化対策を計画的に推進します。また、図書館及び読書関連施設では新型コロナウイルス等の感染予防対策を徹底するとともに、利用者のマナー向上を図り、誰もが快適で安全・安心して読書活動を行えるようにします。（新規）

【ビブリオバトル】令和元年 12 月７日開催
バトラーは市立中学６校の生徒と区内で読書活動に携わる成人の方にお願いしました。

【読書講演会】令和２年２月６日開催
身近な大人が手渡す本が子どもの生きる力を培うことについて、大変ユニークで興味深いお話をいただきました。

【読書ノート＆親子のえほんノート】

目標３　読書活動ネットワークの充実を目指します。

図書館では、読書活動の拠点として読書活動を支援するためのセンター機能を強化し、読書関連施設及び小中学校との連携を目指します。
また、あーすぷらざは、世界の多様な文化に触れ、環境・平和・人権など世界規模で起きている問題を考えることができる専門図書館として引き続き機能していきます。
読書活動の担い手となるボランティアの発掘・育成を推進するとともに、ボランティアのスキルアップや相互交流を図り、ネットワークづくりを促進します。

〈具体的な取組〉

◆図書館と読書関連施設の連携を推進します。（新規）

◆区民から寄贈された本を再利用し、図書館及び読書関連施設の蔵書を充実させます。（継続）

◆司書教諭及び学校司書のスキルアップのための支援、図書館蔵書の教職員向け貸出しなど、図書館と小中学校の連携を強化し、学校図書館の充実に取り組みます。（継続）

◆読み聞かせ・わらべうた、図書修理など、ボランティア活動の場や機会を提供するとともに、実習と交流を組み合わせた講座、講習会などを開催し、ボランティアのスキルアップと相互交流を図ります。（継続）

【読み聞かせボランティア講座】令和元年 12 月３日開催
豊田地域ケアプラザではボランティアのスキルアップのために、実演を交えた講座としました。

※第二次目標では第一次目標における取組の成果と課題を踏まえ一層の深度化を図ります。

「第二次栄区読書活動推進目標（原案）」について
ご意見をお聞かせください！

栄区では、第二次横浜市民読書活動推進計画を踏まえて、新たに第二次栄区読書活動推進目標を策定します。

提出期間　令和２年 10 月１日（木）～10 月 31 日（土）

提出方法　「意見用紙」にご記入のうえ、次のいずれかの方法によりご提出ください。

①持参：栄区地域振興課生涯学習支援係（栄区役所本館４階 47 番窓口）（月～金曜日 8:45~17:00）
　　栄図書館（３番窓口）（火～金曜日 9:30~19:00　土・日・月曜日、祝日 9:30~17:00　休館日 10 月 19 日(月)）

②郵送：〒247-0005　横浜市栄区桂町 303 番地 19
　　栄区地域振興課生涯学習支援係あて　（当日消印有効）

③E メール：sa-chishin@city.yokohama.jp

④FAX：045-894-3099　栄区地域振興課生涯学習支援係あて

◎目標（原案）及び意見用紙は次の方法でもご確認いただけます。
（区民意見聴取の HP）
第二次栄区読書活動推進目標　で検索
（URL：）

※目標（原案）及び意見用紙の配布場所
- 栄区役所地域振興課生涯学習支援係（栄区役所本館４階 47 番窓口）
- 栄図書館（３番窓口）
- 区内地区センター（３か所）及びコミュニティハウス（４か所）
- あーすぷらざ

<意見聴取に関する注意事項>
○お聞かせいただいたご意見については、第二次栄区読書活動推進目標の策定及び今後の読書活動推進にあたって、参考にさせていただきます。個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
○ご意見の提出に伴い取得した氏名、住所等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理します。

[お問い合せ]
栄区地域振興課生涯学習支援係
〒247-0005　栄区桂町 303 番地 19
TEL：045-894-8395　FAX：045-894-3099

栄図書館
〒247-0014　栄区公田町 634-9
TEL：045-891-2801　FAX：045-891-2803

意見用紙　提出締切：令和２年 10 月 31 日（土）

第二次栄区読書活動推進目標（原案）へのご意見をご記入ください。

目標１（読書を身近で気軽に親しめるようにします。）について

目標２（読書活動の魅力を高め区民の読書意欲を向上させます。）について

目標３（読書活動ネットワークの充実を目指します。）について

その他ご意見がありましたらご記入ください。

ご意見ありがとうございました。

栄区内に在住・在勤・在学かお知らせください（該当するものに○をつけてください）。

在住　・　在勤　・　在学

資　　料　No. 11

災害用備蓄食料を
無償でお配りします！

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

1　お配りする備蓄食料

①非常災害用クラッカー　400 箱（28,000 食）程度

【参考】
- 1 箱当たりの食数
  70 食
- 賞味期限
  2021 年 4 月もしくは 5 月
- 1 箱あたりの梱包の大きさ
  26cm×49cm×37cm

②保存パン　1,500 箱（30,000 食）程度

【参考】
- 1 箱当たりの食数
  20 食
- 賞味期限
  2021 年 4 月
- 1 箱あたりの梱包の大きさ
  32cm×40cm×12cm

③水缶詰　3,000 箱（72,000 本）程度

【参考】
- 1 箱当たりの本数
  24 本
- 賞味期限
  2021 年 10 月もしくは 2022 年 1 月
- 1 箱あたりの梱包の大きさ
  27cm×40cm×13cm

裏 面 あ り

④おかゆ　600 箱（12,000 食）程度

【参考】
・　1 箱当たりの食数
　20 食
・　賞味期限
　2021 年 5 月
・　1 箱あたりの梱包の大きさ
　32cm×40cm×12cm

2　対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※　民間企業は対象外とさせていただきます。

3　申込方法

(1)　申込期間

令和 2 年 10 月 5 日（月）から 10 月 16 日（金）まで

【応募が配布可能数を超えた場合】
・　申込多数の場合は、受付期間終了後抽選とさせていただきます。
・　抽選結果については、郵送でお知らせします。

(2)　申込方法

ア　郵送もしくは FAX

申込書に必要事項を記入し、次ページ「問合せ先」に記載の担当まで送付してください。

イ　インターネット

本市ホームページの専用フォームからお申し込みください。

横浜市　備蓄有効活用　検索

お申込みはこちら

ウ　E メール

下記のメールアドレスに申込書を添付してお送りください。

so-chiikibousai@city.yokohama.jp

(3)　注意事項

ア　申込みは 1 種類のみとし、最大 5 箱までです。

イ　申込みは 1 団体 1 通とし、2 通目以降は無効とします。

ウ　郵送での配布は行っていませんので、引き取り場所までにお越しいただくことになります。
その際は、必ずマスクを着用してください。

エ　配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。

オ　賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。

4　備蓄食料の引渡し

(1) 期間

令和２年 11 月９日（月）から 11 月 13 日（金）まで

(2) 引渡場所

横浜市南部方面備蓄庫（横浜市金沢区富岡東２－２－10）

※　引渡時に職員が立ち会いますが、常駐しておらず、固定電話はありません。

(3) 案内図

5　問合せ先

横浜市総務局地域防災課

〒231-0017

横浜市中区本町６-50-10

（電話）045-671-2011　（FAX）045-641-1677

※　FAX で申込みいただく場合は、午前９時から午後５時までの間にお願いします。

今年度は今回が最後となりますので、

たくさんのご応募をお待ちしています！

横浜市総務局地域防災課　宛

横浜市災害用備蓄食料無償配布　申込書

法人・団体名			
担当者	氏名		
	連絡先	固定電話（　　） 携帯電話（　　） ※　平日の日中につながる電話番号をご記載ください。	
提供希望数 ※1 種類のみ ※最大５箱	非常災害用クラッカー（１箱 70 食入り）		箱
	保存パン（１箱 20 食入り）		箱
	水缶詰（1 箱 24 本入り）		箱
	おかゆ（1 箱 20 食入り）		箱
使用目的			
	【注意事項】 ・　賞味期限までに期間が限られていますので、備蓄にはご利用いただけません。 ・　家庭内備蓄の啓発を目的にしていますので、動物の餌、肥料等でのご使用はご遠慮ください。		
受取可能日	受取可能な日付の時間帯を３か所以上ご選択いただき、「〇」をご記入ください。（受取日時はこちらから指定させていただきます。）		

日付	時間帯	
	午前 （10 時から 12 時）	午後 （２時から４時）
11 月９日（月）		
11 月 10 日(火)		
11 月 11 日(水)		
11 月 12 日(木)		
11 月 13 日(金)		

※　当該申込書にて知り得た個人情報は目的外の使用及び第三者へ提供は一切しません。

※　ＦＡＸでお申込みいただく場合は、午前９時から午後５時までの間でお願いします。

抽選結果の送付先

抽選結果を郵送する際の宛名に使用させていただくため、お間違いのないようご記載ください。

－－

ご住所	〒　　－ 横浜市
お名前	様

資料No.12

市連会９月定例会説明資料
令 和 ２ 年 ９ 月 １１ 日
都 市 整 備 局 ＩＲ 推 進 課

横浜ＩＲ（統合型リゾート）について

日頃より自治会町内会の皆様方には横浜市政にご協力賜り、厚く感謝申し上げます。

今月は、以下の３点についてお知らせいたします。

１　実施方針の公表延期について

８月の公表を予定していた実施方針については、新型コロナウイルス感染症の状況や、ＩＲに関する国や他都市の状況などを総合的に鑑み、より良い形でＩＲ事業を推進していくため、公表を延期しました。

２　「横浜ＩＲ（統合型リゾート）の方向性」の公表について

本市では、ＩＲ整備法に基づき策定する実施方針の参考とするため、今年３月に「横浜ＩＲ（統合型リゾート）の方向性（素案）」を作成し、パブリックコメントを実施しました。市民の皆様からお寄せいただいたご意見等を参考に修正を行い、このたび、「横浜ＩＲ（統合型リゾート）の方向性」として公表しました。

３　横浜ＩＲ公式ウェブサイトの開設について

横浜ＩＲ（統合型リゾート）について、市民の皆様をはじめ、多くの方が横浜ＩＲの情報をご覧になり、ご理解を深めていただけるよう公式サイトを開設しました。

横浜市ＨＰ　トップページ

ＩＲ（統合型リゾート）のページ

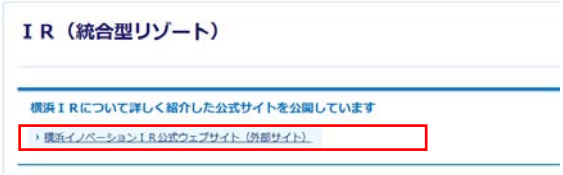

○資料

１　横浜ＩＲ（統合型リゾート）の方向性（素案）に関するパブリックコメントの実施結果等の公表について
２　「横浜ＩＲ（統合型リゾート）の方向性」
３　「横浜ＩＲ（統合型リゾート）の実現に向けて」（市長説明動画 DVD）

担当　都市整備局ＩＲ推進課
TEL　６７１－４１３５
FAX　５５０－３８６９

横　浜　市　記　者　発　表　資　料

令和２年８月 28 日
都市整備局ＩＲ推進課

横浜ＩＲ（統合型リゾート）の方向性（素案）に関するパブリックコメントの実施結果等の公表について

横浜市では、ＩＲ整備法に基づき策定する実施方針の参考とするため、今年３月に「横浜ＩＲ（統合型リゾート）の方向性（素案）」を作成し、パブリックコメントを実施しました。このたび、パブリックコメントの結果がまとまったため、公表します。また、パブリックコメントにていただいた市民の皆様のご意見等を参考に修正を行った、「横浜ＩＲの方向性」もあわせて公表します。

なお、「横浜ＩＲの方向性（素案）に関するパブリックコメントの実施結果」及び「横浜ＩＲの方向性」は、市ウェブページ、区役所、市民情報センター、ＩＲ推進課で閲覧することができます。
※閲覧場所等で冊子を印刷してのお渡しはしておりません。予めご了承ください。
※横浜ＩＲの方向性のウェブページ
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/houkousei.html

横浜ＩＲの方向性　検索

１　パブリックコメントの実施概要

(1) 意見募集期間
令和２年３月６日（金）から４月６日（月）まで

(2) 意見提出方法
郵送、ファクシミリ、電子メール、窓口持参

２　パブリックコメントの実施結果

延べ 5,040 人・団体から、9,509 件のご意見の提出がありました。

【表１】ご意見の提出者数

提　出　方　法	意見の提出者数
郵　　送	１，７８２
Ｆ　Ａ　Ｘ	１，１８９
電 子 メ ー ル	１，７２４
窓　口　持　参	３４５
合　　計	５，０４０

【表２】いただいたご意見の分類

意見の項目	意見数
方向性（素案）に関する意見	８，６２１件
横浜ＩＲの方向性　基本コンセプト	（９９５件）
横浜ＩＲの方向性１　世界最高水準のＩＲを実現	（８７７件）
横浜ＩＲの方向性２　都心臨海部との融合	（７８９件）
横浜ＩＲの方向性３　オール横浜で観光・経済にイノベーションを	（１，６２０件）
横浜ＩＲの方向性４　安全・安心対策の横浜モデルの構築	（１，３６６件）
取組の背景、ＩＲ実現の効果、地域の理解促進･合意形成、スケジュール等	（２，９７４件）
その他の意見等（素案に関連しない意見等）	８８８件
合　　計	９，５０９件

【表３】いただいたご意見への対応状況

分　類	対応状況	意見数
修　正	素案変更の参考とさせていただくもの	３８７件※
参　考	案に既に記載されているもの、 今後の事業・取組等の参考とさせていただくもの	８，２３４件
その他	その他の意見等（素案に関連しない意見等）	８８８件
合　計		９，５０９件

※「横浜ＩＲの方向性（素案）」は、387 件のご意見を踏まえて、39 か所を修正しました。（39 か所の修正内容は、令和２年６月 30 日開催の建築・都市整備・道路委員会 報告資料をご覧ください。）
https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kiroku/katsudo/r2/kentodou2020R2.files/j7-20200630-tb-42.pdf

お問合せ先
都市整備局ＩＲ推進課担当課長　　田川　和弘　Tel 045-671-2669

横浜ＩＲ(統合型リゾート)の方向性

2020年８月

横浜市

OPEN YOKOHAMA

目次

1　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　横浜ＩＲ実現への取組の背景　・・・・・・・・・・・・・・・　3
（１）　現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
（２）　横浜の観光・ＭＩＣＥの現状　・・・・・・・・・　7
（３）　横浜の持つポテンシャル　・・・・・・・・・・・　9
（４）　上位計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（５）　将来を見据えた横浜市の取組　・・・・・・・・・１６
（６）　日本型ＩＲの基本方針　・・・・・・・・・・・・１７
（７）　横浜都心臨海部のまちづくり　・・・・・・・・・１９
（８）　横浜ＩＲの立地場所　・・・・・・・・・・・・・２１
参考（ＩＲの事例と効果）　・・・・・・・・・・・・・２３

3　横浜ＩＲの方向性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
（１）　基本コンセプト　・・・・・・・・・・・・・・・２６
（２）－１ 世界最高水準のＩＲを実現　・・・・・・・・・３１
（２）－２ 必要な機能・施設　・・・・・・・・・・・・・３３
（３）－１ 都心臨海部との融合　・・・・・・・・・・・・４７
（３）－２ 都市デザイン・景観形成　・・・・・・・・・・４８
（３）－３ スマートシティ・環境・防災など　・・・・・・５０
（３）－４ スマートな交通環境の構築　・・・・・・・・・５３
（４）　オール横浜で観光・経済にイノベーションを・・５５
（５）－１ 安全・安心対策の横浜モデルの構築　・・・・・５９
（５）－２ 依存症対策　・・・・・・・・・・・・・・・・６１
（５）－３ 治安対策などの懸念事項　・・・・・・・・・・８０

4　ＩＲ実現による効果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・８７
（１）　横浜へ拡がるＩＲの効果　・・・・・・・・・・・８８
（２）　全国への波及効果　・・・・・・・・・・・・・・９０
（３）　納付金・入場料の使途　・・・・・・・・・・・・９１
（４）　市民の豊かな暮らしへ　・・・・・・・・・・・・９２
参考（ＩＲによる消費活動）　・・・・・・・・・・・・９４

5　地域の理解促進・合意形成に向けた取組　・・・・・・・・９５
（１）　基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・９６
（２）　広報計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・９７
（３）　市民説明会　・・・・・・・・・・・・・・・・・９８

6　スケジュール等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９９
（１）　今後のスケジュール　・・・・・・・・・・・・１００
（２）　これまでの検討経過　・・・・・・・・・・・・１０２
（３）　パブリックコメント・・・・・・・・・・・・・１０３

1　はじめに

1 はじめに

横浜市の現状・課題

横浜市においては、人口減少社会の到来を迎え、超高齢社会が進展し、生産年齢人口の減少や老年人口の増加による消費、税収の減少など、経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれています。こうした状況の中でも、開港以来大切にしてきた横浜の歴史や文化を守り、子育て、医療、福祉、教育など、市民の皆様の安全安心な生活を将来にわたって支えていく必要があります。

これまでも、企業誘致やクルーズポートの整備、待機児童対策、小児医療費助成の拡充など、様々な施策・課題に取り組んできました。横浜市が、今後も都市活力を維持していくためには、あらゆる方策・課題に対応していかなければなりません。

このような状況の中で、国が成長戦略と地方創生の大きな柱として位置付け「観光先進国」としての日本を実現するために制定された、「特定複合観光施設区域整備法（以下　ＩＲ整備法）」に定める「日本型ＩＲ」を実現することは、これからの横浜の課題を解決していくための重要な手法の一つです。

横浜のまちづくりの歴史

横浜は1859年の開港以来、様々な社会状況の変化の中で、その時代の要請に応えられるよう「進取の気概」をもち、積極的に新しいものを取り入れていく、先進的で横浜らしいまちづくりを展開してきました。

開港を契機に、海外諸国との交易の中心地となった横浜は、世界中から集まる人・モノ・情報・文化にあふれ、文明開化の名のもとに、近代日本の成長をけん引する国際的な港湾都市として、目覚ましい発展を遂げてきました。中でもその中心であった関内地区では、外国人居留地の誕生など、国際性豊かな市街地が形成されるとともに、外国人技術者による近代的な技術の導入、時代の先駆けとなるまちづくりが進められてきました。また、関東大震災や横浜大空襲など、社会状況の変化の中で直面した様々な困難な時期においても、将来に向けたより新しいまちづくりが進められてきました。

その後、昭和の高度経済成長期を迎える一方で、様々な都市問題が発生する中、現在の横浜市の骨格をつくる「六大事業」の推進が提案され、その中のひとつである「都心部強化事業」により、港湾機能の質的転換が図られ、当時分断されていた関内・関外地区と横浜駅周辺地区の二つの核が一体化した新しい横浜都心部が形成されました。また、機能性と美的性・人間性を両立させる「都市デザイン手法の導入」や「文化芸術」の創造性をまちづくりに生かす「創造都市・横浜」の取組など、時代を先駆けるまちづくりが進められています。

横浜を世界から選ばれるデスティネーション（目的地）へ

『横浜ＩＲ』も、これまでのまちづくりと同様に、都心臨海部が育んだ港町横浜ならではの歴史・文化を継承します。美しい港や水際線を身近に感じる豊かな都市空間の景観を生かし、富士山が望めるＩＲとして、日本の新しい顔となるシンボリックなリゾートを都心臨海部一体となって形成します。

そして、次の時代の横浜の活力をけん引し、新産業を創出させる「これまでにないスケールとクオリティを備えたＭＩＣＥ施設」や、「世界の富裕層から地域の家族連れまで満足させる多様なニーズに応えるホテル群」、「観客を魅了する一流のショーやエンターテイメント」、「子供から訪日外国人まで楽しめるアトラクション」「日本各地の魅力や文化を世界に発信し、来訪客を全国各地に送り出すゲートウェイ機能」を、この横浜に整備していきます。

『横浜ＩＲ』を起爆剤として、横浜の観光・経済にイノベーションをもたらし、横浜が「観光先進国・日本」の新たな顔として世界から選ばれるよう、オール横浜で『横浜ＩＲ』を推進していきます。

２　横浜ＩＲ実現への取組の背景

（1）現状と課題

日本全体が人口減少社会に突入し、高齢化率は年々増加傾向にあります。日本の名目GDP推移もほぼ横ばいとなっており、国際競争力の低下が懸念されています。

日本の現状

国際競争力の低下

- 日本の名目GDP推移は、最近10年間ほぼ横ばい。
- 日本の名目GDPが世界全体に占める割合は、2000年の14.4％から、2017年は6.1％に大きく減少し、国際的地位が低下。

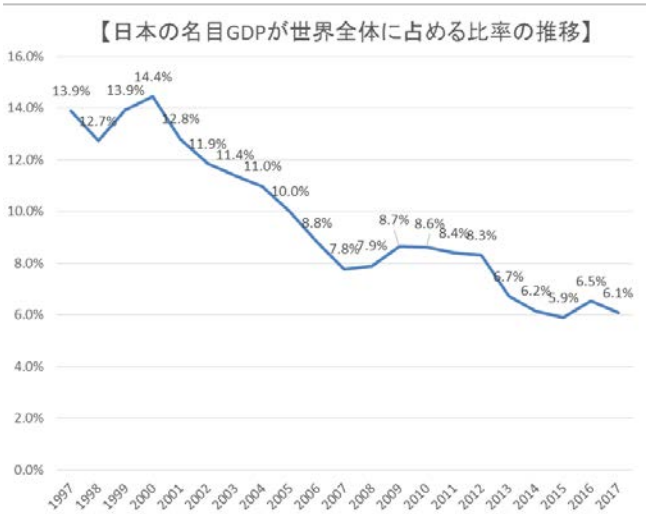

出典：International Monetary Fund “World Economic Outlook Database: October 2018 Edition”より作成

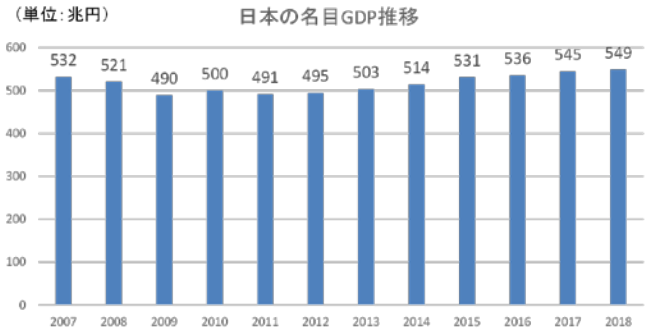

出典：内閣府　国民経済計算（GDP統計）より作成

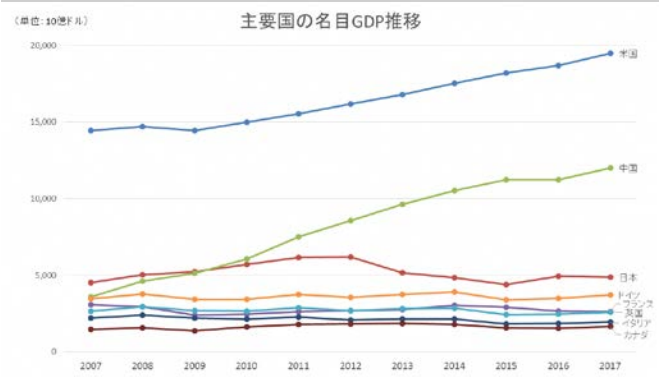

出典：International Monetary Fund “World Economic Outlook Database: October 2018 Edition”より作成

高齢化社会

- 日本は人口減少社会に突入し、高齢化率は年々増加傾向。

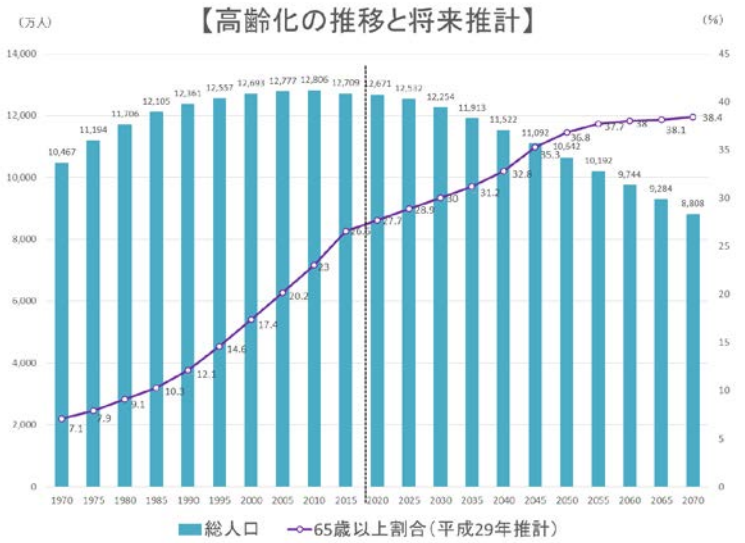

出典：内閣府「平成30年版高齢社会白書（全体版）」より作成

2　横浜ＩＲ実現への取組の背景

横浜市の人口は、2020年以降人口減少に転じ、少子高齢化が進むと予測されています。

横浜の現状

出典：横浜市将来人口推計より作成

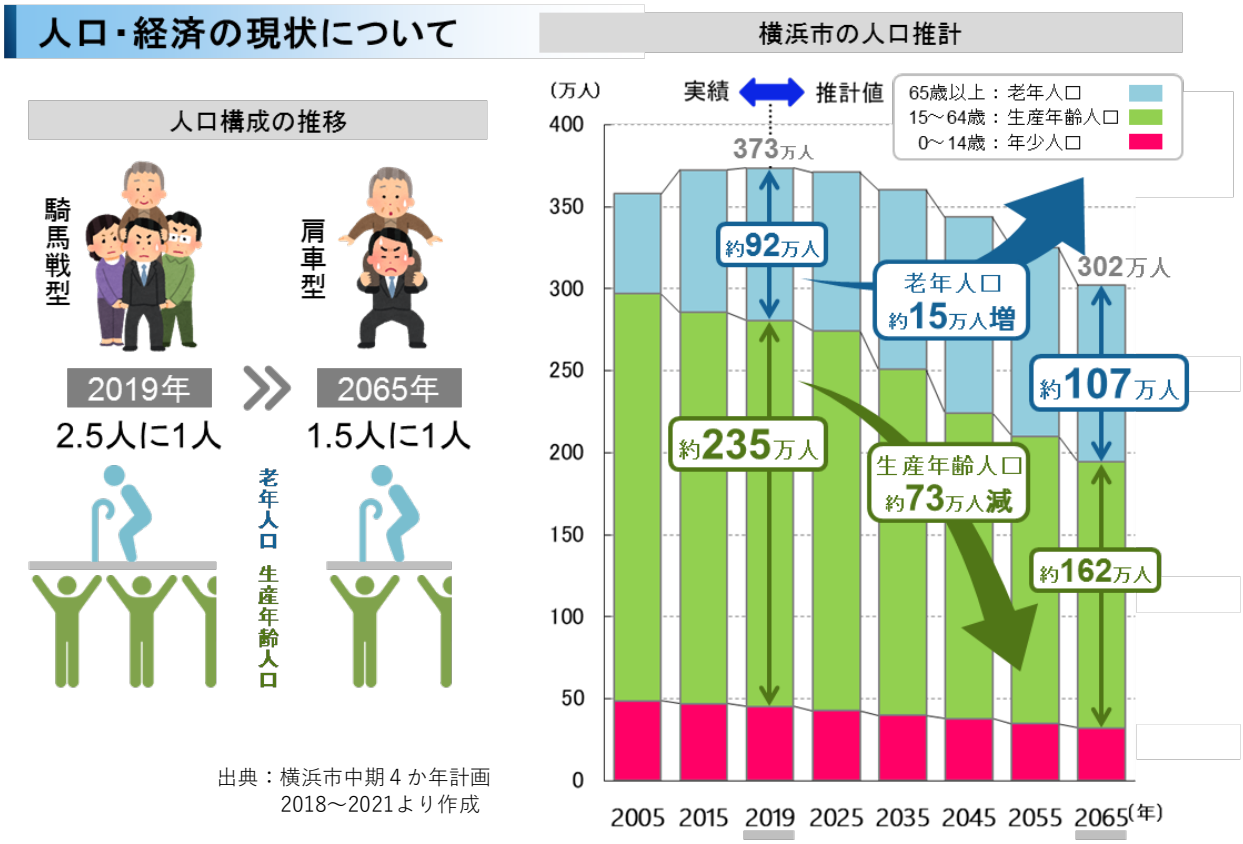

出典：横浜市中期４か年計画
2018～2021より作成

2　横浜ＩＲ実現への取組の背景

（１）現状と課題

横浜市では、生産年齢人口の減少に伴い、市税収入の減少（市税収入の約５割は個人市民税）が見込まれるとともに、高齢化社会等による医療・介護などの扶助費等の増加や公共施設の老朽化に伴う保全・改修費の増加などが見込まれており、これらの財政需要に対応するため、法人市民税等、多様な増収策が求められています。
法人市民税、上場企業数の他都市比較を見ても、上場企業数は東京23区に比べて17分の１、法人市民税は14分の１にとどまっており、大きな課題です。

横浜の財政の現状

法人市民税の推移

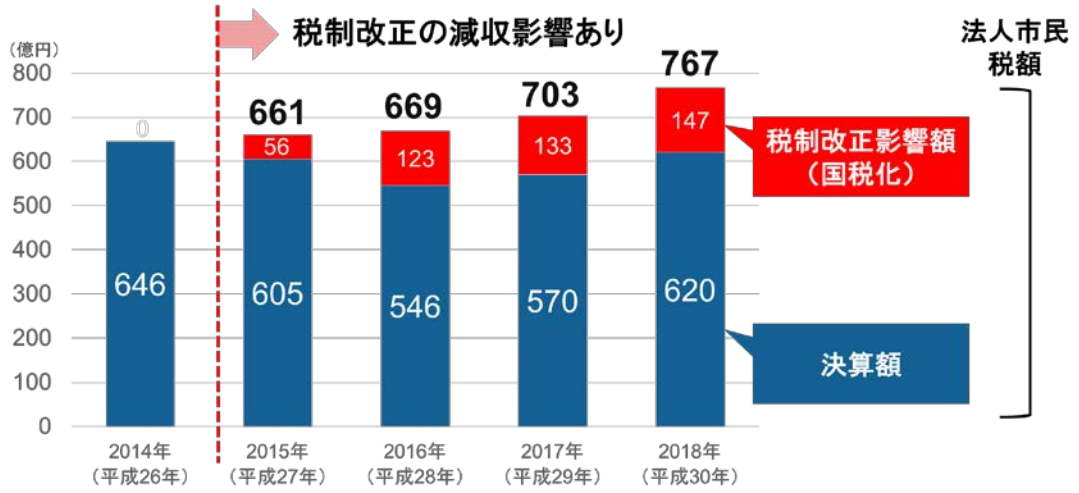

法人市民税・上場企業数の他都市比較

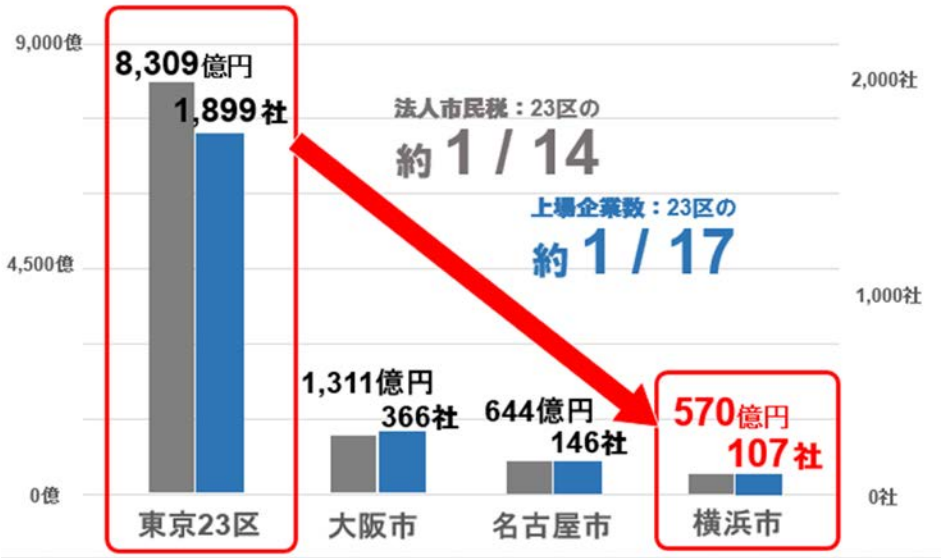

出典：上場企業数は、㈱東洋経済新報社　上場版会社概要データ（2018年12月現在）より作成
法人市民税は2017年度決算ベース、東京都は法人都民税より作成（東京23区の法人市町村税相当額と東京都の法人道府県民税相当額の合計額）

（２）横浜の観光・ＭＩＣＥの現状

横浜市内の「過去５年間の延べ外国人宿泊者数の伸率」は、全国平均より低い状況にあります。また、横浜市内の観光客も、８割以上が日帰り観光客であり、圧倒的に宿泊客が少ない状況にあります。

横浜の観光の現状

過去の５年間の延べ外国人宿泊者数の伸率の推移

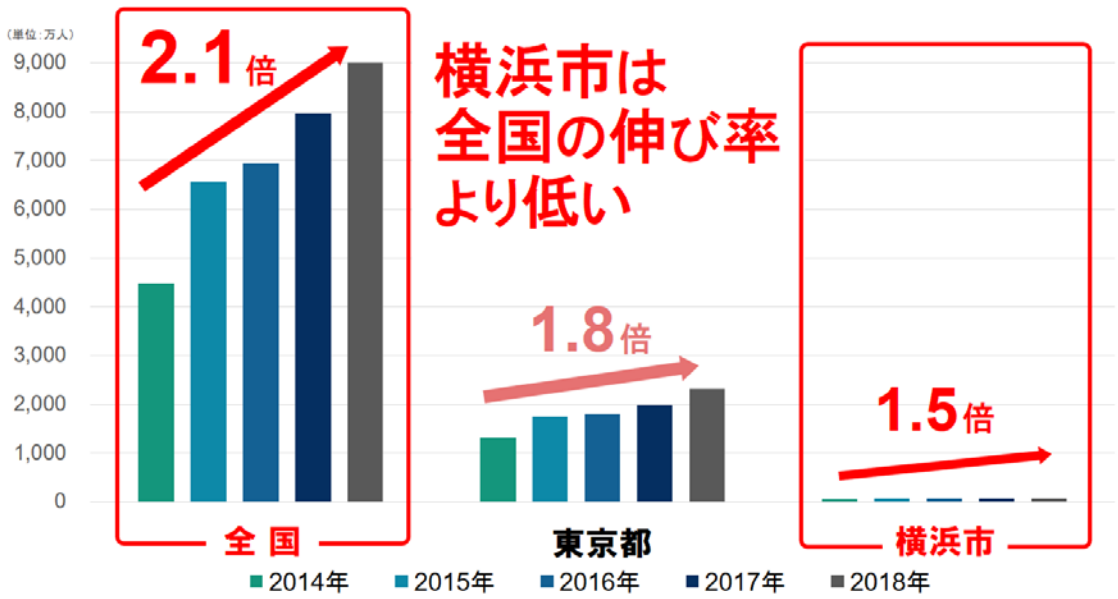

出典：宿泊旅行統計調査（観光庁）等より作成

横浜市内の日帰り、宿泊者の割合

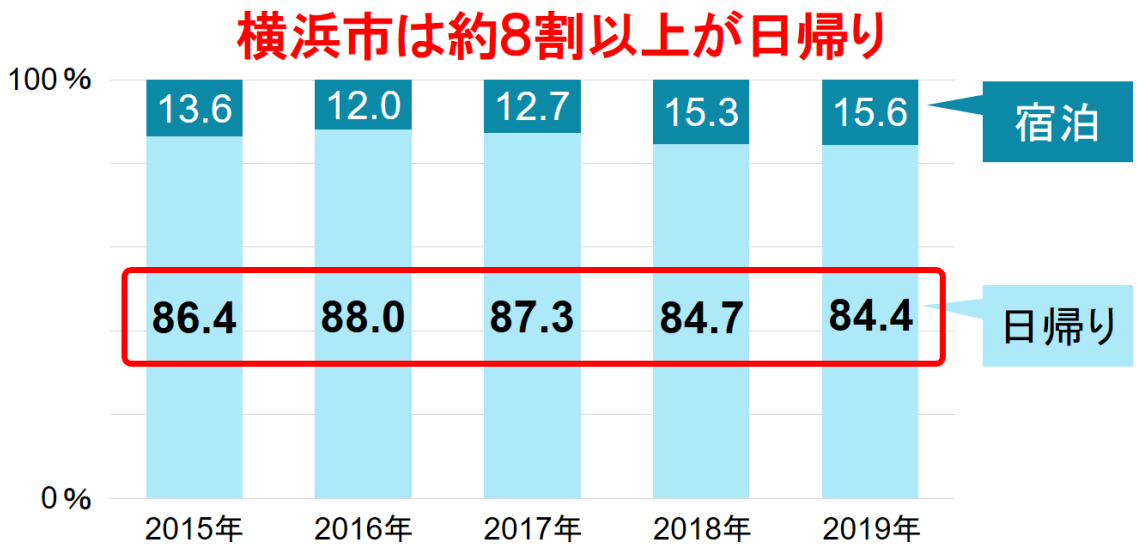

出典：横浜市記者発表資料（観光集客実人員）より作成

（2）横浜の観光・ＭＩＣＥの現状

国際会議場

横浜市にある日本最大級の複合コンベンション施設である「パシフィコ横浜」は、最大の収容人数が5,000人を超える国立大ホールを備えており、稼働率が80％を超える状況です。しかし、他都市との国際会議件数（UIA基準）の比較では、東京やアジア各国に大きく水を開けられている状況です。

横浜市のMICE※実績

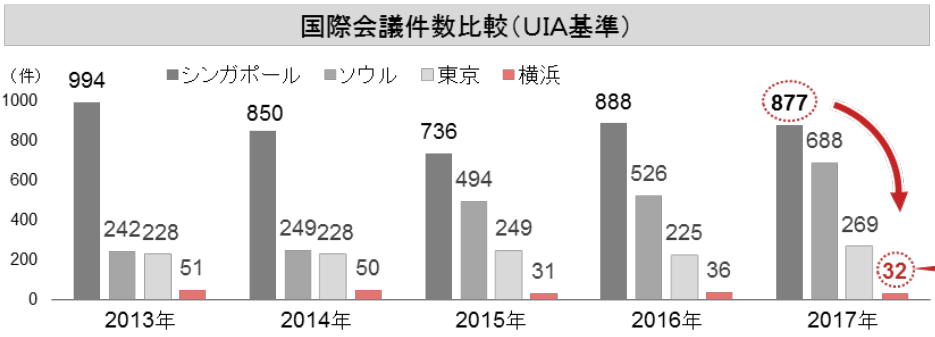

※MICE：
企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）などの総称

出典：JNTO 国際会議統計より作成

展示場

世界ではハノーバー（ドイツ）の46.6万㎡をはじめ、大規模な展示場が多数存在し、日本最大の東京ビッグサイト（8.0万㎡（2015年時点））は、世界第73位、アジア第19位にとどまります。パシフィコ横浜は、日本で５番目であり、展示会場の総床面積は約2万㎡（2015年時点）となっています。

順位	国名	都市名	面積（万㎡）
1	ドイツ	ハノーバー	46.6
2	中国	上海	40.3
3	ドイツ	フランクフルト	36.7
4	イタリア	ミラノ	34.5
5	中国	広州	33.8
6	中国	昆明	31.0
7	ドイツ	ケルン	28.4
8	ドイツ	デュッセルドルフ	26.2
9	フランス	パリ	24.3
10	アメリカ	シカゴ	24.2
11	スペイン	バルセロナ	24.0
12	スペイン	バレンシア	23.1
13	フランス	パリ	22.7
14	ロシア	モスクワ	22.6
15	中国	重慶	20.4
16	イギリス	バーミンガム	20.2
17	中国	上海	20.0
17	スペイン	マドリッド	20.0
17	イタリア	ボローニャ	20.0
⋮	⋮	⋮	⋮
27	中国	武漢	15.0
⋮	⋮	⋮	⋮
29	タイ	バンコク	14.0

順位	国名	都市名	面積（万㎡）
⋮	⋮	⋮	⋮
34	中国	義烏	12.0
34	中国	青島	12.0
⋮	⋮	⋮	⋮
45	中国	成都	11.0
⋮	⋮	⋮	⋮
49	シンガポール		10.9
⋮	⋮	⋮	⋮
51	韓国	ソウル	10.8
⋮	⋮	⋮	⋮
54	中国	北京	10.7
55	中国	瀋陽	10.5
55	中国	深セン	10.5
⋮	⋮	⋮	⋮
64	中国	東莞	9.6
⋮	⋮	⋮	⋮
69	中国	香港	8.3
⋮	⋮	⋮	⋮
72	中国	上海	8.1
73	日本	東京ビッグサイト	8.0
73	中国	大連	8.0
73	中国	南京	8.0
⋮	⋮	⋮	⋮

順位	国名	都市名	面積（万㎡）
79	中国	広州	7.9
⋮	⋮	⋮	⋮
86	中国	マカオ	7.5
⋮	⋮	⋮	⋮
88	日本	幕張メッセ	7.2
⋮	⋮	⋮	⋮
91	日本	インテックス大阪	7.0

・・・アジアの展示場
・・・日本の展示場

出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料より作成

（３）横浜の持つポテンシャル

世界的企業の拠点

横浜市では、「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（平成16年３月制定）」に基づき、まちづくり施策と連動しながら、戦略的な企業誘致を進めています。

企業誘致の主な実績

2019年
- 資生堂グローバルイノベーションセンター S/PARK
- 京急グループ本社（①）

2020年～
- 村田製作所みなとみらいイノベーションセンター （②）
- ソニー株式会社
- いすゞ自動車株式会社

スポーツイベント等

日本中が感動と興奮に包まれたラクビーワールドカップ2019™では、横浜国際総合競技場で、決勝、準決勝を含む６試合が行われました。決勝戦では、過去最高となる７万１０３人の入場者数を記録しました。

また、「東京2020オリンピック・パラリンピック」でも、横浜は、野球・ソフトボール、サッカー競技の会場となっており、大規模スポーツイベントの開催により、多くのお客様が訪れることが予想されます。

東京2020オリンピック・パラリンピック

野球・ソフトボール競技の会場
横浜スタジアム

サッカー競技の会場
横浜国際総合競技場

▶ **8か国のホストタウン**

英国、イスラエル国、チュニジア共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、コートジボワール共和国、ブルガリア共和国、モロッコ 王国（10月末時点）

▶ **英国代表チームの事前キャンプ地**

英国パラリンピック委員会との覚書締結式
（2018年5月24日）

（３）横浜の持つポテンシャル

クルーズ港

横浜港では、ワールドクラスのクルーズポートの整備を進め、大型客船が７隻同時に着岸できる、世界有数のクルーズ拠点を目指します。

- 2019年4月に、大黒ふ頭客船ターミナルの供用を開始しました。
- 2019年10月に、新たな国際客船ターミナルと商業施設、ホテルが一体となった「横浜ハンマーヘッド」がオープンしました。１か月間で、約５０万人の市民や観光客が訪れ、多くの賑わいを見せています。

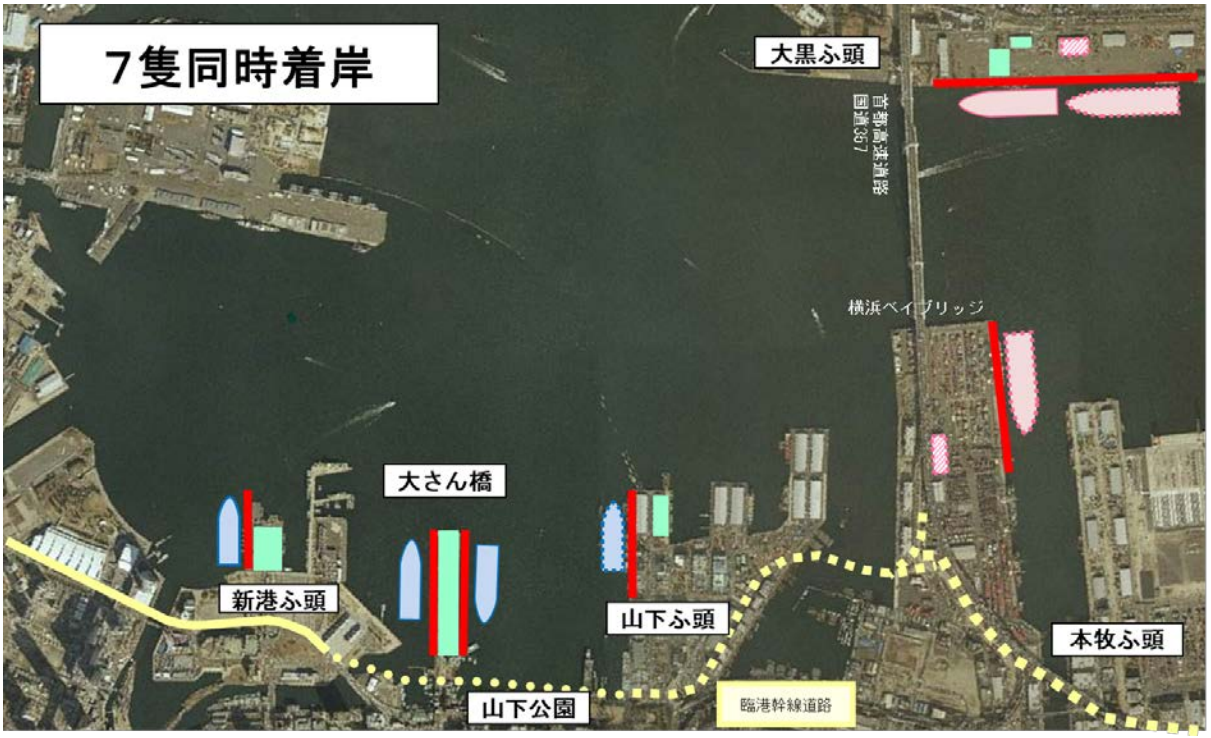

【ふ頭位置図】

© 沖　浩之（Blue Hours）

大黒ふ頭客船ターミナル

新港ふ頭客船ターミナル　横浜ハンマーヘッド

空路

- 横浜は、羽田空港までバスで約３０分とアクセスが良好であり、成田国際空港、静岡空港、茨城空港も利用可能です。
- それぞれの空港の旅客人数・横浜までの移動時間は下記のとおりです。

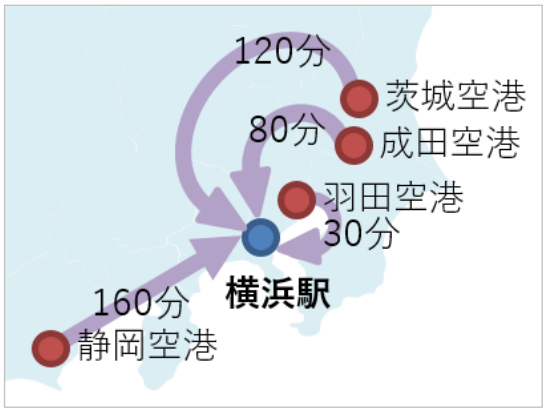

空港名	旅客人数（国内・国際合計）※1	横浜駅までの移動時間
羽田空港	85,326,120人	バス　約３０分
成田国際空港	42,460,671人	バス　約８０分
静岡空港	804,688人	車　約１６０分
茨城空港	822,208人	車　約１２０分

※1 国土交通省東京航空局管内空港の利用概況集計表（平成31年分）

- 世界の航空・空港の格付け調査を行なうスカイトラックスが発表した「世界ベスト空港2019（World's Best Airport in 2019）」において、2位に羽田空港、9位には成田国際空港がトップ10にランクインしています。
- 規模別では、旅客数7000万人超のランキングで羽田空港が1位、また、4000万～5000万人では成田国際空港が2位です。

【世界の空港トップ10位】

1　チャンギ空港　（シンガポール）
2　羽田空港　（日本）
3　仁川国際空港　（韓国ソウル）
4　ドーハ・ハマド空港　（カタール）
5　香港国際空港　（香港）
6　中部国際空港セントレア　（日本）
7　ミュンヘン空港　（ドイツ）
8　ロンドン・ヒースロー空港　（英国）
9　成田国際空港　（日本）
10　チューリッヒ空港　（スイス）

羽田空港

成田空港

（３）横浜の持つポテンシャル

新幹線・リニア

- 新横浜駅には、東海道新幹線が停車し、新横浜駅から横浜駅までの所要時間は、車で約１４分、鉄道で約１１分と利便性の高い交通アクセスを有しています。

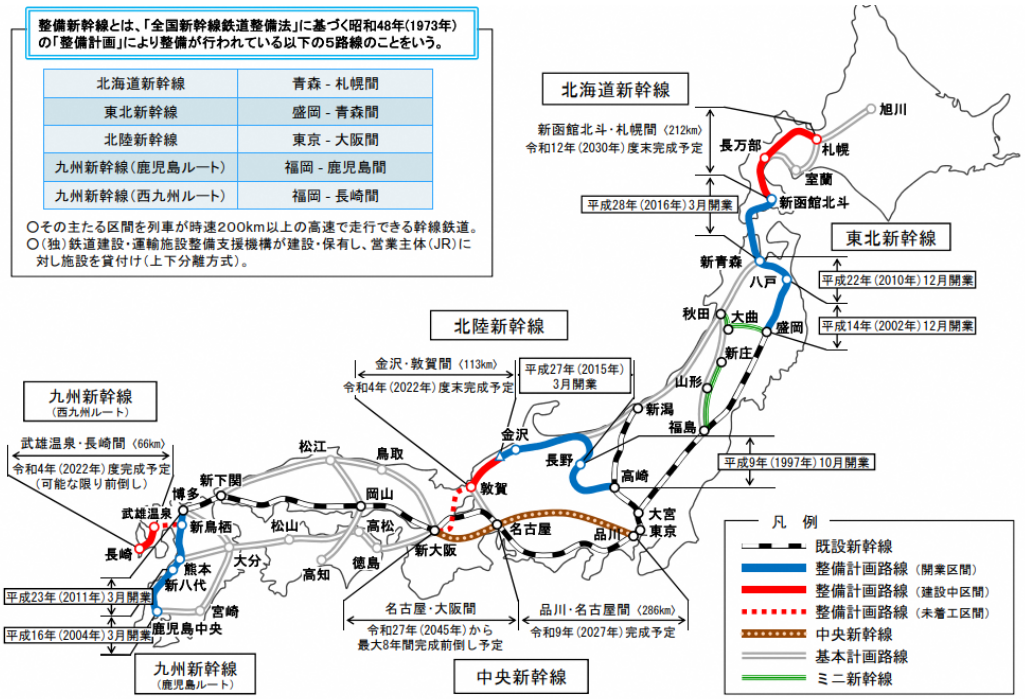

出典：国土交通省HP「全国の新幹線鉄道網の現状」より

- リニア中央新幹線も、品川・名古屋間の開業は2027年、大阪市までの全線開業は2045年を予定して建設が進んでいます。
- 神奈川県駅（仮称）が設置される予定です。

	品川・名古屋間※1	東京・大阪間※2
路線延長（km）	286	438
所要時分（分）	40	67
建設費（億円）	55, 235. 5	90, 300
JR東海の想定開業年次	令和９年（2027年）	令和27年(2045年)より最大８年間前倒し※3

出典：国土交通省HP
「リニア中央新幹線の概要」より

※1 中央新幹線品川・名古屋間工事実施計画(その1)(H26.10.17認可)による
※2 中央新幹線(東京都・大阪市間)調査報告書(H21.12.24)による
※3 財政投融資の活用による

（４）上位計画

人口減少社会の到来や超高齢社会の進展などの直面する課題を乗り越え、都市の持続的な成長・発展を実現するため、横浜市では６つの戦略を連動させながら実行していきます。

横浜市 中期4か年計画（2018～2021）

2030（平成42）年を展望した、横浜の持続的成長・発展を実現するための６つの戦略

- 力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現
- 花と緑にあふれる環境先進都市
- 超高齢社会への挑戦
- 人が、企業が集い躍動するまちづくり
- 未来を創る多様な人づくり
- 未来を創る強靭な都市づくり

戦略１　力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現

▶市内企業の成長・発展と戦略的な企業誘致

- 市内企業の持続的な成長・発展を支えます。
- 産業拠点の強化につながる取組をまちづくり施策と連動しつつ進め、戦略的な企業誘致を推進します。
- 活力ある都市農業を推進します。

▶文化芸術創造都市による魅力・賑わいの創出

- 質の高い文化芸術に触れることができる本格的な劇場整備など、横浜の新たな魅力・賑わいを創出します。また、創造性をいかしたまちづくりを推進し、新たな価値を生み出すとともに、文化的に豊かな市民生活の実現を目指します。

▶観光・ＭＩＣＥ、スポーツによる集客促進と地域経済活性化

- プロモーションを強化し、活気あふれる観光・ＭＩＣＥ※都市を実現します。
- スポーツを通じた市民の暮らしの充実やまちの活性化等により、スポーツ都市横浜の実現を目指します。

戦略４（1）　人が、企業が集い躍動するまちづくり
～成長と活力を生み出す都心部～

▶都心臨海部・新横浜都心と、京浜臨海部等の魅力あるまちづくり

- 横浜の成長をけん引する都心臨海部（横浜駅周辺地区、みなとみらい２１地区、関内・関外地区、山下ふ頭周辺地区、東神奈川臨海部周辺地区）・新横浜都心に加え、京浜臨海部等も含めたエリアで、各地区の特性と魅力をいかした機能強化を一体的に進めます。
- 公民連携等の手法を活用したまちづくりを推進します。

（４）上位計画

「SDGs未来都市・横浜」 コンセプト・ビジョン

1 特性・立地を生かした「大都市型」の取組

- 「ＳＤＧｓ」「パリ協定」で取り上げる、人々の暮らしに起因する世界共通課題の解決には、国だけでなく、横浜市をはじめとする世界の都市や多様な主体が率先して取り組むことが求められています。
- 2018年10月に策定した市の総合計画「横浜市中期４か年計画（2018～2021）」では、ＳＤＧｓを意識してあらゆる施策に取り組むこととしており、また、「横浜市地球温暖化対策実行計画」では、「Zero Carbon Yokohama（2050年までの脱炭素化）」を目指す姿（ゴール）としています。
- 「ＳＤＧｓ」と「パリ協定」を踏まえたこれら２つの計画とビジョンを共有し、「ＳＤＧｓ未来都市・横浜」では、環境や経済・社会的課題の同時解決を図る「大都市モデル」を創出する取組を進めます。

2 「ＳＤＧｓ未来都市・横浜」のビジョン

- ＳＤＧｓ達成年次である「2030年」を展望し、パリ協定の発効による「脱炭素化」を踏まえ、環境を軸に経済や文化芸術による新たな価値・賑わいを創出し続ける都市の実現を目指します。

【目標設定と取組の概要】

横浜市は、2019年をピークに人口減少に転じるなど、直面する課題が一層深刻化してきています。ＳＤＧｓ未来都市として１７の目標達成を意識し、「大都市・横浜市」に相応しい、環境を軸とした経済・社会的課題の同時解決を目指す取組を、「自治体ＳＤＧｓモデル事業」として進めています。

環境・経済・社会の３側面の取組間を相互に連携させるとともに、様々な取組の主体である「市民」「企業」等の多様な主体をつなぎ、得られた知見・技術・情報をＩＣＴ技術などを駆使して「見える化」・「共有化」し、相乗効果を高め、さらに新たな価値を生み出すことで、都市のプレゼンス向上を目指す仕組みとなる、横浜型「大都市モデル」を創出します。

出典：横浜市温暖化対策統括本部「ＳＤＧｓ未来都市・横浜～ SDGs FutureCity YOKOHAMA」より抜粋

横浜市都心臨海部再生マスタープラン　【H27年2月】

都心臨海部５地区（横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内・関外地区、山下ふ頭周辺地区、東神奈川臨海部周辺地区）を対象に、目標年次2050年（第一段階2025年）における目指すべき将来像を描いたものです。

将来像：世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都心

～都心臨海部を中心とした新しい横浜ライフの実現～

横浜市山下ふ頭開発基本計画　【H27年9月】

「ハーバーリゾートの形成」を目指す都市像として掲げ、計画の具体化に向けて考慮すべき視点、開発の基本的な方向性を取りまとめたものです。

目指す都市像：ハーバーリゾートの形成

～世界が注目し、横浜が目的地となる都心臨海部にふさわしい新たな魅力創出～

美しい港の景観形成構想　【H26年3月】

「美しい港」をテーマに、横浜市が内港地域の景観形成を行っていくうえでの目標像や方針を取りまとめたものです。

目標像：世界に誇る「美港」横浜

（５）将来を見据えた横浜市の取組

将来を見据えて横浜をさらに飛躍させていくため、中期４か年計画をはじめとした上位計画等に基づき、様々な政策を実施しています。

子ども・子育て、教育、医療・福祉、企業誘致や観光・MICEの推進など、これまで築き上げてきた実績を土台に、あらゆる取組を進化させ、直面する課題を確実に乗り越えていく必要があります。

このため、未来を創る強靭な都市づくりに必要な「災害に強い都市づくり」や、京浜臨海部や金沢臨海部のさらなる活性化や、関内地区における業務機能等の強化など産業拠点の強化につながる「戦略的な企業誘致」に加え、経済波及効果の高い国際会議等の誘致やＭＩＣＥ関連産業の強化を進めるため「観光・ＭＩＣＥ都市」、「特別自治市」「クルーズポート」「中小企業振興」、「ガーデンシティ横浜」、「ＳＤＧｓ未来都市」などのあらゆる政策を展開しています。

そして、将来にわたり豊かで安全・安心な暮らしを維持し、さらに充実させていくために、ＩＲもこれらの重要な政策の一つです。

（6）日本型ＩＲの基本方針

日本型ＩＲは、「観光先進国」としての日本を明確に世界の中に位置づけるため、民間事業者の投資と創意工夫を最大限に引き出し、「観光先進国」として引き上げるための原動力として生かす政策的な枠組み（公共政策としてのＩＲ）とされています。

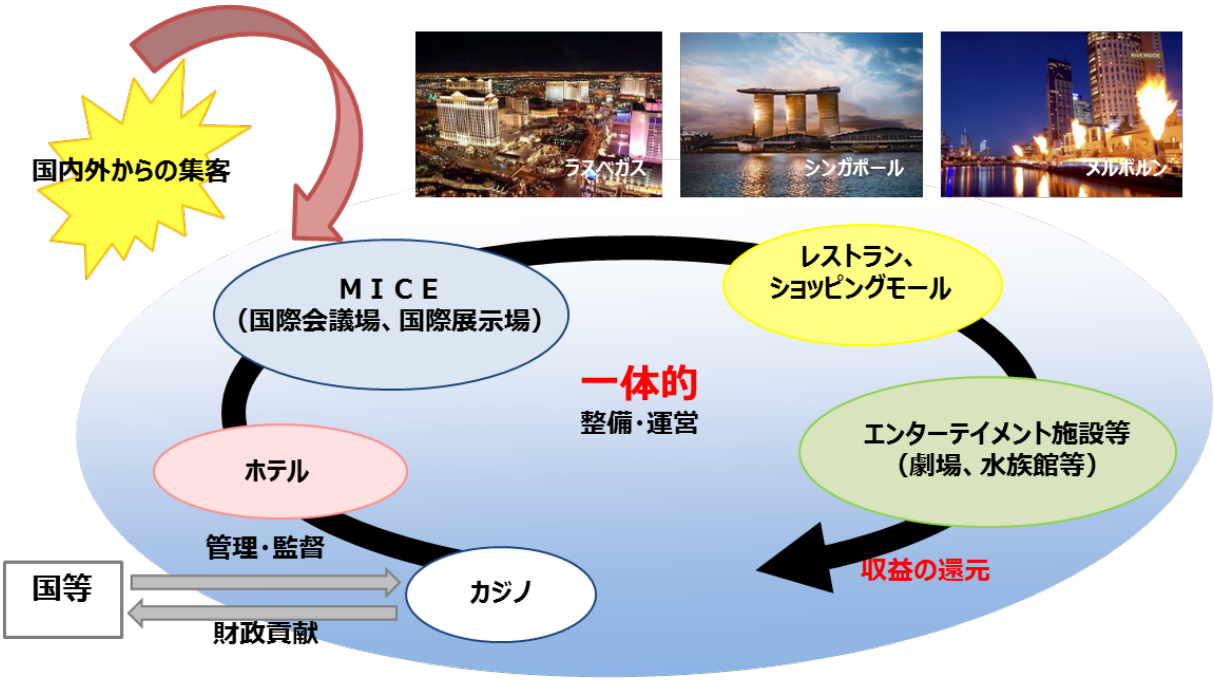

民間事業者により 一 体的に整備・運営 ＝ 民設・民営

健全なカジノ事業の収益を活用して、国際競争力の高い滞在型観光を実現

公共政策としてのＩＲの主な具体的目標

①国際会議の開催件数のシェアが低下している。
⇒**目標①世界で勝ち抜くＭＩＣＥビジネスの確立**

②訪日外国人の旅行消費額に占める娯楽サービス費の割合は諸外国と比較して低い
⇒**目標②滞在型観光モデルの確立**

③インバウンドの需要がゴールデンルート(※)に集中しており、その他地域はインバウンド増加による効果を十分に享受できていない。
⇒**目標③世界に向けた日本の魅力発信等**

※ 東京、京都、大阪、兵庫、千葉、山梨、静岡、愛知、奈良の９都府県をゴールデンルートと定義

（6）日本型ＩＲの基本方針

- 日本型ＩＲでは、カジノ施設以外に、以下の 4類型の中核施設の設置が求められます。これまでにないスケール・クオリティの両面が必要になります。

- また、MICE施設は特に大規模な施設整備が求められており、下記A～Cの組み合わせ以上の規模が必要です。

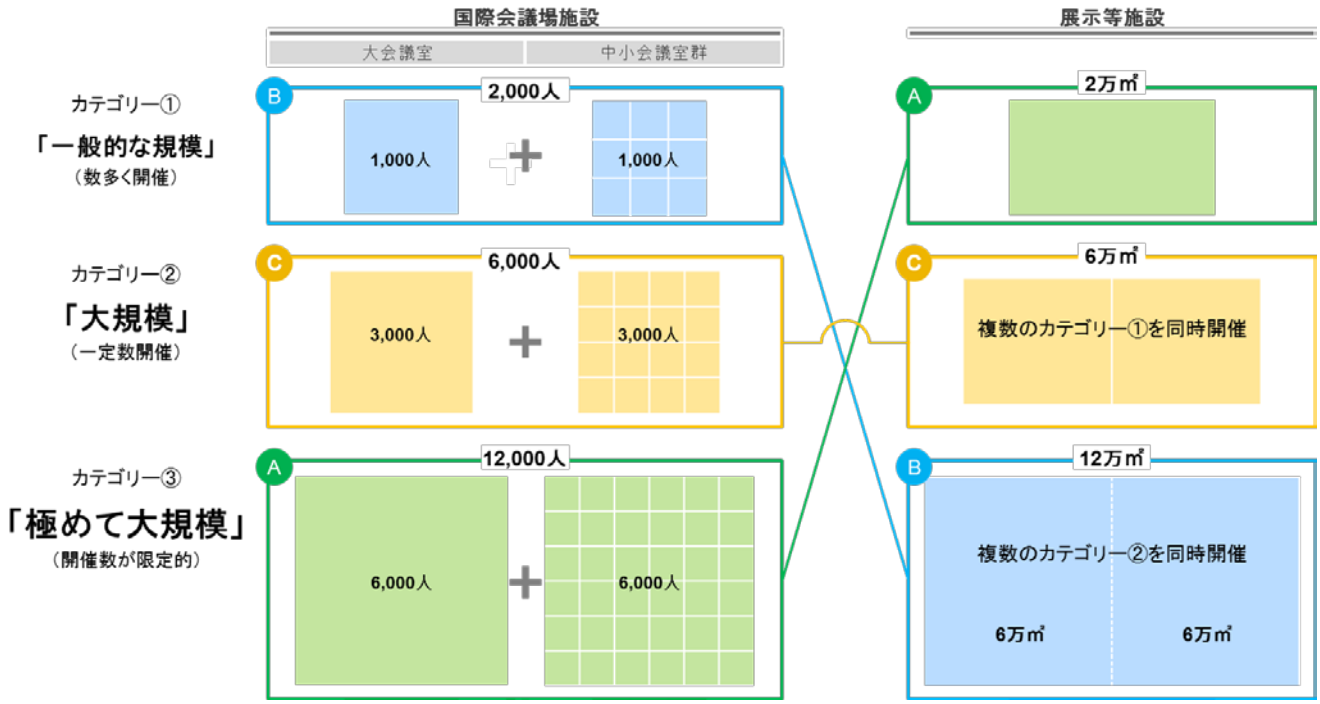

（7）横浜都心臨海部のまちづくり

横浜市都心臨海部再生マスタープラン

1859年の開港以来、都心臨海部は横浜の中心部として発展してきました。昭和40年（1965年）には、横浜の骨格を築く「横浜の都市づくり将来計画の構想（六大事業※）」を発表し、都心部強化事業として、みなとみらい２１地区の造成に着手し、現在の都心臨海部を形成してきました。

「横浜の都市づくり将来計画の構想」発表より約50年が経過し、人口減少・超高齢社会の到来による都市の活力低下、人・企業がより優れた活動・生活場所を「選ぶ」時代の到来、市民の価値観やライフスタイルの更なる多様化といった社会状況の変化が想定され、横浜のまちづくりとしての対応が求められていました。

また、平成 22 年（2010 年）には、横浜市インナーハーバー検討委員会から、都心臨海部・インナーハーバーにおけるまちづくりの方向性が提言されました。

将来の社会状況の変化に対応し、将来にわたり輝き続け、魅力にあふれた“世界都市”の顔としての都心臨海部を形成するため、横浜駅周辺、みなとみらい21地区、関内・関外地区、山下ふ頭周辺地区、東神奈川臨海部周辺地区の5地区を対象とした「都心臨海部再生マスタープラン」を平成27年2月に策定しました。

※ **六大事業**：都心部強化事業、金沢地先埋立事業、港北ニュータウン建設事業、高速鉄道（地下鉄）建設事業、高速道路網建設事業、横浜港ベイブリッジ建設事業の6事業

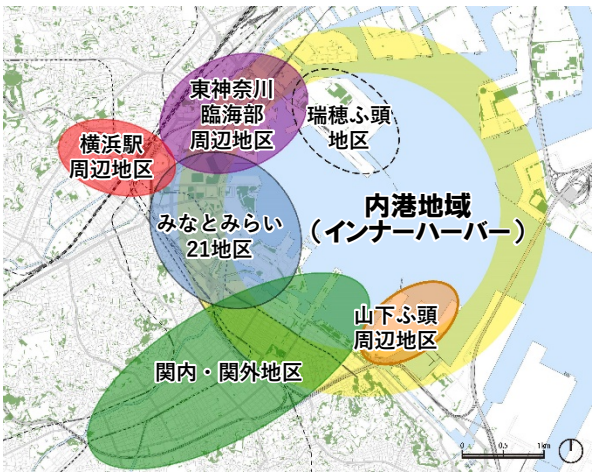

【都心臨海部　位置図】

「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」「美しい港の景観形成構想」より作成

東神奈川臨海部周辺地区

神奈川台場の遺構や、横浜市中央卸売市場が立地しており、現在は、駅周辺の再開発や面整備の検討が進められています。

横浜駅周辺地区

日本有数のターミナル駅である横浜駅を中心とする地区であり、国際都市の玄関口にふさわしいまちづくりを進めています。

みなとみらい21地区

横浜の自立性の強化等を目的に整備された新しい街であり、業務・商業機能、MICE拠点等が立地し、多くの人々が訪れています。

関内・関外地区

開港の歴史が残る地区ですが、近年、業務・商業機能が相対的に低下しており、課題解決に向けたまちづくりが進められています。

（7）横浜都心臨海部のまちづくり

世界から人々を惹きつける街の資源

港町横浜の歴史・文化

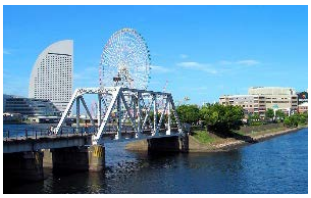

街中には当時の面影を色濃く残す歴史的建造物や土木産業遺構が多く残り、まちづくりの中で保存・活用されています。また、異国情緒あふれる街並みや飲食店があり、開港の地ならではの国際的な雰囲気が感じられます。

都市空間

水際線を開放し、公園や緑地、パブリックスペース等の整備を積極的に行っています。これまで、地域の魅力と個性を生かした都市デザインの取組が展田され、美しさや楽しさが感じられる環境豊かな都市空間が形成されています。

都心機能

国際的な企業が立地する業務拠点や広域的な商業拠点、大規模コンベンション施設など横浜経済をけん引する都心機能が集積しています。また、都市型住宅やスポーツ施設、個性豊かな界隈など都市に必要な機能が揃っています。

賑わい・市民活動

まちに誇りや愛着をもち、地域が主体的にまちづくりに取り組む風土が培われています。魅力的で賑わいのある商店街や、年間を通じて様々なイベントが開催される、活気あふれる街がつくられています。

（8）横浜ＩＲの立地場所

『横浜ＩＲ』の予定地である「山下ふ頭」は、ベイブリッジより内側のインナーハーバーに位置し、横浜の中心である都心臨海部を形成しています。最寄りの横浜高速鉄道「元町・中華街駅」まで徒歩約５分で、首都高速道路にも近く、羽田空港など各方面から高いアクセス性を有しています。また、横浜を代表する観光地である山下公園、中華街、港の見える丘公園などにも近接しています。

位置図

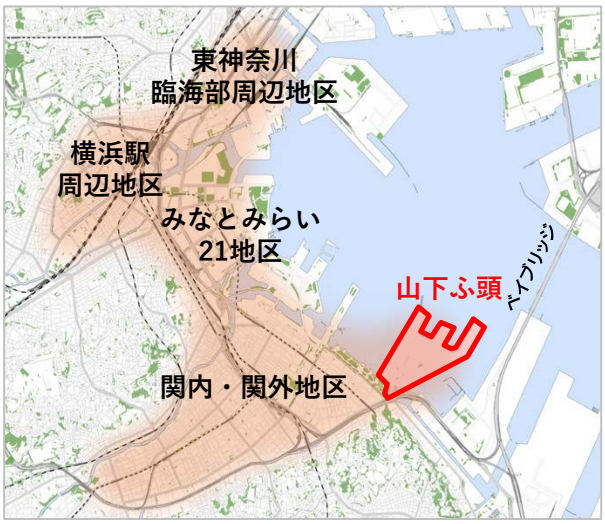

主なアクセス

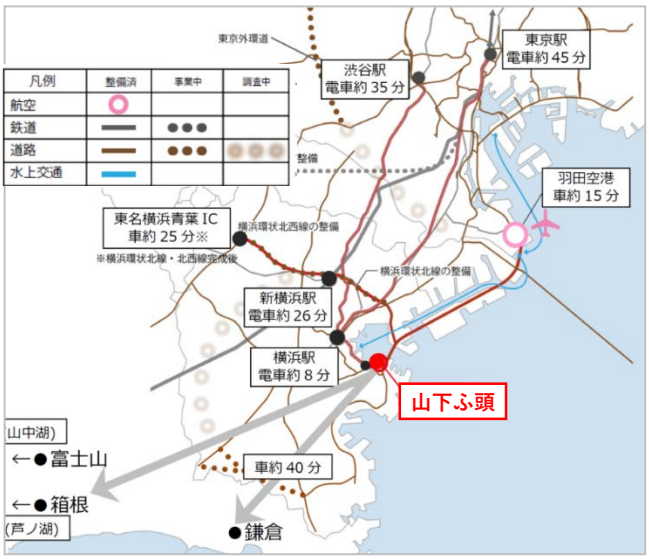

周辺の観光地

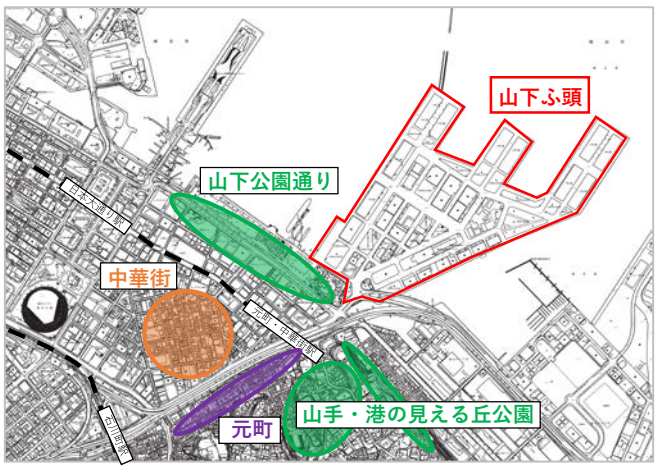

立地特性

MM21地区から続く
美しいウォーターフロント

約47haの広大かつ
シンボル性の高い敷地

住宅市街地と分離された立地

恵まれた交通アクセス

観光拠点との連携

（8）横浜ＩＲの立地場所

山下ふ頭は、高度経済成長期から横浜港を支える主力ふ頭の機能を担ってきましたが、完成から50年以上経過し、施設の老朽化やコンテナ化などの物流環境の変化に伴い、その果たすべき役割を見直す時期に来ていました。このため、「横浜市中期４か年計画2014～2017」や「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」、及び「横浜港港湾計画の改訂」を踏まえ、平成27年に「ハーバーリゾートの形成」を目指す「横浜市山下ふ頭開発基本計画」を策定し、再開発の方向性を定めました。また、既存の物流機能については、移転を契機として倉庫等の高機能化を促進し、「ミナトの質的転換」を図っています。

提供　国土地理院

昭和28年 着工（埋立開始）

昭和38年 完成

昭和３８年頃

昭和24年

昭和31年

昭和36年

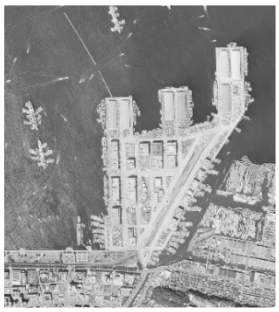

昭和38年

新たな賑わい拠点「ハーバーリゾート」の形成

平成27年 山下ふ頭開発基本計画策定

倉庫等の移転・更地化の開始

ホテルシップ･暫定利用事業

更地化の状況（令和2年1月）

『横浜イノベーションＩＲ』

横浜を世界の
デスティネーション(目的地)へ

参考 ＩＲの事例と効果（シンガポール）

- シンガポールでは、国際観光地としての魅力を取り戻すため、2005年に国策としてＩＲを誘致することを決断しました。
- MICE施設、シンボリックなホテル、エンターテイメントなどの施設を整備し、多くの観光客でにぎわっており、再投資による更なる拡張も計画されています。

マリーナ・ベイ・サンズ

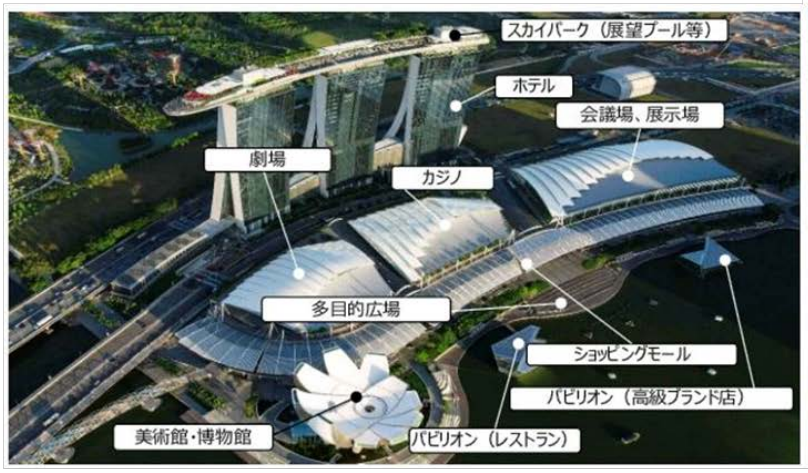

開発費用	約4,870億円	カジノ以外の主要施設	ホテル	客室数2,561室
年間訪問客数	4,500万人		MICE施設	約12万㎡、最大4万5千人収容
雇用者	9,500人		その他施設	飲食ショッピング施設、劇場、博物館、スカイパーク（展望プール等）、スケート場、ナイトクラブ等

リゾート・ワールド・セントーサ

開発費用	約5,220億円	カジノ以外の主要施設	ホテル	客室数1,600室
年間訪問客数	2,000万人		MICE施設	会議場最大6,500人収容、展示場最大3,000人収容
雇用者	11,000人		その他施設	飲食ショッピング施設、劇場、ユニバーサルスタジオシンガポール、博物館、水族館、プール等

参考　ＩＲの事例と効果（シンガポール）

シンガポールでは、2010年ＩＲ開業後、外国人来訪者、外国人観光消費額、国際会議開催件数は増加傾向にあります。

また、ＩＲ開業前からギャンブル依存症対策を実施した結果、病的ギャンブルや問題性ギャンブルの有病率は減少傾向にあります。

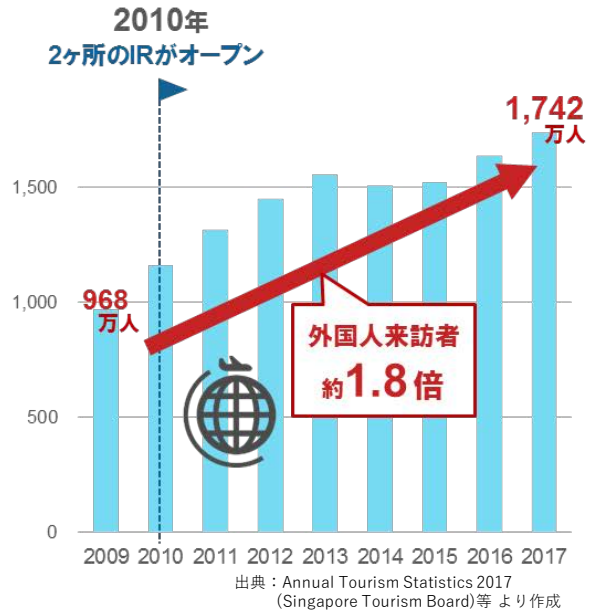

出典：Annual Tourism Statistics 2017
(Singapore Tourism Board)等 より作成

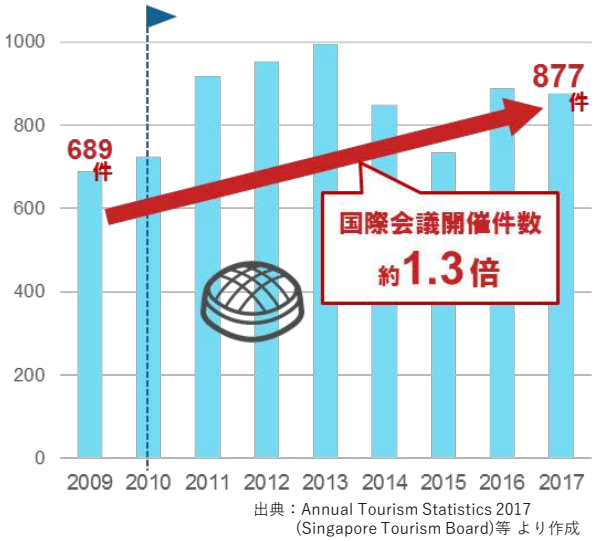

出典：Annual Tourism Statistics 2017
(Singapore Tourism Board)等 より作成

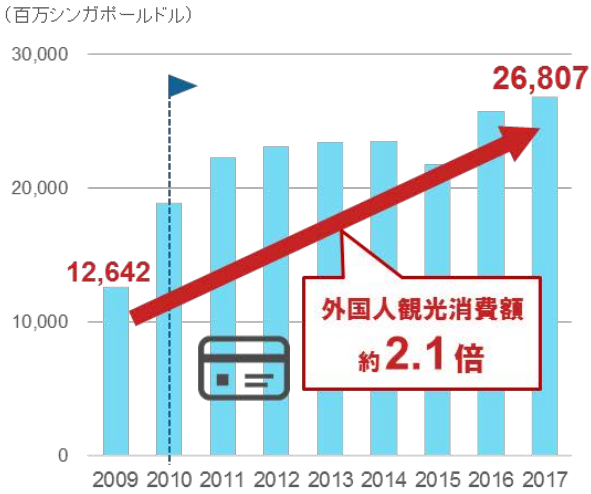

出典：Annual Tourism Statistics 2017
(Singapore Tourism Board)等 より作成

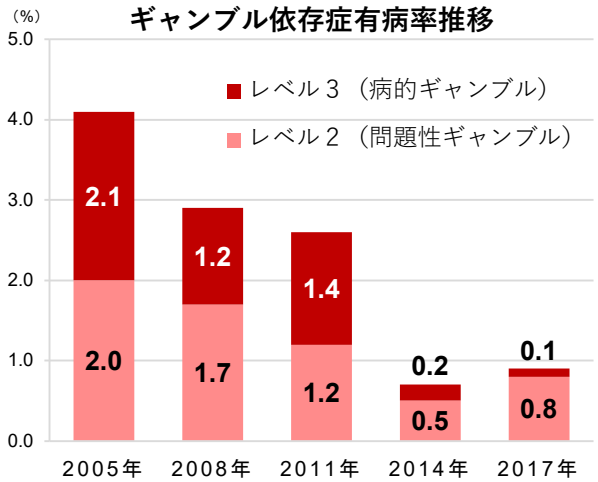

出典：Survey on Participation in Gambling Activities
among Singapore Residents より作成

３　横浜ＩＲの方向性

（1）基本コンセプト

基本コンセプト

横浜イノベーションIR
『横浜を世界から選ばれるデスティネーション（目的地）へ』

1859年の開港を機に、海外諸国との交易の中心となった横浜は、世界中から集まる人・モノ・情報・文化であふれ、文明開化の名の元に、近代日本の成長をけん引する国際的な港湾都市として、目覚ましい発展を遂げてきました。

その後の震災や戦災、東京一極集中の人口急増など横浜の5重苦と言われた困難な状況においても、個性ある自立都市を目指す熱意と気概を持ち、六大事業に着手し、みなとみらい21をはじめとする事業を着実に進め、人口374万人、最大の基礎自治体として、日本有数の経済都市に成長してきました。

今後、横浜においても人口減少、超高齢社会等、様々な社会経済情勢の変化が見込まれます。そうした中でも、市民が生き生きと暮らし、魅力と活力あふれる都市であり続けるため、横浜は今ある「横浜らしさ」に誇りを持ちながら、新しい文化を迎え入れ、将来を見据えた新たな「横浜らしさ」の創造に向けてチャレンジする必要があります。

現在、横浜は開港からの異国情緒の残る山下公園、元町、中華街や、若者に人気のみなとみらい２１地区など、日本有数の観光地として多くの人で賑わっています。また、パシフィコ横浜では、多くの国際会議などが開かれ、「グローバルMICE都市」としての地位を築いてきました。

『横浜ＩＲ』では、世界水準のMICE施設、ホテル、エンターテイメントや最先端のテクノロジー(技術)を駆使した未来の街を、これまで築き上げてきた都心臨海部の街の魅力や資源と一体的に整備し、融合していくことで、相乗効果を最大限に発揮するとともに、新たな魅力・資源をハイブリッド(混成)に創造し、

横浜の観光・経済に**イノベーション（革新）**をもたらしていきます。

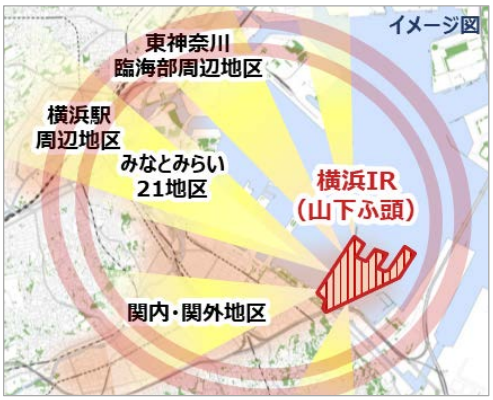

そして、横浜都心臨海部がこれからも、横浜市民の憩いの場であるとともに、

世界各国の人々が、日本に行ってみよう！
日本に行くなら横浜に行ってみよう！

そう思ってもらえる

『横浜イノベーションＩＲ』

を目指していきます。

みなとみらい２１地区　(C) Photo by Hideo MORI

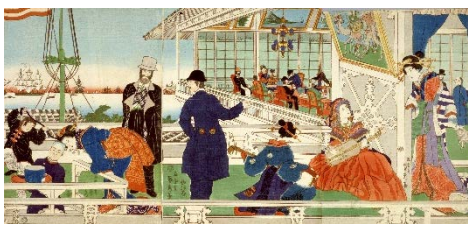

異人商館での交流

横浜ＩＲの基本コンセプトを実現する方向性

横浜の観光・経済にイノベーションを！

横浜都心臨海部　**横浜ＩＲ**

横浜が築き上げてきた横浜都心臨海部に、これまでにないスケールとクオリティを有する世界最高水準のＩＲを一体的に創り上げ、融合

【一体的な整備】

- ＩＲを、山下ふ頭に整備するだけでなく、横浜都心臨海部の既存の街の魅力を更に磨き上げるとともに、新たな魅力を創出し、**『横浜ＩＲ』を横浜の街と一体的に整備**

【融合】

- これまで築き上げてきた**横浜の街**と最先端のテクノロジーを駆使した新たな街が**融合**
- 我が国の文化と諸外国の文化が**融合**
- 古き文化と新たな文化が**融合**

【イノベーション】

- ＩＲ整備により、世界水準のＭＩＣＥの誘致・開催を通じた国際的な人の交流、知の交流やネットワークの構築等により、新たな**イノベーション**の機会の創造や、地域への経済効果、国・都市間競争力の向上等、観光振興に加え、幅広い変革をもたらしていきます。
- **『横浜ＩＲ』**を横浜都心臨海部の街や資源・魅力と一体的に整備し、**『横浜ＩＲ』を起爆剤**として、街や文化などが**融合**することで、**相乗効果**を最大限発揮し、

横浜の観光・経済にイノベーションをもたらし、
横浜を世界から選ばれるデスティネーション(目的地)へと導いていきます。

横浜のさらなる飛躍と
将来にわたる市民の豊かな
暮らしのために

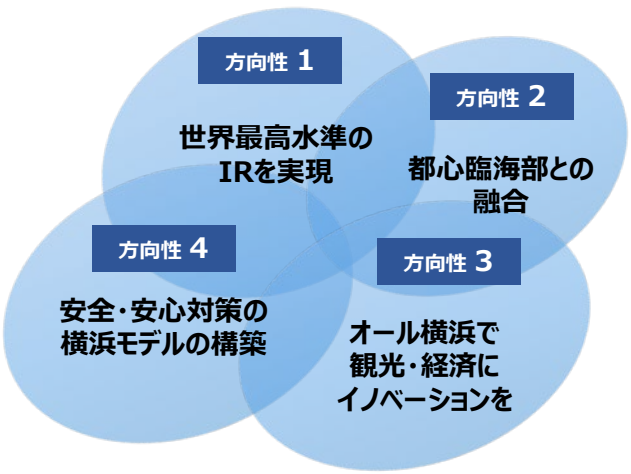

（1）基本コンセプト

横浜ＩＲの方向性 1　世界最高水準のＩＲを実現

- ビジネスからレジャー、大人から子ども、外国人でも日本人でも、幅広い客層が楽しめる非日常的で印象的な空間を有する都市型リゾートを目指し、
  世界の人々が日本に行ってみよう！
  日本に行くなら横浜に行ってみよう！
  と思われる世界最高水準のＩＲを実現します。
- 周辺地域との一体的な観光振興により、『 横浜ＩＲ 』から市内・県内はもとより日本各地の魅力を発信し、送客することができる**日本のゲートウェイ(玄関口)を目指します**。
- ギャンブル依存症や周辺の治安対策など、想定されるリスクに対して、世界最高水準とされているＩＲ整備法やギャンブル等依存症対策基本法などの関連法令のほか、最新のテクノロジーを活用したシステムを構築し、世界のどこの地区よりも安全で安心できるエリアとしていきます。

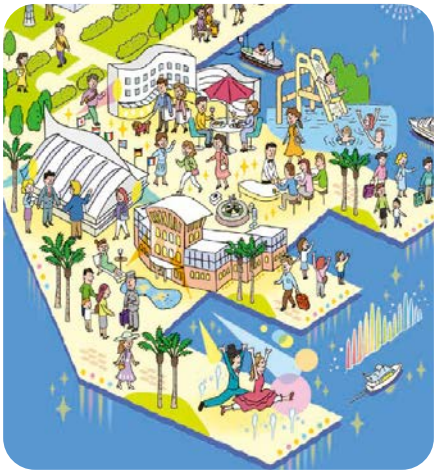

ＭＩＣＥ（国際会議場・展示場）

我が国において、これまでにないような国際的な会議や世界規模の産業見本市等を展開。新たなビジネスの起爆剤として、経済・観光にイノベーション(革新)を創出。

魅力増進施設

日本の伝統、文化、芸術、最先端技術、四季折々の自然等の様々な魅力をかつてないクオリティで発信。世界中の観光客を惹きつけ、リピーターを確保することができる国際的に最高水準のエンターテイメント性のある公演、展示等で提供するとともに、これを通じてまた、アニメやゲームなど日本の魅力を体験してもらう機会を創出。

送客施設

東日本をはじめとした日本各地の観光名所にインバウンドを送り出す日本の拠点・ゲートウェイ(玄関口)として、また世界と国内各地をつなぐ交流のハブとして、国内各地の魅力をショーケースとして紹介。各交通機関を結ぶバスや、ワールドクラスのクルーズポートを生かした「ターミナル機能」を備える。

多彩なホテル群

国際競争力のある広さ、設備、サービスなど、ビジネス客やファミリー、富裕層など来訪者の宿泊需要に適切に対応できる規模・クオリティを有する。5つ星ホテルのほかファミリー層も宿泊できる複数のホテルを備える。

エンターテイメント施設 レストラン・ショッピングモール

国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設。国際競争力と高いクオリティを持ち、幅広い人々が楽しめる設備、コンテンツを備える。

カジノ

ＩＲ関連法令等に則した施設とし、ファミリー層等の主動線とは分離された適切な配置計画やデザインとするとともに、大人の社交場としてふさわしいドレスコードを設けるなど品位ある空間とする。

横浜ＩＲの方向性２　都心臨海部との融合

- 横浜の都心臨海部には、開港以来の歴史や文化、美しい港の風景や水際を身近に感じられる都市空間など、これまでのまちづくりで築かれてきた豊富な魅力や資源があります。最先端のテクノロジー(技術)を駆使した新しい街のモデル『 横浜ＩＲ 』を、これらの都心臨海部の既存の街の魅力や資源と一体的に整備し、融合していきます。
- 21世紀の日本における新たな開港の地として世界各国の人々を迎え入れ、もてなす世界から選ばれるデスティネーション(目的地)に相応しい魅力的な都市づくりを進めます。

まちづくりのコンセプト

1. 『 横浜ＩＲ 』を都心臨海部と一体的に整備し、融合
2. 21世紀を象徴するような新しい横浜の都市デザイン・景観形成
3. 最先端技術を駆使したスマートシティ、環境、防災、ユニバーサルデザインなど『未来の街のショーケース』

施設整備の視点

「美しい港の景観形成構想」
「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」より作成

横浜ＩＲの方向性３　オール横浜で観光・経済にイノベーションを！

- 世界最高水準のスケールとクオリティを有する『 横浜ＩＲ 』と、これまでつくり上げてきた都市としての魅力や資源を融合し、世界の観光・MICE都市、文化芸術創造都市としての横浜の新たな魅力・資源を創造するとともに、その相乗効果により、

  横浜の観光・経済に **イノベーション（革新）** をもたらし、
  横浜を世界から選ばれる **デスティネーション（目的地）** へと導いていきます。
- また、その効果を都心臨海部はもとより、横浜市域全体、さらには日本各地に拡げていきます。

（1）基本コンセプト

横浜ＩＲの方向性４　安全・安心対策の横浜モデルの構築

横浜市の依存症対策への取組

これまで国が示す依存症対策総合支援事業やアルコール健康障害対策基本法、ギャンブル等依存症対策基本法等に基づき事業を進めていますが、さらに、横浜市では依存症の方を増やさないように次の**４つの対策を徹底して進めていきます。**

【市の総合的な依存症対策】

① 依存症への総合的な取組
② 予防教育の実施（高校保健体育における啓発など）
③ 事業者や研究・専門機関との研究
④ 調査による実態把握（令和元年度3,000人対象）

【ＩＲ整備法関連】

- 日本人等への7日間で3回迄、28日間で10回迄の入場制限
- 広告・勧誘の制限やカジノ内ＡＴＭ設置禁止など施設内制限
- 本人・家族の申告による入場制限
- 日本人等への24時間毎に6,000円の入場料

【事業者独自の依存症対策】

- 顔認証やAI等による入場制限・モニタリング
- 訓練された従業員の巡回、声掛け

治安対策などの懸念事項への取組

【治安対策】

- 警察との連携
- 区域内外の防犯カメラ設置
- 警備スタッフの配置・巡回

【反社会的勢力の関与への対策】

- 徹底的な調査による排除
- カジノ入場規制

【青少年への悪影響対策】

- マイナンバーカードによる入場規制・夜間巡回の実施

【マネー・ローンダリング（犯罪資金洗浄）対策】

- 一定額以上を換金した際の届出
- カジノのチップ持ち出し、譲渡禁止
- 顧客の本人確認の徹底

（２）-1　世界最高水準のＩＲを実現

世界最高水準のＩＲの姿

ＭＩＣＥ
日本最大級の競争力の高い国際展示場・会議場

魅力増進施設
日本文化芸術の発信・活動拠点

多彩なホテル群
非日常を体験する施設

カジノを行う区域の面積はＩＲ施設全体の床面積の３％以内

カジノ

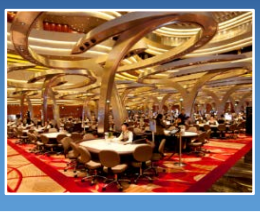

レストラン・ショッピングモール等

送客施設
世界・日本各地とつながる交通拠点

民間事業者により 一 体的に整備・運営 ＝ 民設・民営

健全なカジノ事業の収益を活用して、国際競争力の高い滞在型観光を実現

【ＩＲの中核施設の具体的な要件に関する基本的な視点】
基本的な視点１：我が国においてこれまでにないクオリティを有する内容
基本的な視点２：これまでにないスケールを有する我が国を代表することとなる規模
基本的な視点３：民間の活力と地域の創意工夫

3 横浜ＩＲの方向性

主な施設の要件

<table>
<tr><th>用語
（ＩＲ整備法施行令）</th><th>国の定める要件（基本方針より）</th></tr>
<tr><td>国際会議場
（第１条）</td><td>これまでにないようなスケールとクオリティを有し、これまでにないような国際的な会議や世界規模の産業見本市等を展開し、新たなビジネスの起爆剤とする。</td></tr>
<tr><td>展示等
施設
（第２条）</td><td>横浜ＩＲでは、①②を要件とします。
<table><tr><th rowspan="2">No.</th><th colspan="2">国際会議場施設</th><th rowspan="2">展示施設等</th></tr><tr><th>最大の会議室収容人数</th><th>施設全体の収容人数</th></tr><tr><td>①</td><td>1,000人～3,000人</td><td>2,000人～6,000人</td><td>12万㎡以上</td></tr><tr><td>②</td><td>3,000人～6,000人</td><td>6,000人～12,000人</td><td>6万㎡以上</td></tr><tr><td>③</td><td>6,000人～</td><td>12,000人～</td><td>2万㎡以上</td></tr></table>いずれの場合であっても、国際会議として「一般的な形式」である大規模な全体会議と分科会等にも対応できるような総収容人数を有することが必要。</td></tr>
<tr><td>魅力増進
施設
（第３条）</td><td>日本の伝統、文化、芸術、最先端技術、四季折々の自然等の様々な魅力をかつてないクオリティで発信するため、国際的に最高水準のエンターテイメント性のある公演、展示等で提供する。</td></tr>
<tr><td>送客施設
（第４条）</td><td>来訪者をＩＲ区域内に囲い込むのではなく、国内各地の魅力をショーケースとして紹介し、来訪者を国内各地に送り出して、実際に現地で体験していただくことにより、世界と国内各地をつなぐ交流のハブとなることを目指す。
国内各地の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他サービスの手配を一元的に行う。</td></tr>
<tr><td>宿泊施設
（第５条）</td><td>宿泊施設は、国際競争力のある広さ、構成、設備、サービスで、ＩＲ区域への来訪者の宿泊需要に適切に対応できる規模があり、新たな宿泊需要を創出する。
・全ての客室の床面積の合計が10万㎡以上</td></tr>
<tr><td>観光旅客の来訪及び滞在寄与施設</td><td>コンテンツやサービスが、国際競争力と高いクオリティを有し、外国人旅行客をはじめとした幅広い人々が楽しむことのできる観光資源</td></tr>
<tr><td>カジノ施設
（第６条）</td><td>ＩＲ区域全体のコンセプトと調和し、ほかの施設とのバランスの取れた規模及び配置となっていること
・カジノを行う区域は、ＩＲ施設全体の床面積の３％以内</td></tr>
</table>

（２）-2　必要な機能・施設

①　ＭＩＣＥ施設（国際会議場及び展示等施設）

パシフィコ横浜とのコラボレーションによる
アジアを代表するＭＩＣＥ都市・横浜の実現

パシフィコ横浜提供

日本最大級の
複合ＭＩＣＥ施設
パシフィコ横浜

- 国立大ホール　5,002席
- 展示ホール　20,000㎡
- ノース（多目的ホール）6,300㎡
  （令和２年４月オープン）

世界中から観光客・会議参加者等を誘客

横浜の観光・経済にイノベーションを！

パシフィコ横浜

横浜ＩＲ
統合型リゾート施設

横浜市
MICE開催支援策、政府系会議誘致

横浜 観光
コンベンション・ビューロー
誘致・マーケティング

観光振興・経済活性化の起爆剤

観光 事業者　交通 事業者　MICE 事業者　宿泊 事業者　関連 事業者（イベント運営等）

オール横浜での観光MICE推進体制

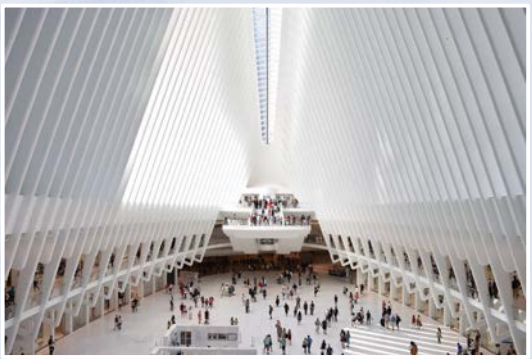

※ 写真はＭＩＣＥ施設のイメージ

（２）-2 必要な機能・施設

① ＭＩＣＥ施設（国際会議場及び展示等施設）

施設の規模

政令の規模要件

	国際会議場（最大会議室収容人員）	展示場
①	1,000人~3,000人	120,000㎡~
②	3,000人~6,000人	60,000㎡~120,000㎡
③	6,000人~	20,000㎡~60,000㎡

横浜ＩＲの規模要件

パシフィコ横浜には、我が国で2番目の規模となる5,002席の国際会議場がある一方、展示施設は現在20,000㎡で小規模なことを踏まえ、『横浜ＩＲ』においては、政令の規模要件のうち①②を要件とします。

施設の機能・質

各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議等の高度な需要に十分に対応できる機能

世界規模の産業見本市などの開催やイベントの誘致が可能な規模

横浜ならではの魅力的な港の景観を生かしたユニークベニューや、アフターコンベンションツアーが提供される企画・運営体制の構築

誘客効果を最大化するため、大小様々な規模に対応できる仕様、スポーツやコンサート等が多様な用途に臨機応変に対応できる機能

パシフィコ横浜の強みを生かすとともに、弱みを補完するなど、パシフィコ横浜と連携し、横浜全体のＭＩＣＥを強化

ＭＩＣＥとは

	例
Meeting 企業等の会議	・外資系企業の支店長会議 ・車両販売代理店のミーティング ・海外投資家向けのセミナー
Incentive Travel 報償・研修旅行	・営業成績優秀者に対する表彰 ・会社設立〇〇周年記念旅行
Convention 国際機関・団体、学会等が行う国際会議	・IMF・世界銀行総会 ・国際幹細胞研究会議 ・APEC貿易担当大臣会合
Exhibition 展示会・見本市・イベント	・モーターショー ・大規模スポーツイベント ・国際映画祭　等

（2）-2 必要な機能・施設

② 魅力増進施設

**我が国の魅力的な、伝統、文化、芸術、技術、暮らし等を、
観て、聴いて、触れて、食べて、体験して、感じて、
もっと、横浜のことを、日本のことを知って、ファンになって頂くための施設**

祭り【酉の市】

東京国立博物館所蔵

書画【浮世絵】

工芸【眞葛焼(横浜)】

演劇【能】

暮らし【和のおもてなし】

和食【寿司】

横浜が日本観光のデスティネーションに ≪来日の目的地・帰国の出発地≫

- 日本に行くなら、まず横浜へ **≪来日の最初の目的地≫**
- 横浜で市内・県内・国内の観光の魅力を伝え送客 **≪日本観光のハブ≫**
- 再度、横浜に戻り、帰国していただく **≪旅の終わりの出発地≫**
- 『横浜ＩＲ』が再び、日本、横浜を訪れていただく魅力を発信

（2）-2 必要な機能・施設

② 魅力増進施設

魅力増進施設とは

我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設

発信する魅力

我が国の魅力的な伝統、文化、芸術等の例

書画･･･浮世絵、日本画、書など
文学･･･紀行文、詩歌、小説など
演劇･･･能、狂言、歌舞伎など
演芸･･･落語、漫才、講談など
工芸･･･絹織物、陶芸、漆器など
ポップカルチャー･･･アニメ、ゲームなど
芸道･･･茶道、華道、日本舞踊など
武道･･･相撲、柔道、弓道など
歴史･･･城、侍、開港など
暮らし･･･和食、祭り、信仰など
自然…四季、海、山、生物など

発信手法、施設

展示、鑑賞、体験、販売、消費など、施設の持つあらゆる手法で、視る、聴く、触る、嗅ぐ、味わう、全ての感覚に訴求

我が国の魅力を、歴史的な背景やストーリーとともに、大人から子供まで、あらゆる国の方に解り易く発信

我が国の様々な魅力を複数組み合わせたり、海外等のコンテンツと組み合わせ、新たな魅力的なコンテンツを創造

劇場、演芸場、競技場、博物館、美術館、レストラン、旅館などの施設で、古き良き伝統と最先端の技術を融合させて魅力的に発信

【参考】訪日外国人旅行者が訪日旅行をしたいと考えたきっかけ

順位	訪日旅行をしたいと考えたきっかけ	全体	アジア	欧米豪
1	日本の自然や風景に関心があるから	50%	51%	49%
2	日本食に関心があるから	49%	50%	45%
3	日本文化・歴史に関心があるから	40%	36%	51%
4	日本の温泉に関心があるから	36%	40%	23%
5	治安が良いから	35%	36%	31%
6	日本でのショッピングに関心があるから	31%	36%	17%
7	日本の世界遺産に関心があるから	28%	26%	34%
8	日本人のライフスタイルに関心があるから	26%	25%	31%

出典：DBJ・JTBFアジア・欧米豪　訪日外国人旅行者の意向調査（2018年）

（2）-2　必要な機能・施設

③ 送客施設

『横浜を日本のゲートウェイ≪玄関口≫へ、
そして、日本の旅のデスティネーション≪目的地≫へ』

『横浜ＩＲ』の来訪客に、横浜でゆっくり滞在していただき、日本各地の観光の魅力を様々な手法、言語で紹介・発信。最適な交通手段で送客する施設。

（2）-2 必要な機能・施設

③ 送客施設

送客施設・機能

横浜ＩＲを訪れた国内外からの来訪客に、横浜や日本各地の観光の魅力を紹介、発信し、日本国内への送客をスムーズに行います。

① ショーケース機能

日本各地の観光の魅力や旅行者に必要な情報を、食や体験などと組み合わせ、VR等の最先端技術等を活用し、効果的・適切な方法で発信

② コンシェルジュ機能

利用者の関心等に応じ、旅行計画を提案し、必要なサービスの手配をワンストップで、きめ細かくおもてなしの心で対応

送客施設・機能

③ 多言語対応機能

①②について、英語を含め複数の外国語で提供

④ 十分な施設規模

多数の来訪客に対応できる情報提供・接客や待合スペースを具備

その他の施設・機能

周辺地区を含む日本各地への来訪客の移動の起点となる交通広場やバスやタクシーなどのターミナル機能

ＩＲ区域と周辺鉄道駅や、東海道新幹線新横浜駅などの主要駅、羽田空港や成田空港までの移動手段について、ＩＲ区域の立地特性を生かした陸海空の多様な移動手段の確保（例：リムジンバス、高速船、ヘリコプター　等）

豪華客船に必要なＣＩＱ施設や大型クルーザー、自家用ジェット等で来訪する超富裕層の高度な需要にも対応できる移動手段の確保

市内関係機関をはじめ各地の自治体やＤＭＯ等との連携が図れる仕組み・体制の構築。観光情報の収集・発信や各地への周遊ルートの企画・構築

魅力増進施設などと連携し、我が国の伝統、文化、芸術等と日本各地の魅力を結び付け、海外からの来訪客を送客

横浜都心臨海部の観光資源

短い空き時間やアフターコンベンションのナイトライフに

・元町、中華街、赤レンガ倉庫、みなとみらい21地区、野毛、伊勢佐木町、馬車道、山下公園、三溪園などの商業・飲食・観光施設等
・みなとみらいホール、横浜美術館、横浜能楽堂、横浜にぎわい座などの文化施設等
・横浜三塔（キング、クイーン、ジャック）、山手西洋館など歴史的建造物等

- 都心臨海部への回遊性強化により、地域の観光・経済活性化
- 既存の魅力・資源を磨き上げるとともに、新たな魅力を創出
- ナイトタイムエコノミーを強化、夜も楽しめる横浜へ
- オーバーツーリズムに配慮した周辺地域との連携

（2）-2 必要な機能・施設

③ 送客施設

横浜郊外部、神奈川県域、周辺地域の観光資源

半日程度の空き時間に郊外部へのバスツアーやスポーツ観戦、アクティビティ体験

・八景島、称名寺、ズーラシア、総持寺、寺家ふるさと村等
・郊外部の商店街などで、横浜市民の日常の買物を体験
・野球、サッカー、ラグビーなどのスポーツ観戦等
・農体験、釣り、ハイキング、サイクリングなどのアクティビティ体験

日帰りや1泊2日程度のショートトリップに

・鎌倉の寺社仏閣、箱根の温泉、自然豊かな湘南、丹沢大山、三浦半島など
・銀座、築地、上野、浅草などの都内の観光スポット、ディズニーリゾートなど
・世界遺産富士山、伊豆半島、房総半島等

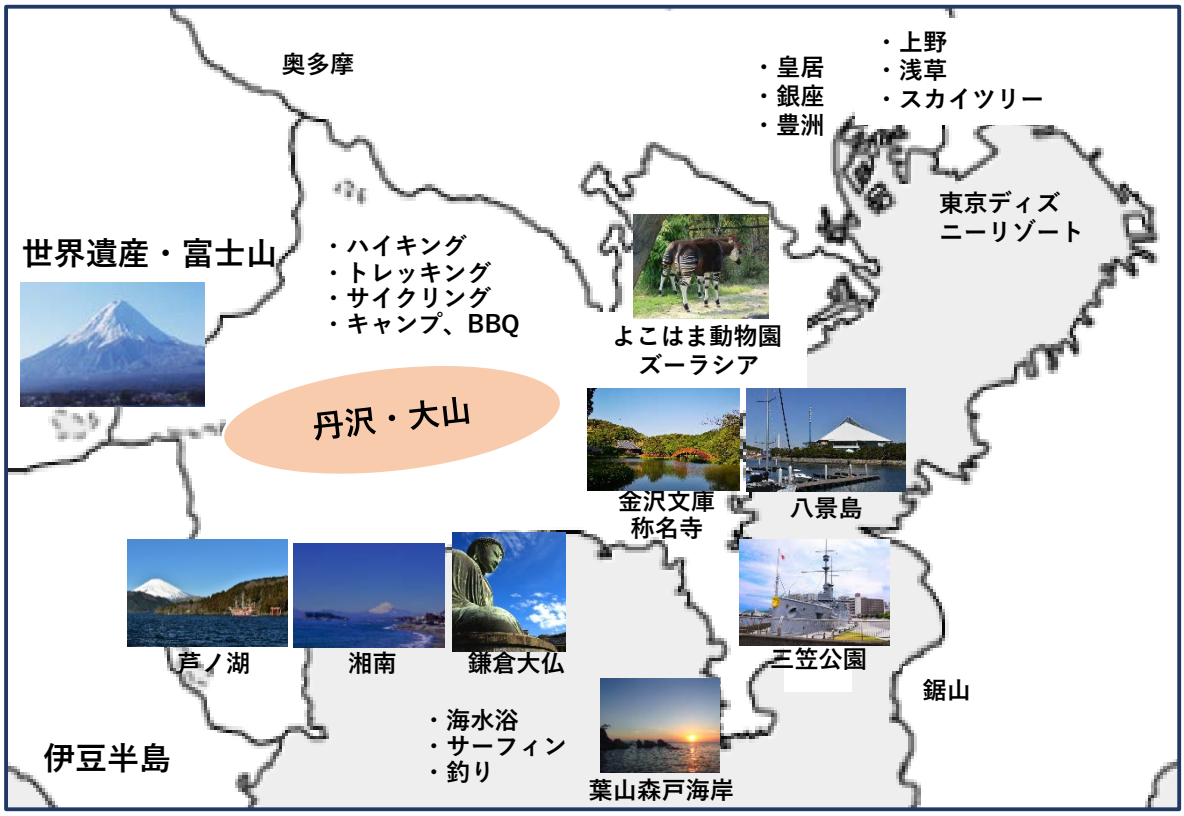

横浜国際総合競技場
（日産スタジアム）

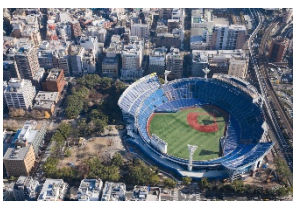
横浜スタジアム

横浜国際プール

横浜文化体育館メインアリーナ
（2024年4月オープン）

周辺地域の観光資源

日本には、世界遺産や国立公園、国定公園、温泉など、数多くの魅力的な観光資源、観光地があります。

『横浜ＩＲ』に訪れた海外からの来訪客に、ＩＲのショーケース機能で各地の観光地の魅力を紹介・発信し、『横浜ＩＲ』から送り出します。

・全国各地の観光協会、ＤＭＯ等と連携し、多様な周遊ルート・ツアーを企画・構築。
利用者の関心に応じて最適なツアーを案内。

・各地との連携により送客だけでなく、各地の観光客を横浜へ集客。

・映画、文学、歴史などと、観光を結び付けた周遊ルート。聖地巡礼。

旧五街道（奥州街道、中山道、甲州街道、日光街道、東海道）

おくのほそ道（松尾芭蕉）、富嶽三十六景（葛飾北斎）等

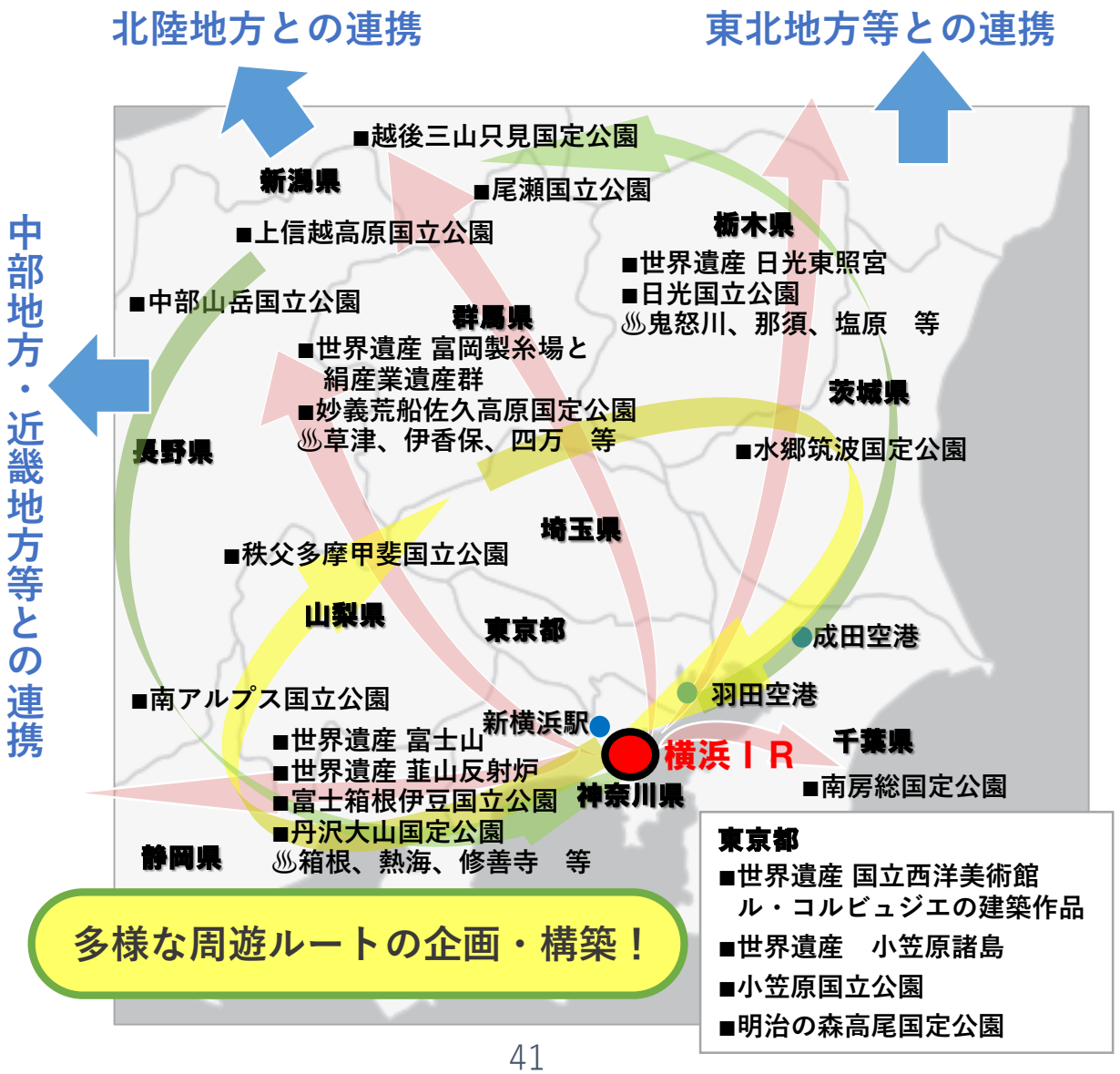

（2）-2 必要な機能・施設

④ 宿泊施設

世界中から『横浜ＩＲ』を訪れる、富裕層、ビジネス客、ファミリー層など、
あらゆる来訪客のニーズに対応できる、施設、サービスを備えた宿泊施設

あらゆるニーズに対応する多彩なホテル群

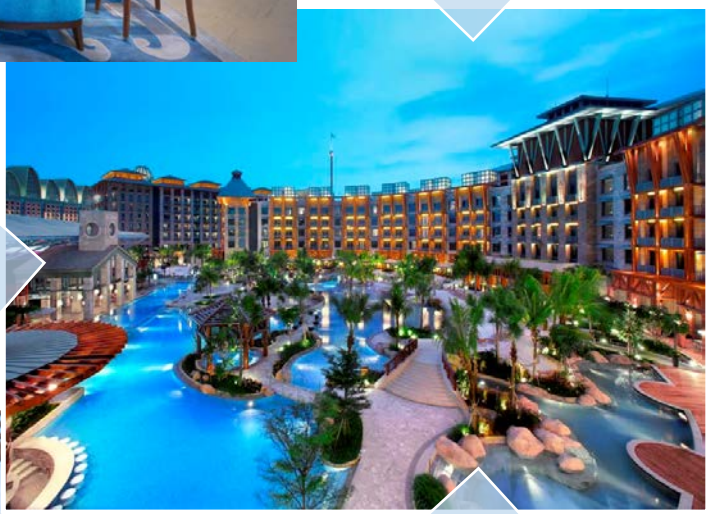

世界水準のラグジュアリーなホテル

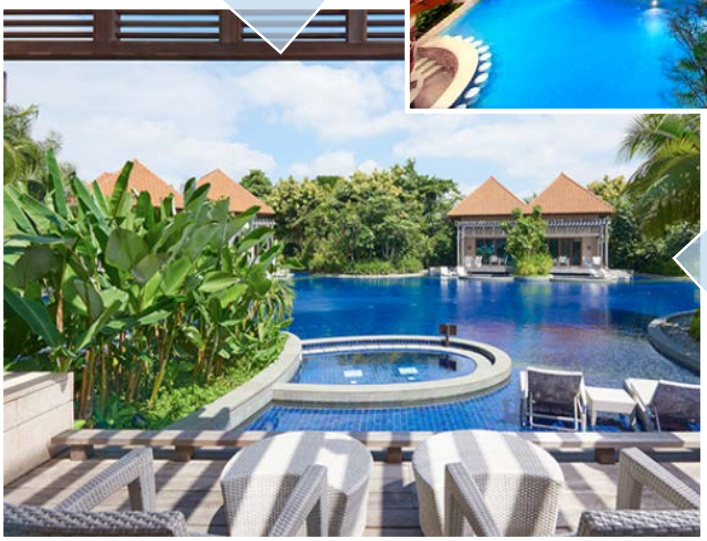

遠方の家族、親戚、知人が来訪した時に一緒に過ごす場

※写真はシンガポールのＩＲのホテル

宿泊施設の要件

ホテルの建築やサービス自体が、世界中からの来訪客を魅了し、横浜への来訪需要を高める世界水準の宿泊施設

諸外国の５つ星ホテルやＩＲにおけるホテルと比較して、客室の広さ、室数、構成、設備が国際競争力を有するとともに、国内外から来訪するビジネス客やファミリー、富裕層など、あらゆる来訪者の宿泊ニーズに応えられる施設

国際競争力の高い多様な宿泊需要に対応するため、５つ星ホテルなど最高級ブランドを含む複数の宿泊施設

美しいウォーターフロントの立地や眺望、夜景など、横浜らしさを最大限に生かした非日常を感じられる滞在空間を創出。国際競争力の高い、食事や付帯サービスのラインナップやクオリティが滞在を長期化

言語、宗教、文化、志向、ライフスタイルなど、多様なニーズをもつ観光客の視点に立った施設整備及び細やかな心遣いによるサービス提供

世界の富裕層が満足する高水準のホスピタリティサービスを提供できる人材の確保・育成体制の構築

※ 写真はシンガポール、マカオのＩＲのホテル

（2）-2 必要な機能・施設

⑤ 来訪及び滞在寄与施設

国際競争力と高いクオリティを持ち、幅広い人々が楽しめる
国内外からの来訪客及び滞在の促進に寄与する施設

劇場、美術館等のほか、遊園地、テーマパーク、スポーツ競技場、水族館、動物園、ショッピングモール等の集客施設（魅力増進施設とは異なる施設）

ビジネスからレジャーまで、大人から子どもまで、外国人でも日本人でも、幅広い客層が楽しめ、ＩＲ施設への集客力を高めることができるエンターテイメント施設

リピーターの確保に向け、エンターテインメント性を高める工夫や最先端技術の活用等

ウェルネスツーリズム（リラクゼーション、運動、美容、スパなど）が体感できる施設やプログラムの提供

既存コンテンツの発展や新たなコンテンツの創造に継続的に取り組むための再投資や発信手法の工夫等

横浜の観光資源（横浜の歴史、芸術、食文化、市内農水産品・特産品、技能等）を来訪者が楽しめ、体験や購入ができる商業・飲食施設等

マカオのＩＲでのステージ・ショー

マカオのＩＲでのエンターテイメントショー
（ザ・ハウス・オブ・ダンシング・ウォーター）
Photo by Derek coleman on Unsplash

シンガポールのＩＲでのエンターテイメントショー
（キャッツ）

ボクシング等のスポーツエンターテイメント

3　横浜ＩＲの方向性

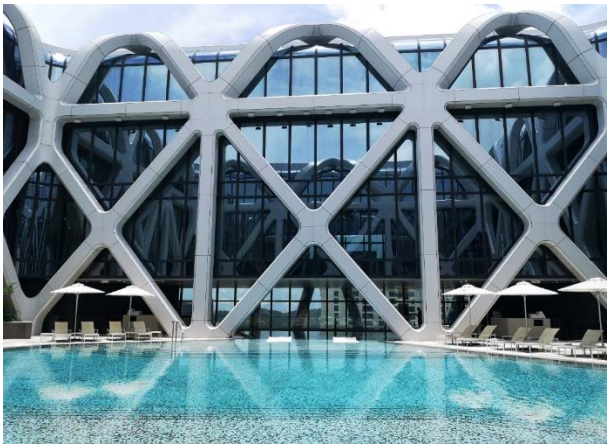

※ 写真はシンガポール、マカオのＩＲのアトラクションと、憩い・楽しむ場のイメージ

（2）-2 必要な機能・施設

⑥ カジノ施設

施設の要件

カジノを行う区域の面積は、ＩＲ施設全体の延べ床面積の３％以内

ＩＲ関係法令等に即した施設（入場規制と意思のない入場者の排除）

ＩＲ区域全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスの取れた規模、デザイン、配置

20歳未満の者やファミリー層等が利用する主動線から分離された適切な配置計画、デザイン、配置

落ち着いたエントランス、室内の内装により、エレガントな非日常を感じられる大人の社交場としてふさわしい、ドレスコードを設けるなど、品位と清潔感のある空間を演出すること

カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置（以下、「懸念事項対策」という。）については、各種法令や、「３ 横浜ＩＲの方向性（５）」に則り実施すること

※シンガポールのＩＲのカジノ

※ラスベガスのＩＲのカジノ

（3）-1　都心臨海部との融合

横浜 イノベーション Integrated Resort

東神奈川
臨海部周辺

みなとみらい21

横浜駅周辺

山下ふ頭周辺

関内・関外

世界最高水準のリゾート

横浜は 日本のゲートウェイ（玄関口）であり、
世界中の デスティネーション（目的地）となり続ける

横浜の都心臨海部には、開港以来の歴史や文化、美しい港の風景や水際を身近に感じられる都市空間など、これまでのまちづくりで築かれてきた豊富な魅力や資源があります。横浜市では、これらを生かし、さらに、先進的で魅力的なまちづくりを積極的に進めることにより国際ビジネス、観光・MICE、文化芸術など、次の時代の活力となる都心機能の強化を図ることとしています。

『横浜ＩＲ』の予定地である山下ふ頭は、都心臨海部の拠点であり横浜市民にとって貴重な場所です。『横浜ＩＲ』を実現する上では、これまで築き上げてきた街並みや美しい港の風景と調和し、一体的に創り上げていくことが重要です。

さらには、最先端のテクノロジー（技術）を駆使した未来の街である『横浜ＩＲ』と山下ふ頭周辺の都心臨海部の各機能が有機的に融合し、それぞれの役割をしっかり果たしていくことで相乗効果を最大限発揮していきます。そして、世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都市へとイノベーションします。

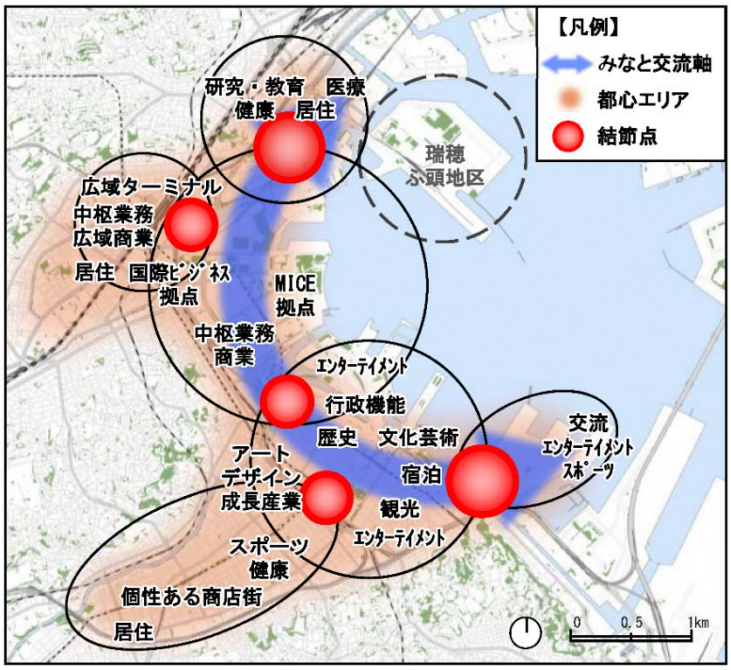

横浜市都心臨海部再生マスタープラン

（3）-2 都市デザイン・景観形成

都市デザイン・景観形成に係る上位計画

横浜市都心臨海部再生マスタープラン

◆ ３つの基本戦略

① 次の時代の横浜の活力をけん引するビジネス・産業づくり
② 豊かな想像力・市民力が息づく横浜スタイルの暮らしづくり
③ 個性豊かなまちの魅力をつなぎ港と共に発展する都心づくり

◆ ５つの施策

① 世界中の人々を惹き付ける空間・拠点の形成
（都市デザインによる創造性豊かな空間づくり）
② まちを楽しむ多彩な交通の充実
③ 世界を先導するスマートな環境の創出
④ 災害に強い都心臨海部の実現
⑤ 都市活動の担い手が活躍する仕組み･体制の充実

横浜市山下ふ頭開発基本計画

◆ 目指す都市像 ハーバーリゾートの形成
～世界が注目し、横浜が目的地となる都心臨海部にふさわしい新たな魅力創出～

◆ ３つの視点と８つの基本計画方針

視点1	観光・ＭＩＣＥを中心とした魅力的な賑わいの創出	【方針1】国内外から多くの人を呼び込む賑わいの創出 【方針2】地区内外の移動を支える交通ネットワークの形成 【方針3】快適で回遊性のある歩行者動線の確保
視点2	親水性豊かなウオーターフロントの創出	【方針4】水と緑を身近に感じる空間づくり 【方針5】港町の魅力を高める景観形成
視点3	環境に配慮したスマートエリアの創出	【方針6】環境に配慮したまちづくり 【方針7】高い防災・安全性をもつまちづくり 【方針8】わかりやすく利便性の高い魅力あるまちづくり

美しい港の景観形成構想

内港地域の景観形成 4つの視点

① リング状の港の構造を生かした景観の形成
② 誰もが美しさを感じる景観の形成
③ 横浜の港らしい特徴的な景観の形成
④ 人々の生活・活動による賑わい景観の形成

山下ふ頭の地区特性

横浜、さらには日本の玄関口としての山下ふ頭

異なる景観的特徴を持つシーンに囲まれている

インナーハーバーに位置し、既成市街地と隣接した広大な区域

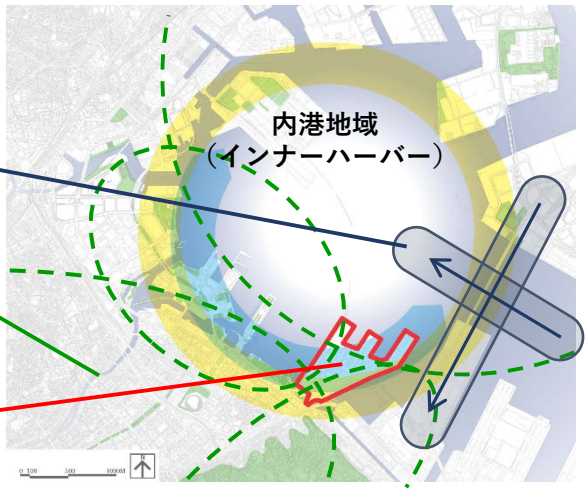

3 横浜ＩＲの方向性

横浜やインナーハーバーの地区特性、歴史、これまでのまちづくりの取組を十分踏まえつつ、

山下ふ頭では、21世紀を象徴するような、
新しい横浜の都市デザイン・景観づくりに挑戦します。

■ ４つのコンセプト

山下ふ頭は、横浜の都心臨海部に残された唯一大規模開発の可能な土地です。そのことを最大限生かし、世界最高水準のＩＲとして、幅広い客層が楽しめる非日常的で印象的な空間を有し、また、これまで横浜の都心臨海部で築き上げた、市民に親しまれるウォーターフロントエリアの一部にもなる、「横浜イノベーションＩＲ」を形成します。
横浜のそれぞれの時代を代表する景観に敬意を払いつつ、山下ふ頭を核としてインナーハーバー全体が都市としての魅力をさらに高める、２１世紀を象徴するような新しい横浜の都市デザイン・景観づくりに挑戦します。その実現のためのコンセプトを掲げます。

1 長く愛され、何度も訪れたくなる都市・横浜をつくる

山下ふ頭に多くの人が訪れ、何度も訪れたくなる横浜を実現します。
山下ふ頭の建造物や空間、それらにより形成される景観は、いたずらに刺激的なものではなく、**機能性と普遍的な美しさを兼ね備え、長期的にその価値を持ち続けるもの**を目指します。
また、山下ふ頭の開発は短期間に一体的に行われますが、一過性のものではなく、**常に新たな価値を生み出す取組を継続し、長期的に価値を持続・向上しつづけるもの**としていきます。

2 インナーハーバーの一員として、横浜の都市づくりの新たな１ページをつくる

インナーハーバーでは、関内地区や山手地区、みなとみらい２１地区など、各地区、各時代の景観的特徴を維持・創出してきました。これらの地区が、景観的な個性の発揮と調和のバランスをとりながらリング状につながっているのが、インナーハーバーの大きな特徴となっています。
山下ふ頭に生み出される景観は、**インナーハーバーに加わる新たな都市づくりの１ページ**として、**地域全体の景観と調和**しつつ、**山下ふ頭とこれまでの街並みの個性が対比しながらひきたてあう**ことで同時に、都心臨海部の魅力を形成します。

3 山下ふ頭だからできる景観体験の創造

山下ふ頭は、一体開発により広大な土地を一貫性のあるデザインとできることに大きな特徴と可能性があります。エリアを回遊しながら体験する景観は、**多様な物語性**があるものでなくてはなりません。
また、横浜の景観を楽しむ**新たな視点場、多様な水域を活用したアクティビティ**など多彩な体験の場の創出が可能です。ここに生まれる施設によって提供される横浜の新しい見え方、切り取り方は既存の横浜の景観的価値を更に向上するだけでなく、山下ふ頭自体に**これまでにない体験**をもたらします。

4 世界に“横浜を魅せる”これからの都市デザイン

都市・建築のデザインは、機能や人々の活動と切り離して考えることはできません。
横浜市では、ＳＤＧｓ未来都市、観光・ＭＩＣＥ都市、文化芸術創造都市、イノベーション都市・横浜、ガーデンシティ横浜といった、未来のための政策やプロジェクトを進め、また、様々な主体により様々な活動を行っています。山下ふ頭では**これからの横浜を代表する景観として、これらの施策・活動と方向性を共にして、それを象徴的に体現するもの**であることが求められます。
象徴的な“魅せる”環境配慮や、横浜に集積する創造性の発露など、横浜のショーケースとしての独自性ある景観づくりや市民生活を豊かにするための、これまでに無い新たなウォーターフロントでの体験を創造すること等が**更に進化した「横浜らしさ」**につながります。

（3）-3　スマートシティ・環境・防災など

横浜ＩＲでは、SDGs未来都市・横浜として、IoTやICT、ビッグデータの活用やＡＩの駆使など、最先端技術の多方面にわたる連携・活用を目指します。それにより水と緑があふれるまち・災害に強くしなやかなまち・人とテクノロジーが共存するホスピタリティあふれるまちを実現します。日本でも世界でも類を見ない最先端技術を駆使したスマートシティを実現し、「未来の街のショーケース」として、明日の横浜の姿を発信します。

緑豊かな水際のある、次世代スマートシティの実現

最先端技術をあらゆる方面で活用することで、水際と緑が融合し効率的で持続可能な次世代スマートシティを実現します。

新たな緑と水際が融合したエリアの創出

横浜港の水際を形成する既存の街並みや山下公園と連続した、いつでも誰でも楽しめる、開放的な、緑豊かなオープンスペースと水際のプロムナードを形成

PHOTO by Hideo MORI

エリア全体でのエネルギーの最適化

省エネ、再生可能エネルギー等、最先端技術の導入と効率化により、エリア全体でのエネルギーの最適化を図ります。

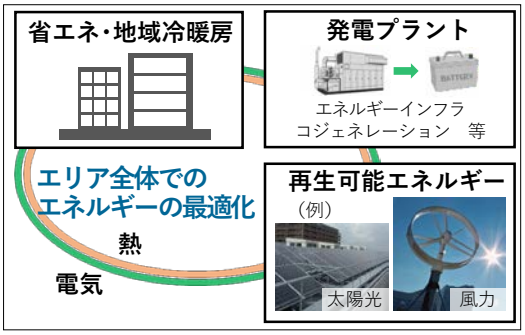

持続可能な循環型都市エリアの実現

先進的な環境配慮建築物とすることなど、脱炭素・循環型社会を構築する持続可能なマネジメントの実現

次世代交通システムの導入

新たな人やモノの流れを創出する次世代交通システムの導入

災害に強くしなやかで、自立的なまちづくり

地震や津波・高潮などの災害に対して高い防災機能を持ち、自立したエネルギー供給を確保するなど、来街者の安全確保に加え周辺地域の市民にとっても安全・安心な防災の拠点となる、災害に強くしなやかで自立的なまちづくりを実現します。また、感染症や不測の事態などに対して、実行性のある危機管理計画を策定し、緊急事態に備えます。

災害時等の来街者のための安全・安心の確保

地震や津波などの災害発生時においても来街者が安全・安心に過ごすことができる、高い防災機能を有するエリアを目指します。

津波・高潮に対応したまちづくり

津波・高潮に対しても、安全な避難を可能とする強くしなやかなまちづくりを目指します。

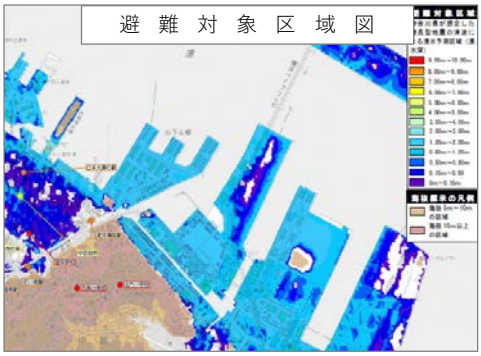

歩行者空間の基本は2階レベルで形成

２階レベルの歩行者動線を構築することで、災害時における浸水に対しても安全で円滑な歩行者の退避を実現します。

感染症対策・不測の事態等に対する対応

感染症や不測の事態等に対しても、実効性のある対策計画を策定し、緊急時にも適切に対応します。

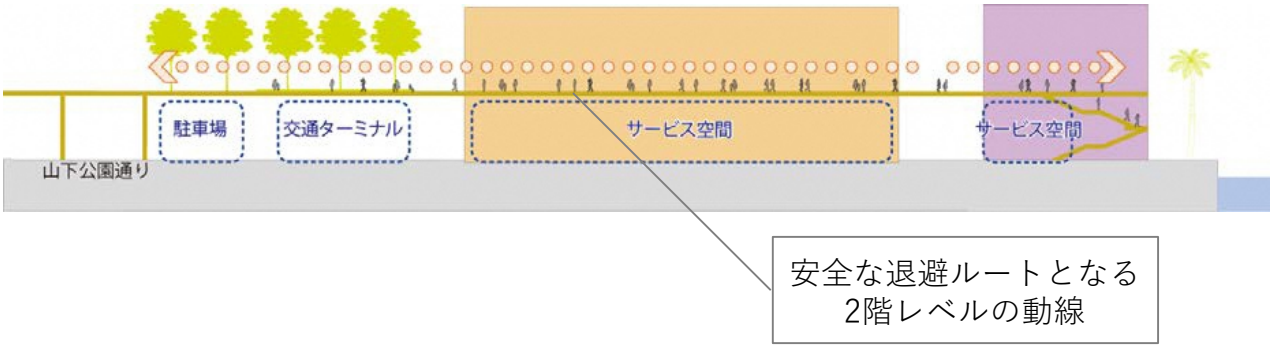

（3）-3　スマートシティ・環境・防災など

災害時には周辺地域を含む防災の拠点

区域内だけでなく、周辺地域からの被災者等の一時滞在・避難の受け入れや物資輸送等あらゆる面で高い防災機能をもつエリアを目指します。

災害時にも安定かつ自立したエネルギー供給

災害時バックアップをもつ電力供給システムや分散型電源等の導入により、平常時だけでなく災害時にも自立した電力供給を確保します。また、地震や高潮などの災害時にも安定して稼働する構造や配置とします。

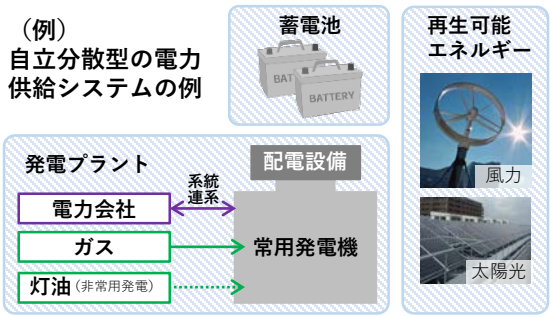

インクルーシブな（誰もが排除されない）まちづくり

初めてでもわかりやすく快適な動線計画（バリアフリー・サイン）とするほか、多言語対応のデジタルサイネージや区域内の無料Wi-Fi環境の整備など、訪日外国人を含む来街者の利便性を向上させます。ハード・ソフトの両面からの複合的な取り組みにより、あらゆる来街者が安全・安心に過ごすことができ、ホスピタリティの高いインクルーシブなまちづくりを推進します。

ユニバーサルデザインの推進

あらゆる来街者が安全・安心に過ごすことができるよう、建物や移動環境のユニバーサルデザイン化を推進します。

心のバリアフリーの実践

ホスピタリティ向上のため、区域全体で心のバリアフリーを実践するとともに、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず働きやすい環境を整備します。

多様な媒体による積極的な情報発信

多言語対応のデジタルサイネージやスマートフォンアプリなど、多様な媒体を通じて、平常時だけでなく非常時にも情報提供や情報発信を行います。

（3）-4　スマートな交通環境の構築

山下ふ頭には、国内外から多くの来街者が訪れることになるため、円滑な交通が求められます。このため、陸・海・空の多様な移動手段を確保するとともに、楽しく、安全・安心で、環境にも配慮した交通環境の構築を目指します。

ズーラシア

日産スタジアム

シーバス

富士山と箱根（芦ノ湖）

三渓園

湘南・江の島

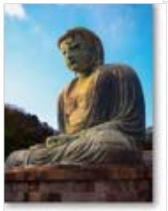
鎌倉・大仏

八景島・海の公園

（3）-4　スマートな交通環境の構築

広域アクセス

- 羽田・成田空港､新横浜駅など広域的な交通拠点からのダイレクトアクセス（バス、水上交通など）
- 全国の観光地に発着する交通ターミナルの整備
- 多様な交通手段の確保（ヘリコプター、クルーズ船など）

ＩＲ区域周辺アクセス

- 自動車交通（新規道路整備、道路・交差点改良、駐車場整備など）
- 歩行者交通（最寄駅からのアクセス向上、周辺とのネットワークの形成）
- 利便性向上につながる新たな交通の導入（連節バスなど）

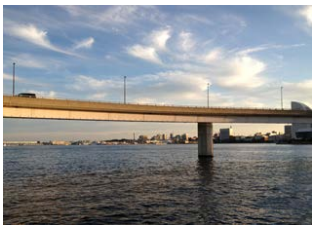

ＩＲ区域内交通

- 安全・安心な歩行者動線（歩車分離・浸水対応の２階レベルの動線、バリアフリー）
- 楽しく散策できる水際のプロムナード空間の形成
- 環境に配慮した新たな交通の導入(AIを活用した交通サービス、パーソナルモビリティ)

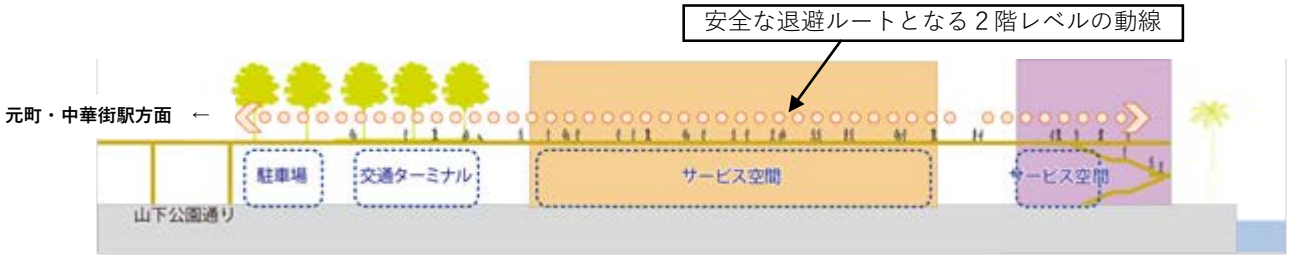

来街者を回遊させるネットワークの形成

- 自動車交通や歩行者交通、水上交通、周遊交通システム、パークアンドライドなどの様々な交通手段によるネットワークの形成
- 周辺観光地、商店街等との連携（中華街、元町、三溪園、パシフィコ横浜など）

（4）オール横浜で観光・経済にイノベーションを

① ＭＩＣＥによる効果

横浜ＩＲとこれまでつくり上げてきた都市の魅力や資源を融合し、横浜の観光・経済にイノベーションをもたらす

ＭＩＣＥがもたらす経済波及効果

・『横浜ＩＲ』を目的として、インバウンドを含む観光客やＭＩＣＥ参加者が来訪し、宿泊や飲食等により、ＩＲ区域内のみならず関内・関外地区やみなとみらい21地区、横浜駅など周辺地域の商店街や商業・飲食施設の**観光消費額を増加**させます。さらに、市内はもとより、県内観光地への周遊、日本全国の観光地への送客により、その効果を全国に広げていきます。

・また、ＭＩＣＥ開催では、参加者による消費以外にも、企画・運営費や施設利用費・設営費をはじめとして、同行者プログラムやアフターコンベンション等の実施により、交通サービス、飲食、その他ＭＩＣＥ関連産業への**発注機会を増加**させます。

（4）オール横浜で観光・経済にイノベーションを

①ＭＩＣＥによる効果

ＭＩＣＥのレガシー効果

・ＭＩＣＥがもたらす効果は、大きな経済波及効果だけではなく、ビジネス機会やイノベーションの創出、研究促進等の**経済波及効果以外の効果（レガシー効果）**も生み出し、開催地域を中心に開催後も中長期的に好影響を与えるとされています。

・横浜は、みなとみらい21地区を中心としてオープンイノベーションの一大拠点となっており、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、ＩｏＴ産業などが集積しています。『横浜ＩＲ』の整備により、国際的なＭＩＣＥビジネスイベントが誘致され、**より知識・技術・人的交流を活性化し、地域全体の生産性向上に貢献します。**

・横浜の産業特性とＭＩＣＥの融合による新産業の創出により、横浜経済の活性化に寄与します。

市民の活動機会の提供等

・横浜市民が『横浜ＩＲ』を来訪客として楽しむことはもとより、**市民が街を盛り上げていくホストとして活躍できる活動機会の提供等を推進します。**（例：通訳ボランティア活動、イベント等への出演等）

・また、未来を創る横浜の子どもたちが、国際社会で活躍できる視点を養えるよう、**海外から来訪するＭＩＣＥ参加者との交流や職業・現場体験等の機会創出**を推進します。

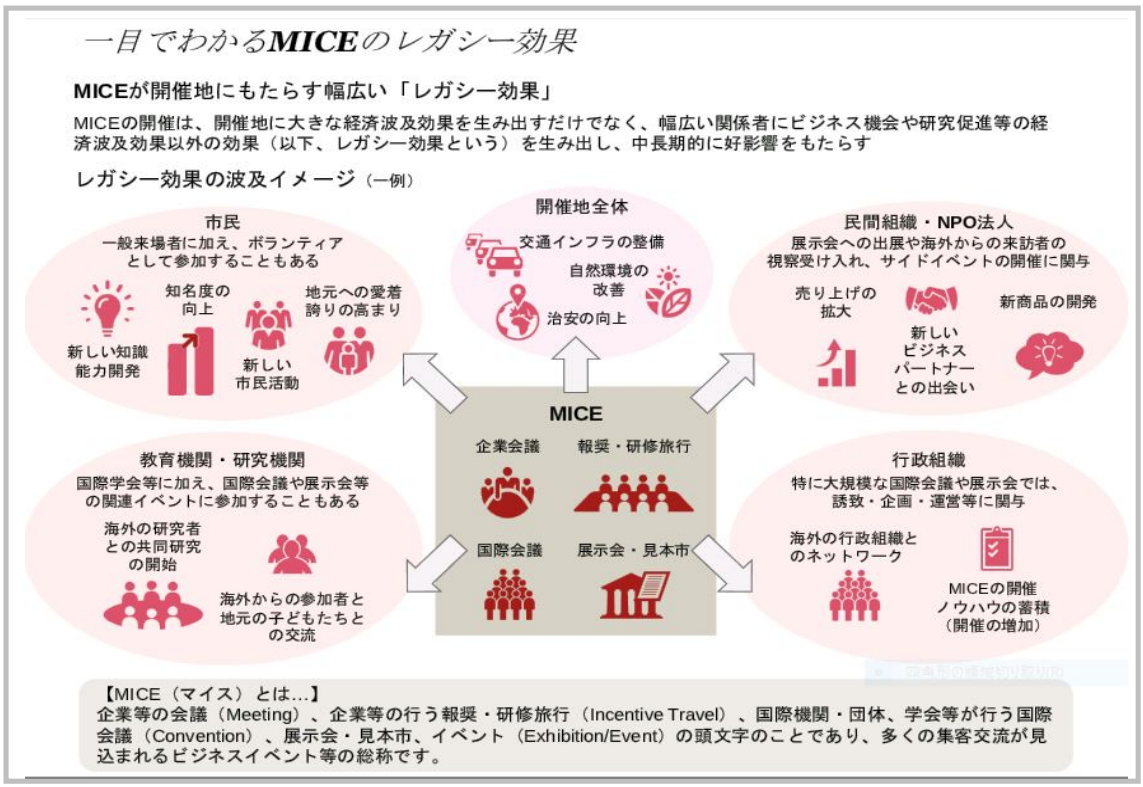

出典：観光庁「平成30年度MICEによるレガシー効果等調査事業」より作成

（４）オール横浜で観光・経済にイノベーションを

②経済効果

約47haにおよぶ広大な敷地において、ＩＲの開業前後で雇用創出や人材育成、食材・物品・サービス等に関連する地域経済の振興に貢献します。

また、建設資材や労働力の確保等、運営時にはＩＲ施設の運営や雇用等による経済波及効果が生じます。

雇用創出・人材育成

・ＩＲ開業前には、建設等にかかる人材や資材等の確保、食事や宿泊・運送等の経済効果、開業後を見据えた質の高いサービス提供を目的とした人材育成を図ります。

・開業後はインバウンドや国内の観光客等をもてなす質の高い人材確保・運営に係る物品・食材・サービス等が必要となります。周辺地域の雇用環境の調和を図るため、計画的な雇用や人材育成を図ります。

・区域内外で質の高いサービスが提供され、横浜のサービス業界全体の質の向上につながる人材育成を図ります。

・障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人材が活躍する場の拡大に向けた、新たな雇用の創出、働きやすい雇用環境の確保、大学等教育機関等との連携を図ります。

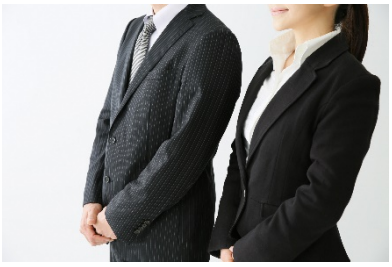

雇用創出・人材育成の取組

雇用創出

- 懸念される働き手不足に対して、雇用環境を整え、国内外から幅広く人材を確保する取組

人材育成

- 世界最高水準のサービス、ホスピタリティを提供するため、ＩＲ事業者、地域の教育機関などの連携による、教育と実践を組み合わせた人材育成の取組
- 国外からの雇用者に対して、日本での生活にスムーズに適応するための日本語や生活習慣の理解促進などの取組

（4）オール横浜で観光・経済にイノベーションを

②経済効果

食材・物品・サービス等の調達

開業後の大規模需要に対して、市内の中小企業や横浜市中央卸売市場等から、質の高い食材や物品・サービス等を計画的に調達します。
そのため、横浜市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、市内中小企業の受注につなげます。
また、地産地消や地域特産品を成長・拡大させる観点から、ＩＲ区域内の商業・飲食施設等において、市内調達を推進します。

【ＩＲ整備により調達機会増加が見込まれる主な事業例】

ＩＴ関連	医療用品	印刷・デザイン	飲食店
運輸・物流	エンターテイメント業	花き	家具・インテリア
カメラマン	客室アメニティ	クリーニング	クルーズ
警備・ セキュリティ業務	下水処理	顧客管理システム	公共交通 （バス・タクシー等）
広告	施設・電気維持管理	事務機器・用品	照明
植栽管理	食器・キッチン類	食料品・飲料品	清掃業務
燃料 （ガソリン・電気等）	廃棄物処理	理容・美容	旅行手配業務

市内中小企業の受注につなげる仕組みづくり

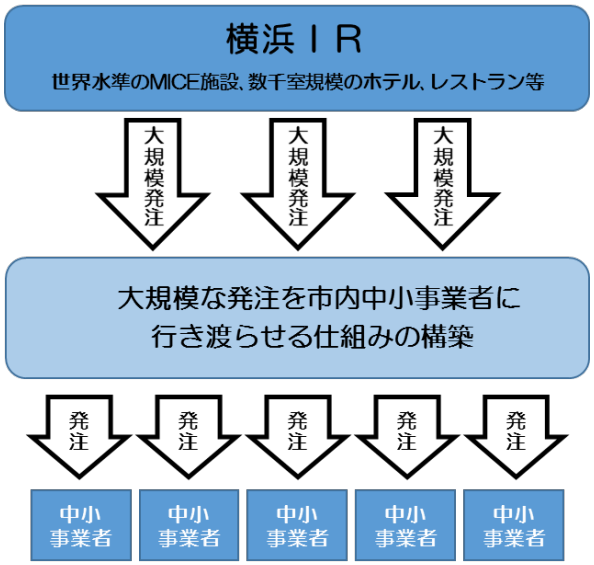

イメージ図：シンガポールのＩＲ事例を参考に作成

（5）-1 安全・安心対策の横浜モデルの構築

ＩＲは観光や地域経済の振興、財政への貢献など様々なプラスの効果が期待される一方、ＩＲを構成する施設の一つであるカジノに起因する懸念も指摘されています。

横浜市は、平成26年から「ＩＲ（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査」を実施しており、その中で海外におけるＩＲの導入効果や懸念事項の影響の調査のほか、ギャンブル等依存症に関する有識者へのヒアリング等を通じて研究を進めてきました。

ＩＲを構成する施設の一つであるカジノに起因する懸念事項

カジノに起因する懸念事項	諸外国における対策事例
ギャンブル等依存症	カジノ内におけるギャンブル依存症者の早期発見、自己／家族／強制排除プログラム、自国民に対する与信行為やカジノ内のATM設置禁止、入場料制度、国内でのカジノ関連広告規制、依存症対応教育の徹底義務、専門治療プログラムの提供 など
青少年への影響等	未成年者のカジノ施設への入場禁止、未成年者入場時の通報、本人確認の徹底、未成年者と疑わしき者への声掛け、未成年者入場の通報、カジノ施設とその他施設の完全分離、広告規制 など
マネー・ローンダリング	本人確認・記録、保管、疑わしい取引があった場合の届出・保管義務、一定額以上の現金取引があった場合の報告義務、マネー・ローンダリング対策やテロ資金供与対策のためのプログラムの整備 など
反社会的勢力の関与	カジノライセンス取得のための背面調査及びカジノライセンス取得後の定期的な審査、カジノ施設内への監視カメラの設置と監視の義務付け、入場制限による犯罪組織・前科者、警察によって入場排除命令を下された者などをカジノ施設から排除 など
地域環境への影響	地域の治安維持のための施策として、カジノ施設内での監視カメラの設置及び巡回、周辺地域における警官、警備員による24時間の警備体制 など

出典：ＩＲ等新たな戦略的都市づくり検討調査報告書、各種情報より作成

（５）-１ 安全・安心対策の横浜モデルの構築

国による検討・対策

国は平成28年に特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（ＩＲ推進法）の成立後、特定複合観光施設区域整備推進会議において諸外国のＩＲの研究等を行ってきました。

平成30年に制定された特定複合観光施設区域整備法（ＩＲ整備法）において、シンガポール等の対策を例にカジノ管理委員会の監督や入場制限等「世界最高水準のカジノ規制」を定めるとともに、ギャンブル等依存症の対策として「重層的/多段階的な取組」を「公共政策上の制度整備とＩＲ事業者責任」のベストミックスで行うこととしています。

また、カジノ以外の既存のギャンブル等依存症への対策を推進するため、平成28年からギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議を開催し、平成30年にギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めた「ギャンブル等依存症対策基本法」が成立しました。

同法に基づき平成31年に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を定め、「PDCAサイクルによる計画的な不断の取組」「多機関の連携・協力による総合的な取組」「重層的かつ多段階的な取組」を国、自治体、事業者、関係機関、民間団体等が相互に連携・協力しながら進めることとしています。

横浜市による検討・対策

横浜でＩＲを実現するため、国が定めた「世界最高水準の規制」といわれるＩＲ整備法やギャンブル等依存症対策基本法に基づいた、様々な懸念事項への取り組みを着実に進めます。

特に、依存症対策については、これまでも公営競技やぱちんこ等の既存のギャンブルを含めて、アルコールや薬物などの総合的な依存症対策に取り組んでいます。

「横浜市中期４か年計画」や「よこはま保健医療プラン2018」において、総合的な依存症対策の推進を掲げています。

（P.73「（５）-２ 依存症対策　⑤ 横浜市の依存症対策」参照）

（５）-2 依存症対策

① ギャンブル等依存症対策基本法

国は、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健全な生活を確保し、安心して暮らすことのできる社会を実現することを目的に、平成30年に「ギャンブル等依存症対策基本法」を制定し、基本的施策として第14条～第23条において、１０の施策を定めました。

■ギャンブル等依存症対策基本法

項　　目		条文	内　　容
目　　的		第１条	ギャンブル等依存症対策に関し、 ①基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにする。 ②基本となる事項を定めること等により、対策を総合的かつ計画的に推進する。 ⇒国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する。
定　　義		第２条	「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律に定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態
基本理念		第３条	①ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援 ②ギャンブル等依存症に関連して生ずる問題（多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等）の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図れるよう、必要な配慮がなされるものとする
他の依存症対策との連携		第４条	アルコール、薬物等に対する施策と有機的な連携を図る
責務	国	第５条	依存症対策を総合的に策定し、実施する
	地方公共団体	第６条	国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する
	関係事業者	第７条	依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす関係事業者は、国、地方公共団体が実施する対策に協力するとともに、予防等に配慮するよう努める
	国民	第８条	ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、予防等に必要な注意を払うように努める
	依存症対策関連の業務従事者	第９条	依存症対策関連の業務（医療、保健、福祉、教育、法務、矯正、その他）に従事する者は、国・地方公共団体に協力し、予防等及び回復に寄与するよう努める
啓発週間		第10条	国民の間に広く依存症問題について関心と理解を深めるため、啓発週間（５月14日～20日）を設ける

（５）-2 依存症対策

① ギャンブル等依存症対策基本法

項目		条文	内容
基本計画等	政　府	第12条	ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定（少なくとも３年ごと） 原則として、当該施策の具体的な目標、達成時期を定める
	都道府県	第13条	都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するよう努める（少なくとも３年ごと） 医療計画、健康増進計画等、他の計画の依存症関連部分との調和を保つこと
基本的施策	**国及び地方公共団体は、以下について、必要な施策を講ずる**		
	① 教育の振興	**第14条**	**家庭、学校、職場、地域等、様々な場において依存症問題に関する知識の普及（教育、学習の振興、広報活動等）**
	② 依存症の予防	**第15条**	**関係事業者が行う事業（広告、宣伝、入場の管理等）について、予防等が図られるものとなる**
	③ 医療提供体制	**第16条**	**居住する地域にかかわらず適切な医療を受けることができるよう、専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備を図る**
	④ 相談支援	**第17条**	**精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターにおける相談支援体制を整備 その他本人及び家族に対する相談支援の推進**
	⑤ 社会復帰の支援	**第18条**	**円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援等を推進**
	⑥ 民間団体の支援	**第19条**	**民間団体の自発的な活動を支援**
	⑦ 連携協力体制の整備	**第20条**	**医療機関、精神保健センター、保健所等関係機関、民間団体等の連携協力体制の整備**
	⑧ 人材の確保	**第21条**	**依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上**
	⑨ 調査研究の推進	**第22条**	**予防、診断、治療方法等の調査研究の推進、その成果の普及**
	⑩ 実態調査	**第23条**	**政府は３年ごとに実態調査を行い、公表する**
推進本部	内閣にギャンブル等依存症対策推進本部を置く （推進本部長：内閣官房長官、副本部長：国務大臣、本部員：各大臣等）		
	所掌事務	第24～31条	①基本計画案の作成、実施の推進 ②基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価 ③依存症対策の重要な企画及び立案、総合調整
	基本計画案の作成、結果とりまとめの評価等を行う際は、「ギャンブル等依存症対策推進関係者会議」の意見を聴く		
	関係者会議	第32～33条	本人、家族代表者、関係事業者、有識者から内閣総理大臣が任命

（５）-2　依存症対策

② ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、令和元年度から３年度までの基本的な計画を、国は平成31年４月に策定し、推進しています。今後、都道府県においても「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」を作成することが努力義務となっており、神奈川県では令和２年度中の策定を目指しています。

第一章　ギャンブル等依存症対策の基本的考え方

Ⅰ　ギャンブル等依存症対策の現状

1	ギャンブル等依存症問題の現状	
	過去１年以内の依存が疑われる者の割合；成人の0.8% ※ 最もよくお金を使ったギャンブルは「ぱちんこ・パチスロ」 （H28～30 国立研究開発法人日本医療研究開発機構「AMED」による調査）	
2	これまでの政府の取組	
	平成28年12月	「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」設置
	平成29年３月	「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」とりまとめ
	平成29年８月	「ギャンブル等依存症対策の強化について」作成

Ⅱ　依存症対策の基本理念等

①	発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と、本人・家族の円滑な日常生活及び社会生活への支援
②	多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
③	アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

Ⅲ　ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項

推進体制	ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官、本部員：関係大臣）
	本部に「関係者会議」（本人、家族、関係事業者、有識者等）を置く。
対象期間	令和元年度から３年度までの概ね３年間（少なくとも３年ごとに検討）
基本的な考え方	① PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進
	② 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進
	③ 重層的かつ多段階的な取組の推進

※ 元号の変更により、年号を置き換えています。

（５）-2　依存症対策

② ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

第二章　取り組むべき具体的施策（主なもの）

Ⅰ 関係事業者の取組：基本法15条関係

項　　目	対　　象	目標年度	内　　容
広告宣伝の在り方	公営競技・ぱちんこ	～R3年度	新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保
		H31年度～	通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施
アクセス制限・施設内の取組	競馬・ﾓｰﾀｰﾎﾞｰﾄ	～R3年度	本人申告・家族進行によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施
		R2年度	インターネット投票の購入限度額システムを前倒して導入
	ぱちんこ	H31年度	自己申告プログラムの周知徹底と本人同意のない家族申告による入店制限の導入
		R3年度	自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討
		H31年度	18歳未満の可能性がある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化
	公営競技・ぱちんこ	H31年度～	施設内 ・営業所内のATM 等の撤去等
相談・治療につなげる取組	公営競技	～R3年度	自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援
	ぱちんこ	H31年度～	
	モーターボート	H31年度～	ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成（民間団体の初回利用料 ・初診料負担）の拡充の検討に着手
依存症対策の体制整備	競馬・ﾓｰﾀｰﾎﾞｰﾄ	～R3年度	依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備
	ぱちんこ	H31年度～	依存問題対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表
		H31 年度～	第三者機関による立入検査の実施
		～R3年度	「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化

※ 元号の変更により、年号を置き換えています。

第二章　取り組むべき具体的施策（主なもの）

Ⅱ　相談・治療・回復支援：基本法第16～19条関係

項　目	条文	所　管	目標年度	内　容
相談支援	17条	厚労省	R2年度目途	全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備
		関係省庁		ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化
		厚労省	H31年度～	婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援
		消費者庁	H31年度～	ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化
		金融庁・法務省	H31年度～	多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応
		法務省	H31年度～	相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の育成
治療支援	16条	厚労省	R2年度目途	全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備
			H31年度～	専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討
民間団体支援	19条	厚労省	H31年度～	自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進
		公営競技・ぱちんこ		自助グループをはじめとする民間団体に対する経済的支援
社会復帰支援	18条	厚労省	H31年度～	ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援
		法務省		ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援
				受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援

※ 元号の変更により、年号を置き換えています。

（５）-2　依存症対策

② ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

第二章　取り組むべき具体的施策（主なもの）

III 予防教育・普及啓発：基本法14条関係

項　目	所　管	目標年度	内　容
予防教育・普及啓発	厚労省	H31年度～	シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発
		H31年度～	産業保健総合支援センターを通じ、職場における普及啓発を推進
	消費者庁	H31年度～	特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。 啓発週間や成人式などあらゆる機会を活用して啓発活動を実施するよう、地方公共団体に要請。
	文科省	H31年度～	新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実
			引き続き社会教育施設等を活用し保護者等への啓発講座「依存症予防教室」の実施
		R4年度～	高校の保健体育科で、ギャンブル等依存症も含めた依存症の教育を開始
	金融庁	H31年度	ギャンブル等依存症問題の啓発の観点から金融経済教育関係ガイドブックを改訂

※ 元号の変更により、年号を置き換えています。

IV 依存症対策の基盤整備：基本法20・21条関係

項　目	条文	所　管	目標年度	内　容
連携協力体制の構築	20条	関係省庁	H31年度～	各地域における包括的な連携協力体制の構築
	21条	厚労省	H31年度～	医師臨床研修の見直し等
		文科省		医学部における教育の充実
		厚労省		保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成
		法務省	H31年度～	刑事施設職員、更生保護官署職員の育成

第二章　取り組むべき具体的施策（主なもの）

各地域の包括的な連携協力体制の構築【イメージ】

ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、関係事業者、消費生活センター、日本司法支援センター等の各種相談窓口において早期に発見し、精神保健福祉センター・保健所等の相談機関、専門医療機関等へと早期につなぐ体制を構築

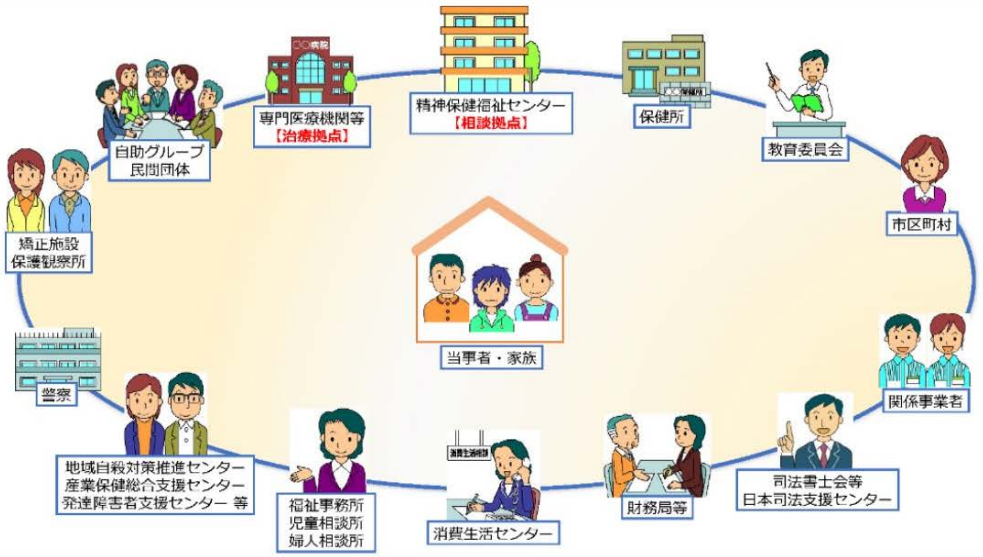

- ギャンブル等依存症である者等を早期に発見し、適切な医療や支援につなげていくための連絡・情報共有体制の構築
- 各機関の支援内容や課題の共有、改善策の検討
- 関係機関の支援内容を相互に周知・啓発するなどの連携した従業員教育・普及啓発

31年度中～	32～33年度
連携協力体制の構築の推進	早期発見・早期介入・早期支援のための連携・対応マニュアルの作成に向けた調査研究

（消費者庁イラスト集より）

（５）-2　依存症対策

② ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

第二章　取り組むべき具体的施策（主なもの）

Ⅴ 調査研究：基本法第22条関係

項　目	所　管	目標年度	内　容
調査研究	厚労省	H31年度～	ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、医療プログラムの全国的な普及
	競馬	H31～R3年度	個人認証システムの導入や海外競馬の依存症対策に係る調査
	モーターボート		ICT技術を活用した入場管理方法の研究、導入の可能性を検討

Ⅵ 実態調査：基本法第23条関係

項　目	所　管	目標年度	内　容
実態調査	厚労省	H31年度～	多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握
			子ども虐待による死亡事例等におけるギャンブル等依存症の影響等の把握
	消費者庁	～R3年度	国民のギャンブル等の消費行動等の実態調査
	公営競技・ぱちんこ	H31年度～	相談データ分析によるギャンブル等依存症の実態把握
	法務省	H31年度	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握

Ⅶ 多重債務問題等への取組

項　目	所　管	目標年度	内　容
多重債務問題	金融庁	H31年度～	貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び当該制度を必要とする者への的確な周知の実施
			ギャンブル等依存症に関する相談拠点と民間金融機関団体との連携促進
	警察庁	H31年度	違法に行われるギャンブル等の取締りの強化

※ 元号の変更により、年号を置き換えています。

（５）-2　依存症対策

③ ＩＲ整備法・政令によるカジノ規制【概要】

国は、日本型ＩＲを導入する際に「世界最高水準の規制」を定め、ギャンブル等依存症対策として、重層的／多段階的な取組を制度化しています。

対策の基本	1	カジノ行為への依存を防止するため、重層的・多段階的な取組を制度的に整備
		① ゲーミングに触れる機会の限定
		② 誘客時の規制
		③ 厳格な入場規制
		④ カジノ施設内での規制
		⑤ 相談治療につなげる取組
	2	公共政策上の制度整備と事業者責任のベストミックス
		・公共政策として制度を整備するもの
		・カジノ事業者が取り組むべき責任として確立するもの（責任あるゲーミング）
		・上記の両方が求められるものの適切な組合せを考慮

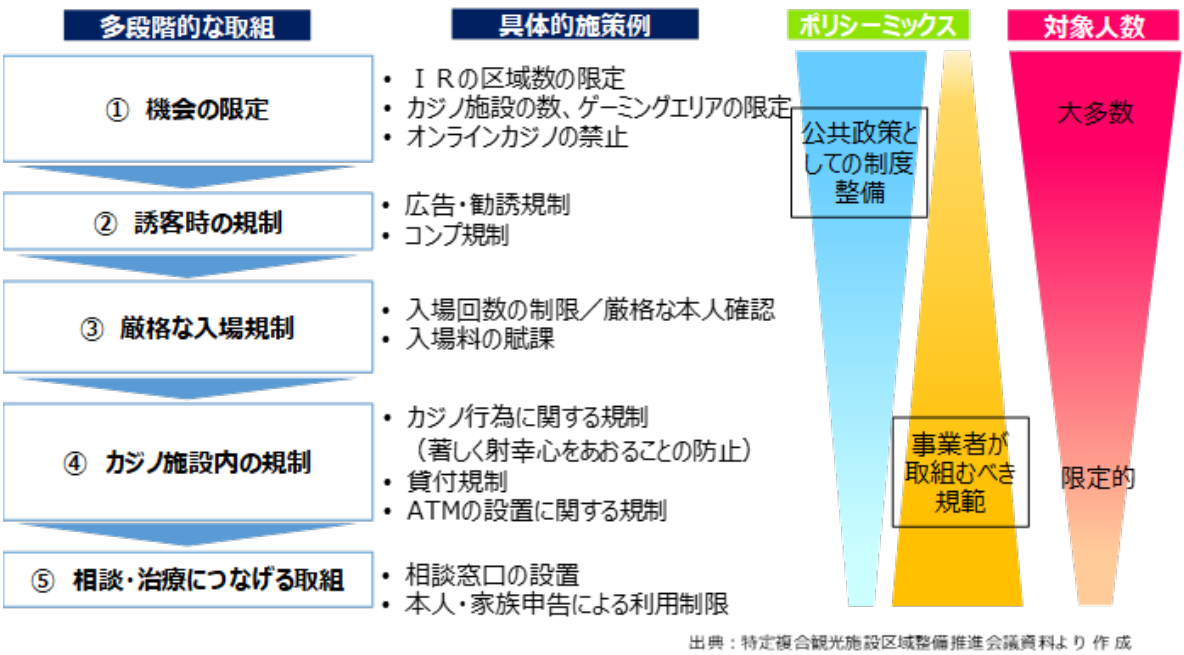

出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料より作成

（5）-2 依存症対策

③ ＩＲ整備法・政令によるカジノ規制【概要】

ＩＲ整備法・政令におけるカジノ規制内容

項　目	条　文	内　容
機会の限定	第９条	国内のＩＲは上限３か所まで
	第41条 政令第６条	ゲーミング区域の床面積の上限はＩＲ施設の床面積の合計３％を超えない
誘客時の規制	第106条 政令第15条	カジノ事業者等に関する広告物は、空港・港湾等の旅客ターミナルのうち外国人が入国手続き等を完了するまでの部分に限定
	第106条	20歳未満の者の入場、勧誘等禁止
厳格な入場規制	第69条	日本人等の入場回数を連続する７日間で３回、28日間（24時間単位）で10回に制限
	第70条	入退場時にマイナンバーカード、パスポート等による本人確認
	第176条 ・ 第177条	入場料として、日本人等のカジノ入場者に6,000円（国と認定都市の各3,000円：24時間単位）
施設内の規制	第85条・第86条	日本人等に対し、特定資金貸付業務の規制
	第94条一へ	カジノ内へのＡＴＭの設置禁止
相談・治療につなげる取組	第68条	本人が申告することによる入場制限（自己排除プログラム）
		本人以外の家族が申告することによる入場制限（家族排除プログラム）
		入場者からの相談や判断の支援に関する体制整備

（５）-2　依存症対策

④ 国、自治体、ＩＲ事業者の役割分担

国、自治体（神奈川県、横浜市）、ＩＲ事業者は、多段階的な取組を役割分担し、公共政策として制度整備するものと、事業者が規範として取り組むべきこと（責任あるゲーミング）をそれぞれ実施していきます。

※「○」は実施済・義務付け・義務、「△」は実施予定または検討中

項　目	内　容	国	県	横浜市	事業者
機会の限定	ＩＲ区域数の制限	○			
	カジノ施設の数の限定	○			
	ゲーミング区域面積の限定	○			○
誘客時の規制	広告エリアの制限	○			○
	未成年への広告勧誘の禁止	○			○
厳格な入場規制	入場回数制限	○			○
	マイナンバーカード等による本人確認	○			○
	入場料の賦課	○			○
カジノ施設内規制	カジノ内へのＡＴＭの設置禁止	○			○
相談・治療につながる取組	入場者からの相談に関する支援等	○			○
	本人や家族の申告による入場制限	○			○
	顔認証やICTシステムによる問題ある利用者の把握				○
	責任あるゲーミングの専門スタッフの育成・配置				○
	問題ある利用者への専門スタッフによる徹底した対応				○
	ＩＲ区域内外での責任あるゲーミングに関する啓発				○
基本法・基本計画等に基づく依存症対策	相談機関（拠点）の設置		○	○	
	治療機関（拠点）の選定		○	○	
	実態調査	○	○	○	
	市民への啓発	○	○	○	△
	啓発週間の取組	○	○	○	△
	自助グループ等との連携		○	○	△
	依存症に対する研究	○		△	△

（５）-2　依存症対策

④ 国、自治体、ＩＲ事業者の役割分担

（参考）依存症対策の全体像（国・自治体等の役割）

国は、全国拠点機関（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）を設置し、人材育成や調査研究を進めるなど、様々な事業を展開するとともに、依存症対策総合支援事業を定め、都道府県や指定都市が必要な施策を実施することとしています。

横浜市では、依存症対策総合支援事業に基づき、横浜市域でのアルコール・薬物・ギャンブル等の依存症患者や家族等への総合的な支援に取り組んでいます。

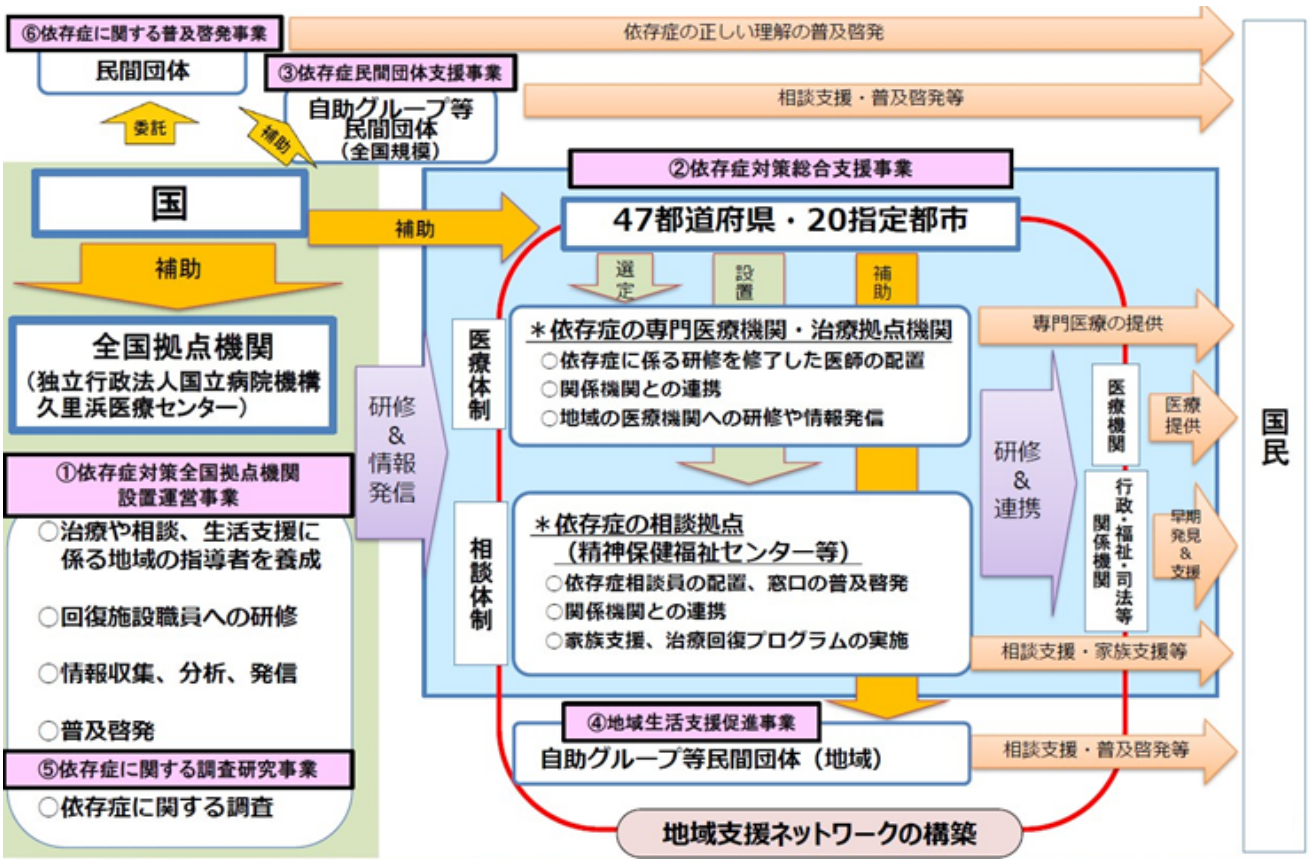

出典：厚生労働省HP「依存症対策」

（５）-2 依存症対策

⑤ 横浜市の依存症対策

基本的な考え方

『横浜ＩＲ』を進めるにあたっては、国の定めた「世界最高水準の規制」と言われるＩＲ整備法に基づいた様々な懸念事項への取組を着実に実施します。

特に依存症対策については、これまで国が示す依存症対策総合支援事業やアルコール、ギャンブル等依存症対策基本法等に基づき事業を進めていますが、さらに、横浜市では依存症の方を増やさないように以下の４つの取組を徹底して進めていきます。

Ⅰ． 依存症への総合的な取組

ギャンブル等依存症対策を推進するうえでは、アルコールや薬物等の依存症への対策を含め、予防・相談面、医療面においてきめ細かな体制と病院間のネットワークを構築するなど、具体的に関係団体・機関と連携しながら総合的な依存症対策に取り組むとともに、ゲーム障害・ネット依存など新たな依存症についても普及啓発等を進めます。また、こころの健康相談センターを「横浜市依存症相談拠点」とし、依存症者等に対する包括的な支援に取り組んでいきます。さらに、特に医学部を持つ横浜市立大学においては、医療面とともに、研究面・人材面でも大きな役割を果たしてもらうように協議を進めます。

Ⅱ． 予防教育の実施

ギャンブル等依存症になる前に防ぐ予防教育にも力を入れます。国の基本計画に基づき、高等学校において令和４年度より実施予定のギャンブル等依存症を含む依存症についての教育とともに、子ども・青少年やその保護者等に対しても予防に資する啓発を推進していきます。

Ⅲ． 事業者や研究・専門機関との研究

我が国においてどのような対策が合っているか等について、より効果的な対策や予防教育の検討を事業者や研究・専門機関とともに研究を進めていきます。

Ⅳ． 調査による実態把握

市民等を対象とした調査を行うことで、横浜市のギャンブル等依存症の状況を把握、分析し取組を進めます。

また定期的に調査を行うことで取組の効果を検証します。

（５）-2 依存症対策

⑥ 現状、課題、今後の取組の方向性

Ⅰ． 依存症への総合的な取組

＜治療支援＞

現　状	▸ 基本計画等に掲げられた専門医療機関について、神奈川県は平成30年10月に３政令市を含め県内全域で６か所（ギャンブル等の対象は４か所）の選定を行い、この医療機関の中から治療拠点機関２か所を平成31年４月に指定し、ホームページ等で周知しています。
課　題	▸ 基本計画では都道府県・政令市において専門医療機関と治療拠点機関を選定することとなっており、今後、地域において適切な治療が受けられるよう、医療従事者等を対象とした研修の強化などが求められています。
今後の方向性	▸ 依存症専門医療機関や治療拠点機関の拡充など、依存症の治療ができる医療機関を増やすために、医療従事者等に対して研修等を実施します。 ▸ 医学部を持つ横浜市立大学においては、医療面で大きな役割を果たしてもらうように協議を進めます。

＜相談支援＞

現　状	▸ 国の「依存症対策総合支援事業実施要綱」に基づき「こころの健康相談センター」を依存症相談拠点とし、依存症に関する専門相談や普及啓発、依存症者ご本人やご家族への支援事業を実施しています。このほか、依存症の相談に関し、各区福祉保健センターの精神保健福祉相談の一環として対応しています。
課　題	▸ 依存症への関心が高まることによって、相談につながりやすくなる一方、相談に対応するための体制が必要となっています。
今後の方向性	▸ 相談者を適切な支援機関に繋げていくため、行政・関係機関・民間団体等との連携によるネットワークづくりを進めます。 ▸ 生活困窮者支援における依存症に関わる課題について、依存症相談窓口等と連携して対応します。また、多重債務や生活困窮等の相談窓口から依存症相談窓口へ繋げます。

＜啓発活動の実施＞

現　状	▸ こころの健康相談センター（依存症相談拠点）において、依存症の基礎知識等に関するパンフレットやＨＰ等によって普及啓発をしています。 ▸ アルコール関連問題啓発週間・ギャンブル等依存問題啓発週間における普及啓発活動を実施しています。
課　題	▸ 依存症は病気であることや、治療や支援の対象となることへの理解が十分に進んでいない中、本人や家族を適切なサポートに繋げるための普及啓発が必要です。
今後の方向性	▸ 市民の依存症に対する理解を深めるため、リーフレットや広報よこはま、講演会などの普及啓発イベント等を通じて、啓発活動を行います。 ▸ アルコール関連問題啓発週間・ギャンブル等依存症問題啓発週間などの機会を捉えて、積極的に啓発活動を実施します。

3 横浜ＩＲの方向性

＜庁内連携・民間団体等の関係者との連携＞

現　状	▶ 市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会を開催し、依存症対策をさらに進めていくため、民間団体や関係機関等と連携関係の方策等を検討しています。 ▶ 民間団体を対象に、依存症問題への相談対応活動や講演会、研修会などの普及啓発等の事業実施に係る費用を補助しています。
課　題	▶ 行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関が密接な連携を図る必要があります。
今後の方向性	▶ 行政・関係機関・民間団体等との連携によるネットワークづくりを進めます。 ▶ 横浜市域での依存症対策の推進を目的として、本市の取組指針となる地域支援計画（仮称）の策定を進めます。 ▶ 民間団体と連携した依存症者支援を進めるとともに、引き続き団体が実施する相談事業や啓発事業など、活動の支援を行います。 ▶ 神奈川県が令和２年度中に策定を予定している国のギャンブル等依存症対策基本計画に基づく県計画を踏まえた施策を実施します。

Ⅱ．予防教育の実施

現　状	▶ 児童生徒に対し、発達段階に応じた依存症対策（アルコール、薬物乱用等）の教室等が行われています。
課　題	▶ 令和４年度から始まる高校の保健体育におけるギャンブル等依存症教育実施に向けた準備を進める必要があります。
今後の方向性	▶ 令和４年度から始まる、高校の保健体育におけるギャンブル等依存症を含む依存症教育の準備を、市立高校で進めるとともに、県立高校及び私立高校を管轄する神奈川県（教育委員会など）への働きかけを進めます。 ▶ 教員等へ依存症の知識の普及啓発を行います。 ▶ ゲーム障害・ネット依存などの新たな依存を含め、子ども・青少年に対する依存症の予防に資する普及啓発を進めます。 ▶ 青少年の育成に携わる大人に、依存症の予防に資する知識を提供します。

Ⅲ．事業者や研究・専門機関との研究

現　状	▶ 国の調査・研究結果を参考に様々な対策等を検討しています。
課　題	▶ より横浜市の実態に応じた施策とするため、本市の状況を把握し、専門機関とともに研究分析し、活用する必要があります。
今後の方向性	▶ 我が国においてどのような対策が合っているか等について、事業者や研究・専門機関と共に研究を進め、より効果的な予防教育を検討します。 ▶ 国の研究結果等を分析し、市内の依存症対策に活用していきます。 ▶ 医学部を持つ横浜市立大学において、研究面でも大きな役割を果たしてもらうように協議を進めます。

3 横浜ＩＲの方向性

Ⅳ. 調査による実態把握

現　状	▶ 市民3,000人を対象としたギャンブル等依存症の実態調査を実施しました。（令和元年度実施：回答率42.1%、過去１年以内の「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合推計値は、成人の0.5%） 県では、横浜市を除く県民6,750人を対象としたギャンブル等依存症の実態調査を実施しました。（令和元年度実施）
課　題	▶ 横浜市の実態について定期的に調査を行い、取組の効果等を検証する必要があります。
今後の方向性	▶ ギャンブル等依存症の実態調査を定期的に実施します。 ▶ アルコール・薬物・ギャンブル等の総合的な依存症対策の推進に繋げるため、依存症者支援に関する調査を行うとともに、関連する調査結果も活用します。 ▶ 上記調査の実施と併せ、治療体制、相談体制、予防教育に関する事業の進捗状況を確認し、さらに事業を強化、改善するため、「エビデンスに基づく政策形成（ＥＢＰＭ）」の手法を活用します。

【コラム：横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査結果】

横浜市では、本市におけるギャンブル等依存症に関する実態を把握するため、「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」を実施しました。

調査の概要	
調査対象	横浜市内の満18歳以上74歳以下の男女無作為抽出3,000人
抽出対象	市内208地点の住民基本台帳から無作為に抽出
調査方法	面接調査
調査期間	令和元年12月～令和２年３月
回答数	1,263人（回答率42.1%）

調査結果のポイント

「ギャンブル等依存症が疑われる方」の割合について

過去１年以内のギャンブル等の経験をもとにした「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合推計値は成人の0.5%でした。

「最もお金を使ったギャンブル等」について

最もよくお金を使ったギャンブル等については「パチンコ・パチスロ」でした。

「ギャンブル等依存症が疑われる方の過去１年以内の賭け金（１か月平均）」について

平均で１か月に25万円（※１）、中央値は（※２）３万円でした。

※１　平均額には「証券の信用取引、または先物取引市場への投資」に係る高額案件が含まれています。高額案件を除いた平均は１か月に３万円でした。
※２　中央値は、データを大きさの順に並べたとき、全体の中央に位置する値です。

調査結果報告書は、下記ホームページでご覧いただけます。
【調査結果URL】https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/chousakekka.html

（５）-2　依存症対策

⑦ 横浜市が独自にＩＲ事業者に求める対策

横浜市も、実施した実態調査などをもとにして、市独自の依存症対策をＩＲ事業者に求めていきます。

横浜市が独自にＩＲ事業者に求める対策

普及啓発	施設内での掲示や冊子の配布等を通じて依存症の知識に関する普及啓発を実施すること。
入退場管理	顔認証システム等最新の技術を活用した厳密な本人確認を行い、自己排除や家族排除、入場回数制限等を確実に実施すること。
依存症予防対策	依存症に関する研修等を受講した従業員によるゲーミングへののめり込み傾向がみられる入場者への声掛けや、放置されている子ども等への対応を行う体制を構築すること。
相　談	依存症に関する相談窓口を設置し、24時間体制による相談対応を行うこと。
協力・連携	依存症の対策や状況について市や関係機関、民間団体への協力や連携を積極的に行うこと。
人材育成	依存症対策の専門家の人材育成に対し協力を行うこと。
研究協力	研究機関等が実施する依存症の研究に対してデータ等の提供や資金的な支援など積極的に協力すること。

【参考】ＩＲ整備法等で定められたＩＲ事業者に求める対策

項　目	条　文	内　容
機会の限定	第９条	国内のＩＲは上限３か所まで
	第41条 政令第６条	ゲーミング区域の床面積の上限はＩＲ施設の床面積の合計３％を超えない
誘客時の規制	第106条 政令第15条	カジノ事業者等に関する広告物は、空港・港湾等の旅客ターミナルのうち外国人が入国手続き等を完了するまでの部分に限定
	第106条	20歳未満の者の勧誘等禁止
厳格な入場規制	第69条	日本人等の入場回数を連続する７日間で３回、28日間（24時間単位）で10回に制限、20歳未満の者の入場禁止
	第70条	入退場時にマイナンバーカード、パスポート等による本人確認
	第176条 ・ 第177条	入場料として、日本人等のカジノ入場者に6,000円 （国と認定都市の各3,000円：24時間単位）
施設内の規制	第85条・第86条	日本人等に対し、特定資金貸付業務の規制
	第94条一ヘ	カジノ内へのＡＴＭの設置禁止
相談・治療につなげる取組	第68条	本人が申告することによる入場制限（自己排除プログラム）
		本人以外の家族が申告することによる入場制限 （家族排除プログラム）
		入場者からの相談や判断の支援に関する体制整備

（５）-2　依存症対策

⑧ 海外ＩＲの依存症対策

先行してＩＲを開業している、各国・地域では依存症対策についても先進的に実施しています。横浜市はこのような他都市事例を参考にしていきます。

各国・地域の取組状況・事例（1/2）

国　等	内　容
シンガポール	2005年にカジノ解禁を決定。2010年にホテルや商業施設を備えたＩＲ２か所が開業。
	政府は閣議決定するに当たって、国全体を挙げてギャンブル依存症対策に取り組むことを決定。 結果として、シンガポールのギャンブル依存症対策は、他国・地域と比較して充実した内容となっていると考えられる。
韓国	1967年に初の外国人専用カジノが開設。現在はソウルや済州島など17か所ある。うち韓国人が入れる唯一のカジノ江原ランドは2000年に開業。
	依存症対策について、自国民向けのカジノの開設の前に、国が制度や仕組みを体系化していなかったため、開業当初は懸念事項対策が事業者のみの取組みとなっていた。 対策が後追いとなっていたが、近年は国をあげて対応を行っている。
マカオ	1847年に賭博を合法化。2001年に独占状態だったカジノ経営権が開放され、翌年国際入札を実施。2016年時点で６社が38か所のカジノを運営。
	2001年にカジノ運営権の制限が開放され、急激にカジノ産業が拡大し、ギャンブル依存症対策が本格的に開始された。 調査・研究、対策センターの設立、市民及びゲーミング産業に従事する従業員への啓発活動等が実施されている。
ネバダ州 （ラスベガス）	1869年に賭博を合法化。1970年代後半から80年代前半にかけて業界の浄化が進展し、大規模なリゾート施設が立ち並ぶ現在のラスベガスにつながる。
	事業者間の自由競争を重視するため、入場料制度や自己排除プログラム等の需要抑止に繋がる法規制はあまり導入されておらず、カジノ運営事業者による責任あるゲーミング活動、カジノ運営事業者より支援を受けた民間団体による取組がギャンブル依存症対策の中心となっている。

各国・地域の取組状況・事例（2/2）

項　目		内　容
予防等	広告制限	カジノを主体とする広告・宣伝を禁止
	入場制限・管理	未成年のカジノ施設への入場禁止
		入場排除申請（本人、家族）のあったものをカジノ施設から排除
	金銭入手の制限	カジノ施設内のＡＴＭ設置の禁止
	従業員教育	カジノ顧客と直接接する全従業員に対して、ギャンブル依存症に係る研修の実施
		責任あるゲーミングアンバサダーを配置し、ギャンブル依存症の兆候がある顧客に対して、助言・支援を実施
相談支援	専門相談	24時間無料ヘルプラインを提供
	その他	ギャンブル依存症者のためのマネジメントプログラム提供（無料カウンセリング及びグループセラピー）
治療	専門医療機関	ネバダ大学ラスベガス校の教育・臨床学教授兼公認問題ギャンブルカウンセラーによる治療の実施
	予防研究	シンガポールの問題ギャンブル国家評議会（ＮＣＰＧ）、国家依存症管理機構（ＮＡＭＳ）で実施
実態調査		ギャンブル等依存症の有病者調査を実施（３年ごと）
研究機関		ネバダ大学では、教育学部・心理学部の教員・学生向けにメンタルヘルス等に関する教育・研修・研究を目的としたクリニックを設置
教育啓発	市民	マカオでは「責任あるゲーミング週間」としてマカオ博彩監察協調局・社会工作局・マカオ大学の３者が主催する、市民やゲーミング産業従業員に対する啓発活動を実施
		シンガポールのＮＰＯ団体による問題ギャンブルに係る公衆教育及び啓発の実施
社会連携	地域社会	地域社会と事業者間での意見交換、責任あるゲーミングへの理解促進のための取組を実施
	民間・行政	ネバダ州問題ギャンブル協議会を設置（民間企業からの資金及び州政府からの補助金で運営）

（5）-3 治安対策などの懸念事項

① ＩＲ整備法における治安、その他懸念事項対策

ＩＲ整備法は、犯罪の発生の予防、善良な風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止等について必要な施策を策定し実施することを、国及び地方公共団体の責務として定めており、また、暴力団等反社会的勢力の排除やマネー・ローンダリング対策について、ＩＲ事業者に厳格な規制を課しています。

横浜市もこれに基づき、ＩＲ事業者、県警察等関係機関と連携して、様々な懸念事項への取組を着実に実施します。また、観光客のグローバル化に伴い、感染症のリスクが高まることから、国、県、事業者等と調整するとともに、対応策を検討していきます。

Ⅰ ＩＲ整備法における治安、その他懸念事項対策（1/3）

項目		条文	内容
総論	国の責務	第３条	① 犯罪の発生の予防 ② 善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持 ③ 青少年の健全育成 ④ カジノ利用者が受ける悪影響の防止 ①～④のために必要な体制整備、その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための必要な施策を策定・実施
	地方公共団体の責務	第４条	国との適切な役割分担の下、区域の実情に応じ、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置の策定・実施
	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置の策定	第６条	実施方針
		第９条	区域整備計画
		第13条	実施協定
組織犯罪対策（犯罪収益対策）	チップの取扱い	第73条	カジノ行為時のチップ以外の使用禁止 チップ交付の支払い手段の限定
	特定金融業務に関する規制	第76～78条	帳簿書類の作成保存、報告書の作成提出　等
	犯罪収益移転防止規程	第56条	取引記録等の作成保存、疑わしい取引の届出　等
	犯罪による収益の移転防止のための措置	第103条～第105条	従業員に対する教育訓練の実施、統括管理及び監査体制等の整備 チップの譲渡等の防止のための措置、チップの譲渡等の禁止の表示　等
	取引の届出	第109条	チップの交付等取引で一定金額を超える現金の支払を行った際は遅滞なくカジノ管理委員会に届出（政令の定めで100万円以上） 通知を受けたカジノ管理委員会は速やかに国家公安委員会に通知

Ⅰ　ＩＲ整備法における治安、その他懸念事項対策（2/3）

項　目		条文	内　容
暴力団等反社会的勢力対策	カジノ事業への参入規制	第41条	禁固以上の刑の執行後、５年以内の者
			賭博罪他の罪による罰金刑の執行後、５年を経過しない者
			アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
			暴力団員、脱退後５年を経過しない者
	業務委託に関する規定	第93条	機器の保守管理、債券取立てなど特定の業務以外の委託禁止
			委託業務の適正執行の確保
	契約締結上の規制	第94条～第102条	契約締結相手方の制限、契約の認可、届出
	カジノ施設への入場・滞在の規制及びカジノ行為の禁止	第69条 第112条 第173条 第174条	カジノ事業者への規制、本人への規制、利用禁止の表示
	入退場時の本人確認等	第70条	入退場時の厳正な本人確認
	入場禁止対象者の施設利用防止のための措置	第71条	対象者を発見するための措置、退去させるための措置
	入場規制等遵守のための措置	第72条	従業員教育訓練、行為準則の作成、統括管理者、監査者選任
犯罪抑止対策	取り立て行為の規制	第88条	人を威迫し、私生活や業務の平穏を害する行動の禁止
	特定カジノ業務への従事者の確認必須、不適格者の従業禁止	第114条～第120条	ディーラー、会計、特定金融業務、監視、警備、機器の保守管理、内部監査、財務、顧客管理、統括管理者など、確認を受けた者のみ従業可
			特定金融業務に関する規制
			帳簿書類の作成保存
			報告書の作成提出等
	特定カジノ業務以外のカジノ業務やカジノ行為区域内歓談業務への従事者の制限	第121条～第122条	十分な社会的信用を有しない者、禁固以上の刑執行後５年を経過しない者、暴力団員等の従事禁止

（5）-3 治安対策などの懸念事項

① ＩＲ整備法における治安、その他懸念事項対策

Ⅰ ＩＲ整備法における治安、その他懸念事項対策（3/3）

項目		条文	内容
犯罪抑止・秩序維持対策	カジノ施設及びその周辺における秩序維持のための措置	第110条 第112条	犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な地域環境の保持、その他秩序の維持を図るため、不適切な者のカジノ施設の利用の禁止又は制限
			カジノ施設及びその周辺における監視及び警備の実施
			的確に実施するための措置（従業員教育、行為準則の作成、統括管理者及び監査人の選任）
	苦情の処理のための措置	第111条	記録の作成保存のほかカジノ業務又は関連業務に関する苦情の適切かつ迅速な処理
			そのために必要な措置（従業員教育、行為準則作成、統括管理者及び監査人の選任）
地域風俗環境の悪化防止対策	広告及び勧誘の規制	第106条 ～ 第107条	善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある表示又は広告の禁止
			ＩＲ区域外でのビラ等の頒布禁止
			広告・勧誘規制遵守のための措置（従業員教育、行為準則作成、統括管理者及び監査人の選任）
	カジノ行為関連景品の規制	第108条	内容、経済的価値、提供方法が、善良の風俗を害するおそれのあるものに該当しないようにしなければならない
			チップとの交換時の記録作成
青少年対策	入場規制、カジノ行為の禁止	第69条 第112条 第173条 第174条	20歳未満の者の入場規制及びカジノ行為の禁止
	広告・勧誘の規制	第106条 ～ 第107条	広告・勧誘時の20歳未満の者の入場禁止の表示
			広告・勧誘時の20歳未満の者に対する影響への配慮
			広告・勧誘規制遵守のための措置（従業員教育、行為準則作成、統括管理者及び監査人の選任）
ＩＲ施設周辺の交通問題対策	国の責務	第３条	国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するためのＩＲ区域の整備の推進に関する施策（交通環境の改善その他関連施策を含む）を策定し実施

（５）-3　治安対策などの懸念事項

② カジノ管理委員会の設置

国は、内閣府の外局として、令和２年１月にカジノ管理委員会を設置しました。

Ⅱ　カジノ管理委員会の設置

項目	条文	内　容
任　務	第214条	カジノの設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ること
所掌事務	第215条	カジノ事業・カジノ施設供用事業・カジノ関連機器等製造業等の監督、カジノ施設の適正な利用
職権行使の独立性	第216条	委員長及び委員は独立してその職権を行使
組　織	第217条	委員長及び４名の委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命

カジノ管理委員会は、世界最高水準のカジノ規制を行うことにより、クリーンなカジノ・ＩＲ事業を実現する中核的な役割を担う機関です。

カジノ管理委員会が担う基本的機能	
①	カジノ規制制度の企画立案等
②	免許等による参入規制
③	カジノ事業活動の規制
④	ＩＲ事業に関する規制の執行及びその廉潔性の確保
⑤	カジノ施設・機器等の規制
⑥	懸念への対応
⑦	納付金等の徴収等
⑧	国民・利用者の声・違反行為の端緒の把握、国民への説明
⑨	国際連携

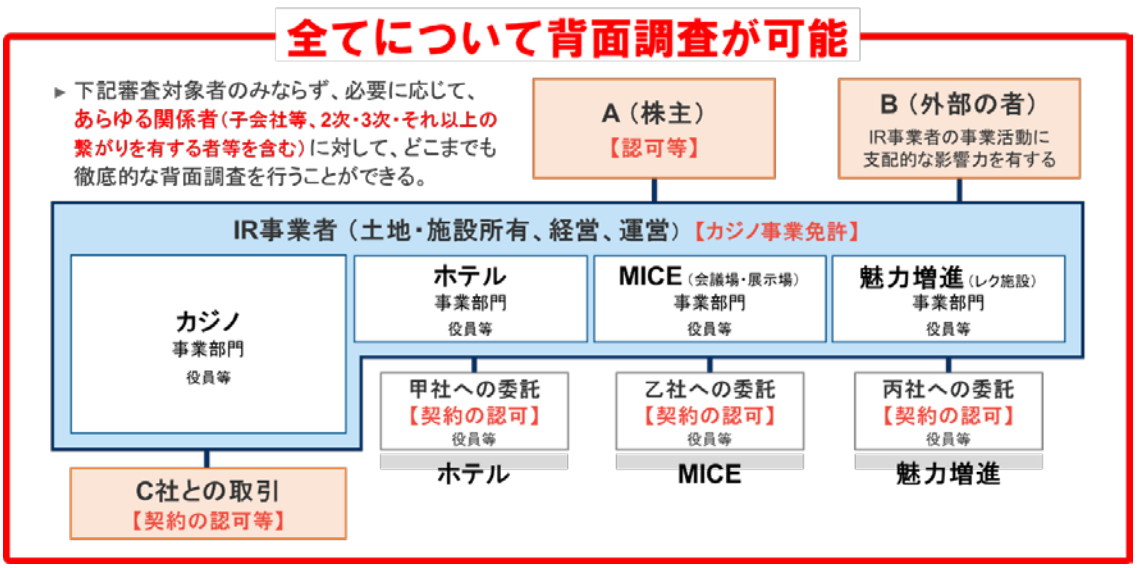

（５）-3　治安対策などの懸念事項

③ 国・地方公共団体・ＩＲ事業者の役割

国・地方公共団体・ＩＲ事業者の役割

実施主体	主な役割
国	治安の確保及び地域の善良な風俗環境保持のための規制・監督
	犯罪の発生の予防
	善良の風俗並びに清浄な風俗環境の保持
	青少年の健全育成
	カジノ入場者が施設利用に伴い受ける悪影響の防止
	必要な体制整備その他のカジノ施設及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策の策定及び実施
地方公共団体	地域の実情に応じた治安・地域風俗環境対策の実施
	国との役割分担の下、区域の実情に応じ、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除の施策を策定及び実施
ＩＲ事業者	犯罪の未然防止や地域の善良な風俗環境保持のための法令の遵守及び自主的な取組
	ＩＲ整備法等法令の遵守
	自主的な防犯対策及び自主警備の徹底・体制の整備
	地域風俗環境維持に向けた努力

（5）-3 治安対策などの懸念事項

④ 想定される取組（1/2）

市は、県、県警察、ＩＲ事業者と情報共有・連携し、様々な懸念事項について未然防止の取組を強化するとともに、訪日外国人に対する多言語案内表示等、受入環境整備を推進します。

課　題	市	県　警	ＩＲ事業者
犯罪防止対策	▶ ＩＲ事業者に対する防犯・警備体制等の指示 ▶ ＩＲ周辺地域における巡回活動の強化	▶ 適切な防犯環境の整備に関する対策の推進 ▶ 自主警備に関する助言及び指導	▶ 暴力団員等のカジノ施設への厳格な入場禁止措置 ▶ サイバーセキュリティ対策の強化、推進 ▶ 様々な警察活動を支援する施設の整備、協力
地域風俗環境対策	▶ 地域の風俗環境維持の支援	▶ 清浄な風俗環境保持のための対策の推進	▶ 違法風俗営業等に対する排除対策の徹底 ▶ 地域の住民等からの苦情窓口の設置
青少年の健全育成	▶ 令和４年度から始まる、市立高校の保健体育におけるギャンブル等依存症を含む依存症教育の準備及び適切な実施 ▶ 教員等へ依存症の知識の普及啓発 ▶ ゲーム障害・ネット依存などの新たな依存を含め、子ども・青少年に対する依存症の予防に資する普及啓発 ▶ 青少年の育成に携わる大人に、依存症の予防に資する知識の提供 ▶ 市民のギャンブル等依存症に対する理解を深めるため、リーフレットや広報よこはま、講演会などの普及啓発イベント等を通じた啓発活動の実施 ▶ ギャンブル等依存症問題啓発週間などの機会を捉えた、積極的な啓発活動の実施	▶ 青少年の健全な成長を阻害する行為から青少年を保護するための対策の推進	▶ 20歳未満の者のカジノ施設への厳格な入場禁止措置 ▶ 20歳未満の者に対する勧誘の禁止 ▶ 青少年や防犯対策に配慮した施設の設計
組織犯罪対策		▶ 暴力団等反社会的勢力に対する取締り及び排除対策の推進 ▶ マネー・ローンダリング対策等の推進	▶ マネー・ローンダリング防止のための措置 ▶ RFID(Radio Frequency Identifier)等、取引が記録できるシステムの導入

（5）-3 治安対策などの懸念事項

④ 想定される取組（2/2）

課 題	市	県 警	ＩＲ事業者
警備対策		▶ ＩＲ事業者への各種警備対策に関する助言及び指導 ▶ 官民一体となったテロ対策の実施	▶ 24時間体制で、区域内のどこでも迅速かつ適切な対応ができる自主的な防犯対策及び自主警備体制の整備 ▶ 自動検知システム等が導入された高性能カメラや生体認証等、最先端のICT技術等を活用した機械警備 ▶ 防犯上の観点も踏まえた施設のレイアウト設計、適切な防犯カメラの設置 ▶ 大規模イベント開催時における自主警備の強化
来日外国人への対応	▶ 多言語案内表示等受入環境整備の推進	▶ 来日外国人に対する警察対応力の拡充	▶ 様々な言語に対応するスタッフの配置 ▶ 来日外国人への対応に必要な施設や要員の配置
交通対策	▶ 自動車交通（周辺の交差点の改良） ▶ 歩行者交通（最寄駅からのアクセス向上）	▶ 交通の安全と円滑の確保、道路の交通に起因する障害の防止 ▶ 交通安全教育活動の推進 ▶ ＩＲ区域内及びその周辺の交通安全施設の整備	▶ 車両誘導員の配置 ▶ 需要に見合った駐車場の確保 ▶ 敷地内道路の整備
感染症対策	▶ 国、県等との情報共有の徹底 ▶ ＩＲ事業者に対する指示・支援		▶ 感染症発生時等における対応マニュアルの作成及び対策の徹底 ▶ 国、県、市等の対策への積極的な協力

【参考】ＩＲ整備法等で定められたＩＲ事業者に求める主な対策

項 目	条文	内 容
入場管理	第70条	入場時における個人番号カード等による本人確認の徹底
	第71条	入場禁止対象者のカジノ施設の利用防止のための措置
青少年対策	第69条 第106条 第107条	青少年のカジノ入場規制、勧誘等禁止の徹底
マネー・ローンダリング対策	第103条 第109条	取引記録時確認・取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等、法令に即したマネー・ローンダリング対策等の実施
苦情処理	第111条	適切かつ迅速な苦情の処理、従業員教育の実施

４　ＩＲ実現による効果

4 ＩＲ実現による効果

（１）横浜へ拡がるＩＲの効果

『横浜ＩＲ』は、我が国にこれまでにないスケールとクオリティを有する創造的なリゾート施設として、民間事業者が整備し運営します。民間事業者の自由な発想により、世界各国のビジネス客から日本のファミリーなど、幅広い層が楽しめる魅力ある施設と質の高いサービスを提供し、賑わいを創出し、横浜の観光・経済の振興に貢献します。

国際会議場・展示施設などのＭＩＣＥ施設、ラグジュアリーなホテル、ショッピングモール、レストラン、美術館、映画館、テーマパークなどにカジノを加えた複合型観光施設を一体的に整備します。また、ＩＲ整備法に基づき、周辺観光地のみならず、全国へ観光客を送客する機能を整備します。

世界最高水準のスケールとクオリティを有する『横浜ＩＲ』と、これまで作り上げてきた都市としての魅力や資源を融合し、その相乗効果により、世界の観光・MICE都市、文化芸術創造都市としての横浜の新たな魅力・資源を創造するとともに、

横浜の観光・経済に**イノベーション（革新）**をもたらし、

横浜を世界から選ばれる**デスティネーション（目的地）**へと導いていきます。

また、その効果を都心臨海部はもとより、横浜市域全体、さらには日本各地に広げていきます。

観光の振興	● 訪日外国人を含む観光･MICE客増加 ● ＩＲ来訪者が市内･県内はもとより全国を周遊 ● 長期滞在による観光消費額増加　等
地域経済の振興	● 建設時の大規模投資 ● 周辺地域への宿泊、飲食客の増加 （関内・関外地区、ＭＭ21地区、横浜駅など） ● 食材､物品､サービス等の市内調達機会の増加 （横浜ブランド農産物、花木、畜産・加工品、リネンほか） ● 雇用の創出 ● 観光MICE人材育成 ● 国内外からの多職種の多様な人的交流の活性化 ● MICEビジネス機会による新産業創出　等
財政改善への貢献	● 納付金収入 ● 入場料収入 ● 法人市民税 ● 固定資産税 ● 都市計画税　等

4 ＩＲ実現による効果

観光の振興

インバウンドを含むＩＲへの訪問者数

2,000万 ～ **4,000**万人／年（うち国内観光客割合：**66**～**79**％）

ＩＲ区域内での消費額　**4,500**億 ～ **7,400**億円／年

【参考】 テーマパーク入場者数
- 東京ディズニーリゾート　　：3,255万人（2018年）
- ユニバーサルスタジオジャパン ：1,494万人（2017年）

地域経済の振興

経済波及効果 （間接効果含む）※

建設時：**7,500**億 ～ **1**兆**2,000**億円
運営時：**6,300**億 ～ **1**兆円／年

雇用創出効果 （間接効果含む）※

運営時：**77,000 ～ 127,000人**／年

【参考】 MM21地区建設投資額 ： 約２兆625億円（昭和58年～平成28年）

効果（数値）については、「IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）」において、事業者から提供された情報です。なお、※印の数値については、それらの情報を基に、委託先の監査法人が整理・確認したものです。
区域整備計画策定までに明確化します。

財政改善への貢献

地方自治体の増収効果 ※ **820億 ～ 1,200億円／年**

（納付金収入、入場料収入、法人市民税、固定資産税、都市計画税）

【参考】 30年度 法人市民税 ： 620億円

項目	内容	使途	根拠条文
納付金	GGR（カジノ行為粗収益）３０％ （国庫納付金15%、認定都道府県等納付金15%）	公益目的として使用	ＩＲ整備法 第192、193条
入場料	日本人等の入場者に対し、１日（24時間）単位で徴収 6,000円（国と認定都道府県等で各3,000円）	公益目的として使用	ＩＲ整備法 第176、177条

税の種類	対象（例示）
固定資産税	土地・家屋・償却資産（事業のために用いている構築物・機械等）
都市計画税	都市計画法による市街化区域内に所在する土地及び家屋
法人市民税	市内に事務所や事業所がある法人

（２）全国への波及効果

日本型ＩＲの制度

- 日本のＩＲ制度は、国家的なプロジェクトとして、ＩＲ区域の整備の効果を日本全国に波及させようとするものです。
- ＭＩＣＥ施設、日本の魅力増進施設、送客施設、宿泊施設等を必ず設置しなければならない日本型ＩＲでは、多くの産業に経済波及効果が広がります。

- 特に、日本型ＩＲに必ず設置することが必要な送客施設は、以下の機能が求められ、日本全国の観光産業に波及していきます。

要件	内容
① ショーケース機能	日本各地の観光の魅力や旅行者に必要な情報を、効果的・適切な方法で発信
② コンシェルジュ機能	利用者の関心に応じ、旅行計画を提案し、必要なサービスの手配をワンストップで実施
③ 多言語対応機能	①②について、英語を含め複数の外国語で提供
④ 十分な施設規模	多数の来訪客に対応できる接客・待合のスペースを具備

（３）納付金・入場料の使途

納付金・入場料

ＩＲにおけるカジノ事業には、通常の民間企業が納付する法人税等に加え、カジノ納付金、カジノへの入場料の徴収が定められています。

項目	内容
カジノ納付金	カジノ行為粗収益（GGR）の30％ 【内訳】　国15％、都道府県等15％
カジノ入場料	日本人等の入場者に対し、1回6,000円 【内訳】　国3,000円、都道府県等3,000円

カジノ納付金の使途

- 観光の振興に関する施策（ＩＲ区域の整備の推進のための施策を含む。）
- 地域経済の振興に関する施策
- その他のＩＲ整備法第１条の目的及び第４条の関係地方公共団体の責務を達成するための施策（国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現、観光の振興、地域経済の振興、財政の改善、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を含む）
- 社会福祉の増進に関する施策（福祉・子育て・医療・教育・公共施設の更新等）
- 文化芸術の振興に関する施策

（認定都道府県等納付金の観光の振興に関する施策等に必要な経費への充当）
第二百三十二条　認定都道府県等は、第百九十三条第一項に規定する認定都道府県等納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策その他の第一条の目的及び第四条の地方公共団体の責務を達成するための施策並びに社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てるものとする。

カジノ入場料の使途

- ＩＲ区域の整備の推進のための施策及び措置
- カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置（治安対策、依存症対策にかかる自治体等の施策に必要な費用等）

横浜市における使途の考え方

- 『横浜ＩＲ』の整備による効果を最大限発揮するため、都心臨海部の観光資源の磨き上げや新たな創造、交通環境の整備などに活用します。
- ＩＲを構成する施設の一つであるカジノ施設の設置・運営に伴う、懸念事項の排除を実施するための施策等に充てていきます。
- 将来見込まれている税収減や収支不足を補うとともに、**福祉、子育て、医療、教育、公共施設の更新**など、**豊かで安全・安心な市民生活をより確かなものにするための財源**に重きを置いて活用します。

（4）市民の豊かな暮らしへ

世界最高水準のスケールとクオリティを有する『横浜ＩＲ』と、これまでつくり上げてきた都市としての魅力や資源を融合し、世界の観光・MICE都市、文化芸術創造都市としての横浜の新たな魅力・資源を創造するとともに、その相乗効果により、

横浜の観光・経済に**イノベーション（革新）**をもたらして、
横浜を世界から選ばれる**デスティネーション（目的地）**へと導いていきます。

また、その効果を都心臨海部はもとより、横浜市域全体、さらには日本各地に広げていきます。

『横浜ＩＲ』の推進により、アジアを代表するＭＩＣＥ都市を目指すとともに、大規模施設の整備・運営による経済効果や、観光客などの交流人口の増加により、さらなる地域経済の活性化を進めます。

加えて、それらによる増収効果により、財政改善を促進し、福祉・子育て・医療・教育・老朽化した公共施設の更新など、将来にわたり横浜市民の安全・安心な暮らしで豊かな生活を守っていきます。

魅力ある都市

横浜のさらなる飛躍

横浜が持続的に成長し、魅力ある都市として、
さらに飛躍していきます。

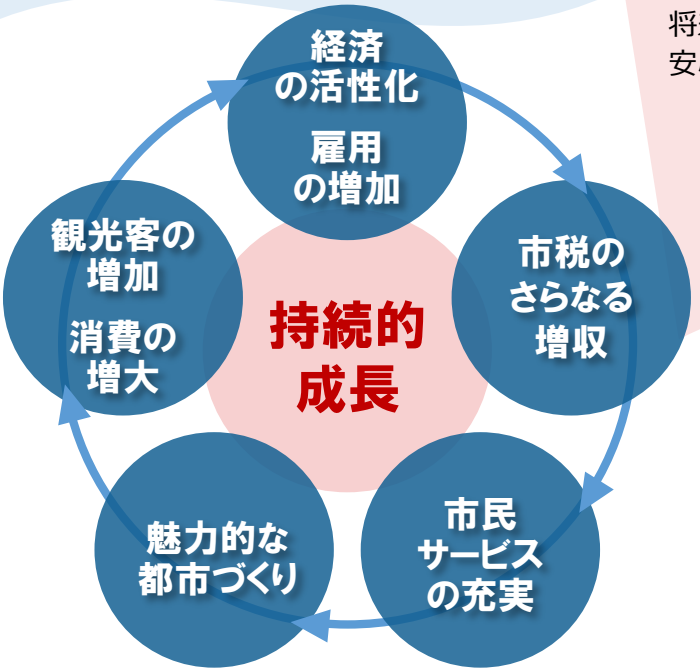

将来にわたる

市民の豊かな暮らし

福祉、子育て、医療、教育など、
将来にわたって、 横浜市民の皆様の豊かで安全・安心な生活をより確かなものにしていきます。

横浜の観光・経済にイノベーションを

拡がり循環する効果

1. 観光客**増**・MICE参加者**増**（宿泊者増）
2. ＩＲ利用者が市内・県内を**周遊**
   コンシェルジュが観光、体験、買い物をコーディネート
3. 周辺地域の既存の魅力や資源を磨き上げ
   相乗効果によって**賑わいＵＰ**
4. 長期滞在によって**観光消費額ＵＰ**
5. 拡がる**経済効果**
   ビジネスチャンス拡大、新産業創出、雇用機会の増等
6. 観光客の満足度向上に向けた**再投資**
   施設、サービス
7. 魅力向上によるさらなる**観光客増**
   リピーターの増

（参考）ＩＲによる消費活動

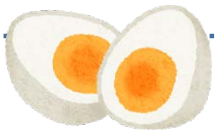

【コラム：ＩＲの消費量について】

横浜ＩＲでは、世界水準のＭＩＣＥ施設や数千室のホテル、レストランなど大規模なリゾートが整備されます。そこでは、年間2,000～4,000万人の訪問者が想定されており、大量の食材が消費されます。

シンガポールにあるＩＲでは、

- 例えば、**卵**は年間250万個、1週間では５万個、**1日では7,000個を調達**しています。
- シンガポールのＩＲで調達される1年間の卵の量**250万個**は、卵1個を約60gと想定すると**約150トン**にもなります。
- これは、横浜市中央卸売市場の年間取扱量(2018年)422トンの**約3割**に相当します。

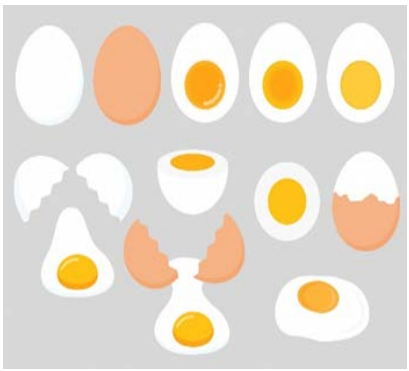

- **食用肉**(牛､豚､鶏等の合計)は、年間1,500万トン、1週間では30トン、**1日では4トン**もの量です。
- 日本人一人当たりの**食肉年間消費量**は**33.2kg/年**※(平成30年度)ですが、ＩＲで調達する1日の食用肉４ｔでも**約120人分の年間消費量**に相当します。

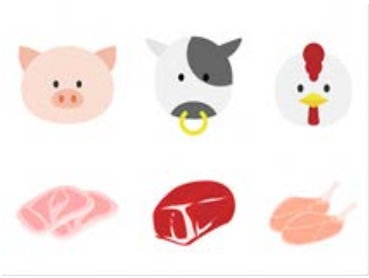

ＩＲというと、高級食材が使用され、一般的な食材は消費されないのでは、といったご意見もいただきますが、総勢、約1万人の従業員が24時間365日稼働しており、従業員食堂での消費だけでも相当量の食材が消費されます。

また、生花、リネン類などの多種多様で大量な消費活動が行われており、大企業だけでなく、地域の中小企業の受注機会やビジネスチャンスが増大するなど、地域経済の活性化に大きく貢献します。

※「食肉鶏卵をめぐる情勢」農林水産省（令和元年12月）を参考

5 地域の理解促進・合意形成に向けた取組

（1）基本的な考え方

横浜市では、「共感と信頼」を市政運営の基本としています。

『横浜ＩＲ』についても、丁寧に市民の皆様と向き合い、理解を深めていただき、その実現に「共感と信頼」が得られるよう、理解促進・合意形成に向けて、取り組んでいきます。

取組の方向性

1. 世代や生活環境などにより、ＩＲに対するご理解や考え方が異なることが想定されることから、それぞれのご関心・問題意識に応じた内容をお伝えしていきます。
2. ライフスタイルなどによって、情報の入手の方法は多様であるため、市民の皆さまが無理なく必要な情報を得られるよう、様々なツールを使って、お伝えしていきます。
3. 今後、ＩＲ事業者の公募、区域整備計画の認定申請など、事業の進捗段階に応じて、必要な情報をお伝えしていきます。

（2）広報計画

それぞれのご関心・問題意識に応じた取組（イメージ）

対象例	想定される疑問	メッセージ	主なツール
市民全体	ＩＲって何？ 必要あるの？ 何のために誘致するの？	▶ 世界最高水準のリゾート ▶ 将来の横浜を豊かにするものであること などをお伝えしていきます。	・広報よこはま ・市民説明会 など
子どものいらっしゃる方など	自分や子どもたちが安全・安心に過ごせなくなるのではないか？	▶ 依存症や治安への徹底した対策により、安全・安心に過ごすことができること ▶ 子どもたちが更に豊かに暮らすための取組であること などをお伝えしていきます。	・テレビ ・雑誌 ・ウェブサイト ・ＳＮＳ など
若い方々など	カジノに興味がなければ関係ないでしょ？	▶ ご自身で楽しめる世界水準のリゾートであること ▶ 質の高い魅力的な職場が創出されること などをお伝えしていきます。	・ウェブサイト ・ＳＮＳ ・大学等での講義 ・電車等広告 など
お仕事をされている方など	外国企業が儲けるだけじゃないのか？	▶ 食材や物品・サービス等の市内企業からの調達 ▶ 大きな賑わいが創出され、市内全体の宿泊、飲食客などの増加 など様々なビジネスチャンスが生まれることをお伝えしていきます。	・新聞 ・セミナー ・ウェブサイト ・ＳＮＳ など

（3）市民説明会

令和元年12月から令和２年２月にかけて、横浜市がＩＲの誘致に至った理由、ＩＲの内容と効果などについて市内12区で市長自ら説明を実施しました。

- 令和元年12月４日　中区市民説明会
- 令和元年12月９日　神奈川区市民説明会
- 令和元年12月14日　西区市民説明会
- 令和元年12月19日　金沢区市民説明会
- 令和元年12月21日　鶴見区市民説明会
- 令和元年12月26日　磯子区市民説明会
- 令和２年１月17日　南区市民説明会
- 令和２年１月20日　旭区市民説明会
- 令和２年１月23日　保土ケ谷区市民説明会
- 令和２年１月28日　港南区市民説明会
- 令和２年２月11日　緑区市民説明会
- 令和２年２月14日　港北区市民説明会

説明会では、参加した市民の皆様から質問をいただき、会場でお答えするとともに、回答をまとめ、市ホームページや市民情報室等で公表しました。

また、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、開催が予定されていた６区（戸塚区、都筑区、栄区、青葉区、瀬谷区、泉区）のＩＲ（統合型リゾート）市民説明会については、令和２年７月から、動画の公開により代替しています。

今後も実施方針の策定や事業者の決定などの機会を捉え、より具体化した施設計画、経済効果、懸念事項対策等について、説明会や広報よこはま、広報動画などを通じて、事業の節目ごとに、丁寧な説明を継続していきます。

6　スケジュール等

（1）今後のスケジュール

国の制度

- 候補地の自治体（都道府県または政令指定都市）がＩＲ事業者を選定します。
- その後、自治体と選定されたＩＲ事業者が共同し、「ＩＲ区域整備計画」を作成し、国に申請します。
- 申請されたＩＲ区域整備計画の中から、国土交通大臣が、最大3つの「区域整備計画」を認定します。

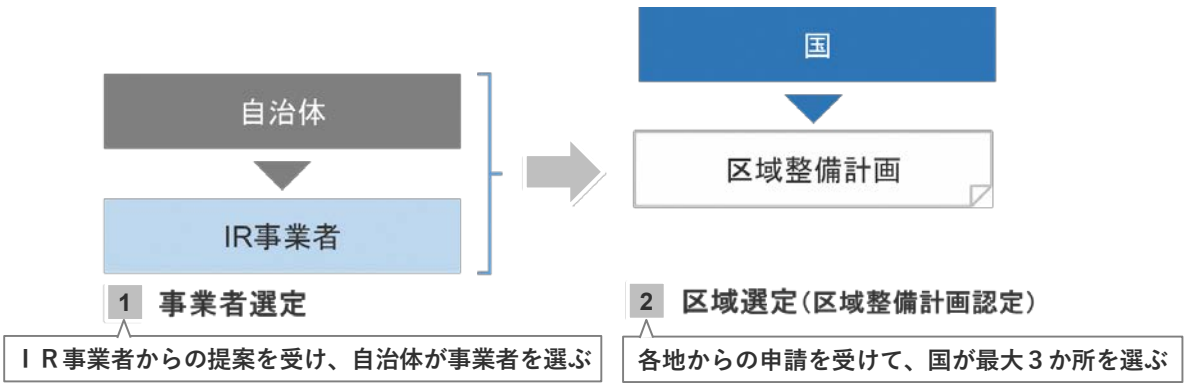

- ＩＲ区域整備計画が認定されると、ＩＲ事業者は開業に向け、施設を建設し開業準備に入ります。
- 開業準備に並行して、カジノ管理委員会により、ＩＲ事業者の廉潔性等が審査されます。

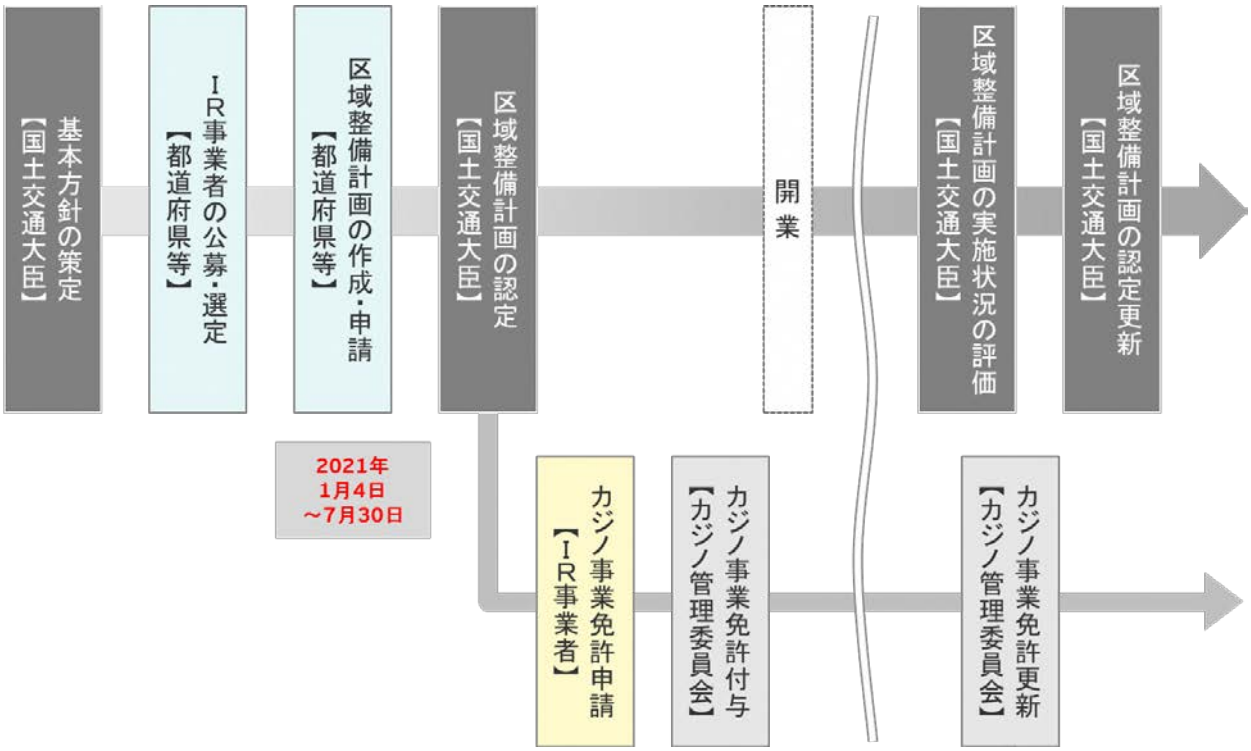

横浜ＩＲの実現に向けた今後の想定スケジュール

- 国の基本方針等を踏まえて横浜ＩＲの実施方針を策定し公表します。
  - ▶ **令和2(2020)年度前半**
- ＩＲ事業者を選定し、市民意見等を踏まえた区域整備計画を策定します。
  - ▶ **令和2(2020)年度中**
- 横浜市会の議決を経て国に申請します。
  - ▶ **令和3(2021)年度前半**
- 全国で３つの区域に認定された場合は、2020年代後半のＩＲ開業に向けて手続きを進めます。
- 住民等地域の理解促進と、ギャンブル等依存症対策などの懸念事項への対策は、先行して進めていきます。
- 2020年度以降も、様々な機会をとらえ、ＩＲに関する情報を市民の皆様へ発信します。

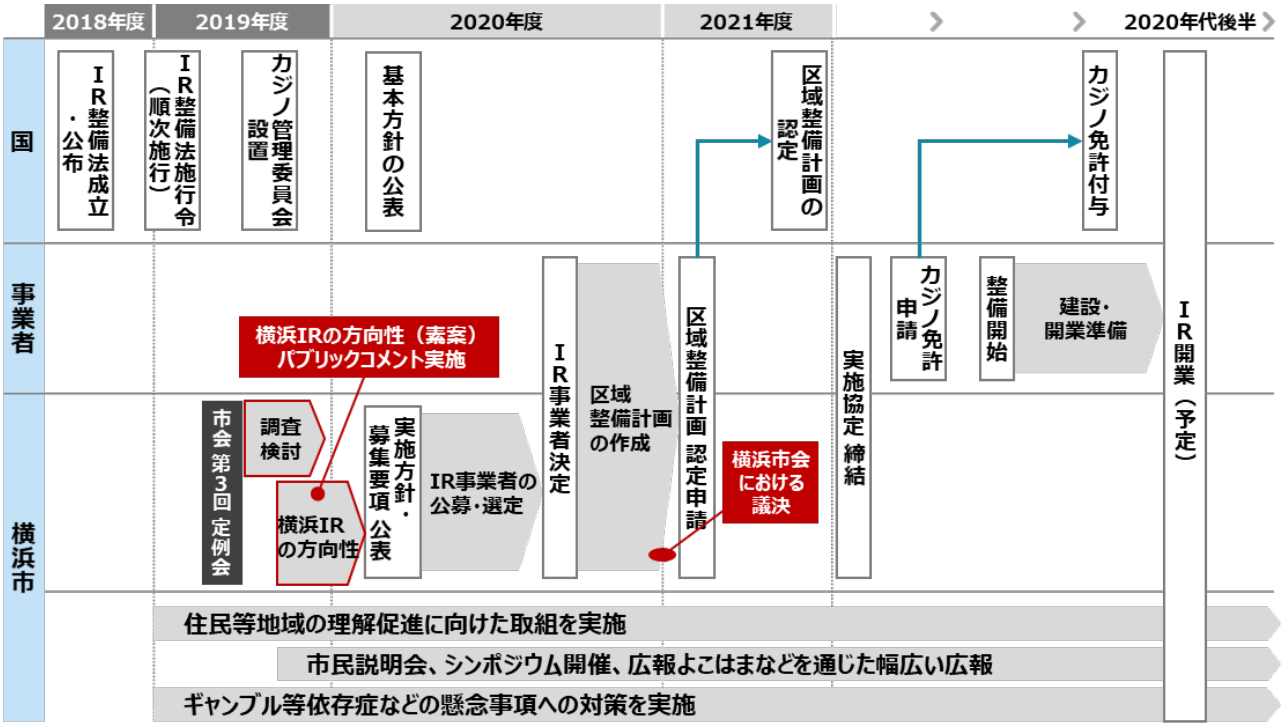

※令和２年７月末時点の想定スケジュール

（2）これまでの検討経過

- 平成25年12月に「特定複合観光施設区域整備の推進に関する法律案」が提出され、横浜市では、平成26年度から調査に着手し、27年度、28年度、30年度、31年度に、ＩＲに関する基礎的な調査を実施しました。
- 平成28年12月にはＩＲ推進法が成立し、平成30年7月に「特定複合観光施設区域整備法」が成立しました。
- 横浜市は、令和元年8月22日ＩＲの実現に向けた取組を行うことを発表しました。
- 同年９月の第３回市会定例会において、補正予算を議決いただき、ＩＲの実現に向けた本格的な検討・準備を開始しました。
- 同年10月からＩＲ事業に関するコンセプト募集（ＲＦＣ：サウンディング調査）を実施しました。
- 令和元年12月から2年2月まで、12区を市長が伺う市民説明会を行いました。

  ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ＩＲ(統合型リゾート)の市民説明会（6区）については、動画の公開により代替しています。
- 令和２年２月の市会第１回定例会でＩＲの事業者選定のための選定委員会（第三者委員会）の附属機関設置条例議案を提出するなど、ＩＲの実現に向けた取組を進めています。

検討調査の概要

26年度	**ＩＲ（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査**	▶ ＩＲの代表的な事例や一般的な効果と懸念事項の調査、経済波及効果の試算を実施
27年度	**ＩＲ（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その２）**	▶ ＩＲ導入のプロセスや効果、影響のほか、依存症対策に関する有識者へのヒアリングなどを実施
28年度	**ＩＲ（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その３）**	▶ 近年のＩＲの事例や国内におけるPFI・PPPなど公民連携手法の調査を実施
29年度	**未執行**	
30年度	**ＩＲ（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４）**	▶ ＩＲ整備法の成立を踏まえ、日本型ＩＲの整理分析や、本市における事業性や懸念事項とその対策を情報提供依頼や有識者ヒアリングにより実施
31年度（令和元年）	**ＩＲ（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その５）**	▶ ＩＲ整備法等を踏まえ、本市における事業性や懸念事項とその対策を情報提供依頼等により実施

（3）パブリックコメント

「横浜ＩＲ（統合型リゾート）の方向性（素案）」の内容について、パブリックコメントを実施しました。

【意見募集期間】 令和２年３月６日～４月６日
【周知方法】 市民情報センター、各区役所区政推進課広報相談係、都市整備局ＩＲ推進課において、素案概要版リーフレットを配布し、素案冊子を閲覧に供するとともに、市ホームページにデータを公表しました。
【意見提出方法】 郵送、ＦＡＸ、電子メール、窓口持参
【実施結果】

(1) ご意見の提出件数
延べ5,040人・団体、9,509件

提出方法	提出者数
郵　　送	**1,782**
ＦＡＸ	**1,189**
電子メール	**1,724**
窓口持参	**345**
合　　計	**5,040**

(2) ご意見の分類

意見の項目	意見数
方向性（素案）に関するご意見	**8,621件**
横浜ＩＲの方向性　基本コンセプト	（995件）
横浜ＩＲの方向性１　世界最高水準のＩＲを実現	（877件）
横浜ＩＲの方向性２　都心臨海部との融合	（789件）
横浜ＩＲの方向性３　オール横浜で観光・経済にイノベーションを	（1,620件）
横浜ＩＲの方向性４　安全・安心対策の横浜モデルの構築	（1,366件）
取組の背景、ＩＲ実現の効果、地域の理解促進・合意形成、スケジュール等	（2,974件）
その他のご意見等（素案に関連しない意見等）	**888件**
合　　計	**9,509件**

(3) いただいたご意見へ対応状況

分　類	対応状況	意見数
修　正	素案変更の参考とさせていただくもの	**387件**
参　考	素案に既に記載されているもの、 今後の事業・取組等の参考とさせていただくもの	**8,234件**
その他	その他の意見等（素案に関連しない意見等）	**888件**
合　　計		**9,509件**

印刷･発行　横浜市都市整備局ＩＲ推進課
〒231-0005 横浜市中区本町６丁目５０番地の10　TEL 045-671-4135
ホームページ https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/houkousei.html
＜令和２年８月＞

SAFE COMMUNITY SAKAE WARD 国際認証都市

資料 No. 13

栄区連合町内会９月定例会資料
令 和 ２ 年 ９ 月 ２３ 日
栄 区 区 政 推 進 課

本郷台駅前（元国有地）における公共施設の整備について（報告）

民間事業者（三井不動産レジデンシャル㈱）による本郷台駅前のマンション建設とあわせて、本郷地区センター（移転）、本郷台駅前地域ケアプラザ（新設）、さかえ区民活動センター（移転）の３施設（合計床面積：約 1,500 ㎡）を整備することについて、平成 31 年２月に同社と締結した基本協定に基づいて進めてきましたが、その複合公共施設を横浜市が取得するという内容の議案が、令和２年７月７日に議決されました。

なお、複合公共施設は令和３年 12 月に開所する予定です。

１　計画の概要

(1) Ａ敷地　※令和２年１月しゅん工

・住戸戸数：339 戸
・商業施設：クリニックモール（内科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、調剤薬局）

(2) Ｂ敷地

・住戸戸数：224 戸
・商業施設：認可保育所（令和３年４月開所予定）、コンビニエンスストア（予定）

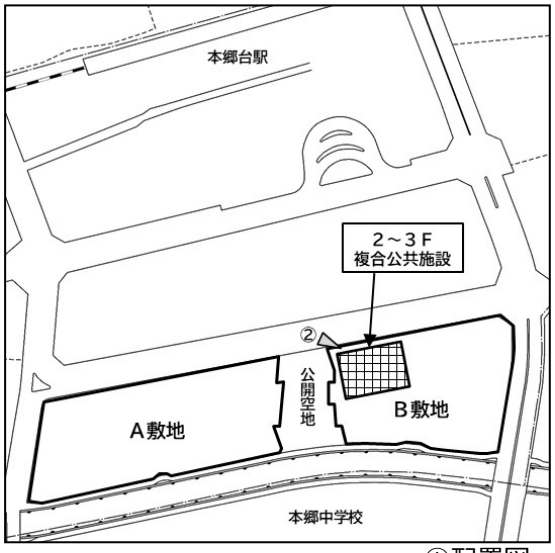

①配置図

２　今後の予定

令和２年９月～令和３年６月	指定管理者の選定・指定
令和３年７月～	指定管理者との協議、協定締結
令和３年９月末	引き渡し
令和３年 10 月～	開所準備
令和３年 12 月	複合公共施設開所

３　複合公共施設の名称について

新しい複合公共施設が、区民の皆さまに愛され、広く活用していただけるものとなるよう、建物に名称をつけます。

名称については、地域のご意見を反映できるよう準備を進め、年内に決定する予定です。

②複合公共施設外観イメージ図

【担当】区政推進課企画調整係　田中、村山
電話：894-8331／FAX：894-9127
メール：sa-kikaku@city.yokohama.jp

資料No.14

区連会９月定例会資料
令和２年９月23日
区　政　推　進　課

栄区内の
花と緑の魅力スポットを募集します！

今年も、区内のオープンガーデンの会場や花木・花壇がきれいな場所（公園　など）の花や緑が魅力的なスポットを紹介するリーフレットを作成します！（令和３年４月発行予定）。
リーフレットに掲載する、令和３年度に**オープンガーデンを開催するグループ**や**公園などの花壇やプランターを管理する団体**（愛護会等）を**募集**します。
日頃心を込めて手入れをされているお庭や花壇を紹介しませんか。

リーフレットの概要

●**掲載内容**

①オープンガーデンの会場の紹介、
　会場周辺のマップ
②花木や花壇がきれいな公園などの紹介
③栄区内の桜がきれいな場所などの紹介
　など

●**発行時期**　令和３年４月頃

※掲載内容等は変更になる
　場合があります。

令和２年度版リーフレット

募集内容

裏面の募集要領を必ずお読みいただき、ご了承の上お申し込みください。

●**応募方法**　掲載会場申込書・写真を郵送、メールまたは直接企画調整係までお持ちください。
●**応募締切**　**令和２年12月11日（金）17時必着**
●**問 合 せ**　栄区役所区政推進課企画調整係（担当）髙木・鋤柄
電話：894-8161　ＦＡＸ：894-9127
メール：sa-kikaku@city.yokohama.jp

花サクサカエ　検索

詳細は、裏面の募集要領をご覧ください。

花サク
サカエ

栄区「花と緑の魅力スポット紹介リーフレット」掲載会場募集要領

募集対象

(1) 令和３年 (2021年) 度にオープンガーデンを開催する団体（会場３か所以上を有すること）
(2) 庭・花壇・プランター等を管理する地域の団体（愛護会など）

応募方法

- 栄区「花と緑の魅力スポット紹介リーフレット」掲載会場申込書に必要事項をご記入のうえ、写真を添付して下記申込先あてメール、郵送または直接企画調整係にお持ちください。
- オープンガーデンを開催する団体は、申込書と合わせて、下記①~⑤を記載したお庭の一覧をご提出ください。
  ①ガーデンの名称
  ②ガーデンの住所
  ③公開方法（敷地内見学可能か、敷地外からの見学のみか）
  ④トイレの貸出協力の可否
  ⑤見どころ（50文字程度）
- なお、メール送信の際の写真のサイズは合計5MB以下にしてください。

注意事項

- ご応募いただいた庭や花壇などは、申込書の内容及び写真をもとに、リーフレットを作成し、区民向けに配布する予定です。
- 提出いただいた資料を確認の上、掲載の可否について連絡させていただきます（1月頃）。
- リーフレット、ウェブページ及び広報活動において、地図・写真などを掲載します（掲載内容については、事前に確認させていただきます。）。
- ご提出いただいた写真等は返却できませんのでご了承ください。
- 当事業を通じて得た個人情報は、当該事業の進行及び管理の目的以外には使用しません。

申込締切

令和２年12月11日（金）17時　区役所必着

申込先

栄区役所 区政推進課企画調整係
「栄区花と緑の魅力スポット担当」あて
・郵送先：〒247-0005 栄区桂町303-19
・メール：sa-kikaku@city.yokohama.jp

切り取り

栄区「花と緑の魅力スポット紹介リーフレット」掲載会場申込書

私たちは、栄区「花と緑の魅力スポット紹介リーフレット」の募集要領の内容に同意し、栄区が撮影した写真や提出した写真・文書が、パンフレット及びインターネット等の広報媒体において公開されることを承諾します。

団体名・グループ名			
代表者氏名	（ふりがな）		
代表者住所	〒（　　）		
電話番号	（　　）	E-mail	
見どころ			

オープンガーデンを開催する団体のみご記入ください

開催日程		会場数	か所

資料 No.15

区連会９月説明資料
令和２年９月 23 日
栄区福祉保健課

令和２年度高齢者インフルエンザ事業における自己負担額の無償化について

令和２年９月１０日の神奈川県議会において、インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行に備え、65 歳以上を対象としたインフルエンザワクチン接種の無償化の方針が示されたことについて、報道がなされました。

横浜市においても、従来実施している高齢者インフルエンザ事業について 10 月１日より無償化できるよう調整をおこなっております。

詳細な内容が決まりましたら、広報よこはま 10 月号、ホームページ、医療機関に配布するチラシでご案内いたします。

１　実施内容（案）

(1) 対象者

接種日現在で次の①、②いずれかに該当する方

①65 歳以上の方

②60 歳以上 65 歳未満の方で、以下のいずれかに１級相当の障害※のある方

※心臓、じん臓、呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害

(2) 実施期間

令和２年 10 月１日～12 月 31 日

(3) 自己負担額

令和２年度については無料

(4) 実施場所

市内の協力医療機関

担当：健康福祉局健康安全課
TEL：045-671-4190

SAFE COMMUNITY SAKAE WARD
WHO推奨国際認証都市

資　料　No.16

区連会９月定例会資料
令和２年９月２３日
栄区福祉保健課

自治会町内会　会長様

栄区福祉保健課長

民生委員による「地域で見守り」推進事業のお知らせ及び
「さかえ民児協だより（第15号）」の周知について

日ごろより、福祉行政の推進につきましては、ご協力をいただき、お礼申し上げます。
次の広報物を各自治会・町内会の皆様へご周知したく、ご協力をいただきますようお願いいたします。

１　「地域で見守り」推進事業について

10月から、各地区の民生委員等が、75歳以上の高齢者のみでお住まいのご家庭を訪問し、日常生活上の心配ごとや緊急時のご連絡先等をおたずねする取組を行います。
地域の皆さまに事業の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いしたいため、別添ちらしにて周知をお願いいたします。

・送付書類…「地域で見守り」推進事業のお知らせ

２　さかえ民児協だより（第15号）について

栄区民生委員児童委員協議会機関紙「さかえ民児協だより（第15号）」を作成いたしました。
地域での民生委員児童委員、主任児童委員の活動を地域の皆さまに知っていただけるよう、ご周知をお願いいたします。

・さかえ民児協だより（第15号）

お問合せ先：福祉保健課運営企画係
担　当　野本
電　話　045(894)6917
ＦＡＸ　045(895)1759
Eメール　sa-fukuho@city.yokohama.jp

75 歳以上の方のみでお住まいのご家庭へ

民生委員等が訪問します

～横浜市「地域で見守り」推進事業　実施のお知らせ～

地域の皆様の身近な相談役として、
各地区では「民生委員」が活動しています。
活動の一環として、民生委員が 75 歳以上の方のみでお住まいのご家庭を訪問する取組を行います。
日常の生活における心配ごとをお尋ねさせていただきます。
ご協力をお願いします。

住民票の情報で、

- 75 歳以上でひとり暮らしの方
- 75 歳以上の方のみでお住まいのご家庭（夫婦や兄弟・姉妹など）

※民生委員とすでに面識のある方、介護保険の認定を受けてケアマネジャーと契約している方などは、対象外とすることがあります。

訪問する人

お住まいの地区を担当している民生委員

※民生委員が訪問し、お会いできなかった場合、地域ケアプラザや栄区役所の職員が訪問することもあります。

訪問する時期

令和２年 10 月から順次

＜問合せ＞

栄区役所　福祉保健課　運営企画係

横浜市栄区桂町３０３－１９　電話　８９４－６９１７

Fax　８９５－１７５９

■　「地域で見守り」推進事業について

横浜市の事業として、区役所、民生委員、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）が連携・協力し、75 歳以上の方のみでお住まいの皆様のお宅を訪問し、近況や日常生活上の困りごと、緊急連絡先などをおうかがいする取組を行っています。

民生委員や地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の職員には、法律で守秘義務が課せられておりますので、個人情報を口外することはありません。

介護保険サービスの利用方法など個人的なご相談がある場合は、適切に相談機関へつなぐお手伝いをさせていただきます。

■　民生委員について

民生委員は法律に基づき、地域からの推薦により、 厚生労働大臣から委嘱されます。

高齢者、こども、障害のある方など地域の方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、支援を必要とする方の相談に応じ、問題解決に向けた支援をしています。

主任児童委員の活動紹介

栄区の子どもたちの笑顔を守るため、14名で協力して楽しく活動しています。

毎月小中学校を訪問し、情報交換をしています。何か困ったことがあったら、いつでもお声かけください。区独自の活動として「フリースペースさかえ」があり、20年近く続いています。

また「さかえっ子の笑顔広げ隊」や「いのちの授業」の取組にも参加しています。

民生委員・児童委員、主任児童委員の主な活動

見守り訪問

一人暮らしの高齢者や地域から孤立しがちな人など、担当地区のご家庭を訪問して近況を伺っています。

高齢者の介護、子育て、生活費などの様々な相談がある中で、支援が必要な場合は区役所やケアプラザなどにつないで、必要なサービス提供を図ります。

フリースペースさかえ

主任児童委員は、毎月１回、学校が苦手なお子さんとそのご家族が過ごせる居場所づくりをしています。参加者は手芸や卓球などをして自由に過ごしています。皆さんと楽しいひと時を過ごしながら、悩みを抱えている子どもたちやご家族が前に進むために、少しでもお力になればと願って活動をしています。

■「フリースペースさかえ」ホームページ
http://fspacesakae.g2.xrea.com/ または フリースペースさかえ 検索

編集後記

民生委員・児童委員、主任児童委員は、関係者と協力しながら地域にお住いの方々のために、いろいろな活動をしています。

第15号をお届けします。昨年12月、委員改選により新体制での活動がスタートしたのも束の間、新型コロナウィルス禍で、思うように活動ができなくなりました。しかし、各地区の活動内容等、改めてご紹介することができ、各編集委員のご協力、又、栄区福祉保健課のご支援に感謝致します。そして、一日も早い新型コロナウィルスの終息を祈ります。

編集委員　田中　久美子（広報部会長）・川中　博（豊田）・吉田　由紀子（笠間）・国井　隆子（小菅ケ谷）・山井　俊昭（本郷中央）・杉浦　仁（本郷第三）・小橋　弘子（上郷西）・湖上　忍（上郷東）・武居　薫理（主任児童委員）

ミックス紙 FSC® C009309
リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
GREEN PRINTING JFPI P-B10164
ZERO® CO₂ PRINT VOC FREE™

FSC® 森林認証紙、ノンVOCインキ（石油系溶剤0%）など印刷資材と製造工程が環境に配慮されたグリーンプリンティング認定工場にて、印刷事業において発生するCO₂全てをカーボンオフセット（相殺）した「CO₂ゼロ印刷」で印刷しています。

さかえ民児協だより

発　行：栄区民生委員児童委員協議会
事務局：栄区桂町303-19 栄区役所福祉保健課内 電話：894-6963 FAX：895-1759
発行責任者：本田　桂子

こんにちは!!　民生委員・児童委員、主任児童委員です

令和元年12月1日、栄区役所にて、栄区民生委員・児童委員、主任児童委員委嘱状伝達式が行われました。

新たに栄区民生委員児童委員協議会会長に就任した本田会長からは、「民生委員・児童委員の活動は、地域の皆様のため、やりがいのある活動だが、苦労もつきもの。ご自分を大切にして無理をせず、頑張らず、活動を続けてください。」というお話がありました。区内７地区の委員の皆さんが「相談と情報の提供」「見守り」「連絡・つなぎ」「生活支援・調整」を柱に、３年間の活動がスタートしました。

民生委員・児童委員の役割

相談と情報の提供
お困りごとの相談に乗り、利用できる福祉サービスの情報を提供します。

見守り
担当区域内にお住いの方を訪問して、福祉サービスの必要な方を日常的に把握し、見守ります。

プライバシーは守ります。

ご相談ください。

連絡・つなぎ
必要な福祉サービスが受けられるよう、区役所などの関係機関とのパイプ役として活動します。

生活支援・調整
自治会・町内会などと連携し、必要な支援体制をつくります。

民生委員・児童委員、主任児童委員への連絡先
栄区役所福祉保健課
電話：894-6963　FAX：895-1759

各地区の活動紹介

	地区	民生委員	主任児童委員
1	豊田地区	26 名	2 名
2	笠間地区	17 名	2 名
3	小菅ヶ谷地区	22 名	2 名
4	本郷中央地区	28 名	2 名
5	本郷第三地区	18 名	2 名
6	上郷西地区	15 名	2 名
7	上郷東地区	16 名	2 名

<令和２年９月１日現在>

豊田地区

会長
山形　清一氏

新しい民生委員活動が始まった矢先、新型コロナウィルスの感染が瞬く間に拡がりました。日常の活動は全て自粛で、民生委員として何から手を付けたらいいのか、暗中模索の日々が続きました。委員間のネットワーク配信を使い、出来るだけ情報交換を行い、無理のない活動を続けてもらうよう心掛けました。新しい生活様式による福祉活動を推進していきます。

本郷中央地区

会長
大橋　美根生氏

就任後すぐに、新型コロナ感染拡大という未曽有の困難に向かい合うことになりました。民生委員・児童委員の英知を結集して、乗り切っていけるものと確信しています。

まずは自らが感染しないように、他の人に感染させないように、注意深く活動していきたいと思います。

「されど我らが民生委員・児童委員」という気持ちを持ち続けて。

本郷第三地区

会長
加藤　裕之氏

本郷第三は、いたち川と緑豊かなふじやま公園や鍛冶ヶ谷市民の森などの自然溢れる地区です。今年度は新型コロナウィルスの影響で５月まで活動が控え気味でした。

６月以降は活動ができ、今後は各町内でサロンが開始されます。残念ながら敬老会は中止となりました。今後、各地で起きている水害土砂災害が早く治まることを願っています。

笠間地区

会長
齊藤　和枝氏

笠間地区は、今期からガーデンアソシエ地区で１名増員し 19 名となりました。「顔のみえるまち」を目指す笠間連合の一員として、11 名の新任者はもとより再任者も、より多くの地域の方に覚えてほしいと思います。

そのために新型コロナウィルス感染防止に留意しつつ、従来の見守り等を工夫・継続し、個々の困りごとに応じた活動となるよう努めます。

小菅ヶ谷地区

会長
田中　久美子氏

世代間交流サロン「ひだまり」も今年で 18 年、子育て世代支援「ルピナス」では癒やしの時間を提供。配食活動「いちご会」では一人暮らしの高齢者の安否確認を兼ね、手作り弁当をお届け。

これらの活動をコロナ禍の中、新進気鋭の新任 15 名のメンバーと共に新生活様式で、支え合いの気持ちを大切に、地域との交流を深めていきたいと思っています。

上郷西地区

会長
本田　桂子氏

上郷西地区は栄区の中でも高齢化の高い地区である為、高齢者の見守り活動に重点を置きながら子育て支援、障害者支援にもより関心を持って活動してまいります。

今期は８名の新任の方を迎えました。委員同士の情報交換や研修を通して、日々の活動をより良いものにし、誇りをもって活動できるようにしていきたいと思っています。

上郷東地区

会長
井川　英生氏

上郷東地区民児協は、民生委員・児童委員、主任児童委員が相互に協力し、高齢者の見守りをはじめ、高齢者や地域住民対象の各種サロン活動・食事会・学童を対象としたこども食堂などの活動に、主体的に取り組んでいます。

今年度は第４期地域福祉保健計画の策定時期にあたっており、地区社協や地域の諸団体と連携して、地域の福祉課題に取り組む計画策定に協力していきます。

SAFE COMMUNITY SAKAE WARD 国際認証都市

資料Ｎｏ．17

区連会９月定例会資料
令和２年９月23日
福　祉　保　健　課

各自治会・町内会 会長 様

栄区福祉保健課長

災害時要援護者避難支援訓練等の経費の一部補助について（２次募集）

令和２年度栄区災害時要援護者支援事業では、日頃からの地域と災害時要援護者との関係づくりを進めていただくことを目的として、自治会・町内会が実施する災害時要援護者避難支援訓練に対して、経費の一部を補助します。このたび２次募集を行いますので、ぜひご活用ください。

なお、今年度より交付要件等を以下のとおり改正しましたので、ご留意ください。

１　申請書類の提出期限について

令和２年12月11日（金）

２　提出方法

郵送または持参にてご提出ください。

＜主な改正点＞（詳細は「令和２年度　災害時要援護者支援事業補助金　募集案内」のとおり）

（1）補助対象経費（費目）の明確化

・申請にあたり、経費の費目を明確にするため、申請様式を変更します。

・食糧費について、訓練または研修等にかかる「飲料代」のみを対象とします。

（2）補助期間の見直し

・１補助事業者（自治会・町内会）につき、３年を上限とします。（今年度分～）

※　募集案内・申請書類等は、栄区ウェブページから、ダウンロードできます。

【URL】https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/saigaiji-youengosya.html

担当　福祉保健課事業企画担当　大野、藤森
電話　894-6962　　ＦＡＸ　895-1759
メールアドレス　sa-youengo@city.yokohama.jp

令和２年度　災害時要援護者支援事業補助金
募集案内（２次募集）

災害時要援護者（以下「要援護者」といいます。）に対する避難支援等の訓練※１を通じて、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを進めていただくため、栄区内の自治会・町内会が実施※2する災害時要援護者避難支援訓練に対して、経費の一部を補助します。

※1 要援護者の参加を得て実施する避難誘導及びそれに関連する支援活動の訓練をいいます。

※2 地区連合町内会、地域防災拠点等と合同で実施される訓練なども対象となります。

1　補助対象経費

栄区内の自治会・町内会が実施する災害時要援護者避難支援訓練等の経費

費目	説明	用途（一例）
備品費	使用物品や使用機材などの購入費	使用物品：防災ずきん、毛布　など 備品：車いす、担架、リヤカー　など
食糧費	訓練または、訓練と併せて実施する研修等に係る飲料代（補助金額の 10 分の１を上限）	訓練参加者の水分補給や研修講師の飲料　など
使用料	施設利用料や機材のレンタル代など	集会場の利用料　など
報償費	講師謝金など	研修の講師派遣にかかる謝礼　など
委託費	訓練の一部を専門業者等に依頼する経費	機材設置にかかる業者への委託費　など
事務費	消耗品の購入、広報やチラシの印刷費、保険料などの材料費や事務費用	周知チラシ、防災マップの作成にかかるコピー用紙の購入、ボランティア保険料　など

※　令和元年度までは、訓練・研修・交流会等にかかる「食材（茶菓子含む）代」を食糧費として認めていましたが、令和２年度からは、「飲料代」のみを対象とします。

※　防災倉庫、ＡＥＤ、簡易無線機、備蓄食糧など、防災活動全般に供される物品の調達経費は対象となりません。

※　「町の防災組織活動費補助金」の補助対象として処理する経費については、本補助金の対象とすることはできません。

2　補助金額

補助対象経費の4分の3の範囲内で、1補助事業者（自治会・町内会）当たり 50,000 円を上限とし、予算の範囲内で交付します（今年度予算額 750,000 円）。

※　申請団体数等によっては、交付決定額が申請額より減額となる場合があります。

3　補助期間

1補助事業者（自治会・町内会）につき、3年を上限とします。

※　補助期間は、今年度（令和２年度）からの適用となります。（昨年度までの実績は、問いません。）

4　交付要件

※ 次の全てに該当する場合を対象とします。

〇当該年度の4月1日から3月 31 日までの間に、避難支援訓練等を実施する自治会・町内会であること。

〇避難支援訓練等に要援護者の積極的な参加を得て、地域の顔と顔が見える関係づくりを進めること。

5　交付申請書の提出期限及び提出書類

【提出期限】 令和2年 12 月 11 日（金）<先着順>

（詳細は、別紙「手続きの流れ」のとおり。）

【提出書類】①補助金交付申請書（第1号様式）

②事業計画書(任意書式)

③収支予算書（第1号様式の2）

④団体の規約

※　提出期限前であっても、予算の上限に達した場合は、申請の受け付けを終了させていただきますので、ご了承ください。（終了となった場合は、栄区ウェブページにその旨を掲載します。）

問い合わせ・申請書提出先

栄区役所　福祉保健課　事業企画担当

TEL：045-894-6962 / FAX：045-895-1759

Eメール：sa-youengo@city.yokohama.jp

※　募集案内、申請書類等は、栄区ウェブページから、ダウンロードできますので、ご利用ください。

【URL】https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/saigaiji-youengosya.html

（別紙） 令和2年度　栄区災害時要援護者支援事業補助金　手続の流れ（2次募集）

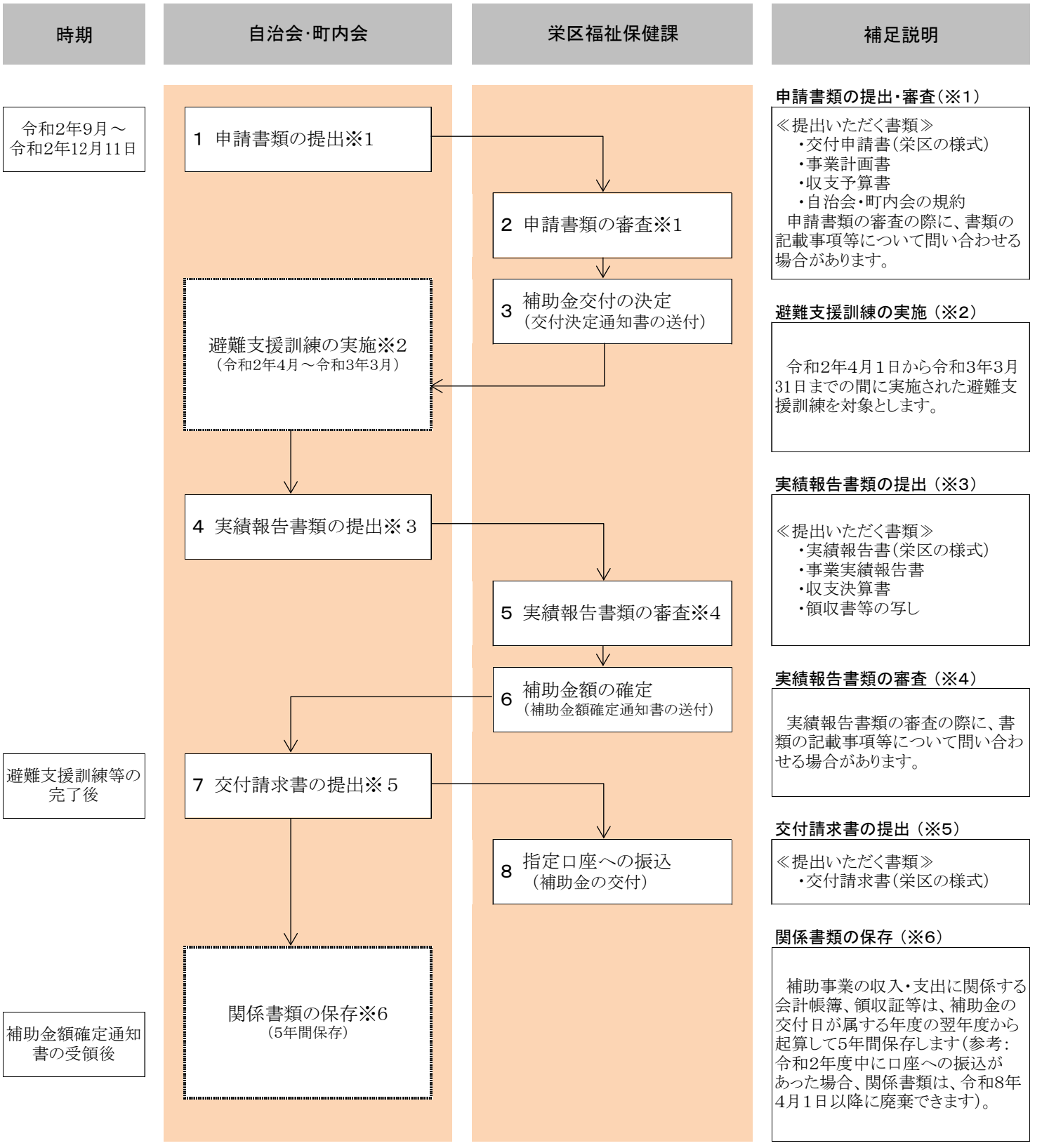

資料No.18

９月市連会定例会資料
令和２年９月１１日
市民局地域活動推進課

自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査への御協力について（依頼）

日頃より市政・区政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
横浜市では自治会町内会・地区連合町内会の活動の状況を把握するとともに、今後の自治会町内会活動に対する本市の支援策の参考とするため、「自治会町内会・地区連合町内会アンケート」を４年に１度実施することとしています。
このアンケート調査は皆さまの日頃の活動に関する御意見や御要望を直接伺うことのできる大変貴重な機会となっております。
つきましては、下記のとおり実施いたしますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、回答に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

１　調査対象

すべての自治会町内会・地区連合町内会
【参考】平成 31 年４月時点の自治会町内会・地区連合町内会数
自治会町内会 2,857 団体　地区連合町内会 253 団体

２　アンケートの内容

(1) 自治会町内会アンケート　　裏面のとおり
(2) 地区連合町内会アンケート　裏面のとおり
※今回新たな設問があります。

３　回答方法等について

(1)御回答は原則として自治会町内会及び地区連合町内会の会長にお願いします。
（役員の方など、会の状況に詳しい方でも構いません。）
(2)提出にあたっては、総会などで自治会町内会として議決する必要はありません。
回答者の率直な御回答をお願いします。
(3)アンケート用紙送付時に同封する返信用封筒で御返送ください。

４　提出期限

令和２年 10 月 23 日(金)

５　スケジュール

９月末	各区連会終了後、自治会町内会長・連合町内会長あてに各区配送ルートを通じてアンケート用紙を送付します。
10 月 23 日	提出期限までに御提出をお願いします。(提出先は各区役所地域振興課になります。)
11～２月	調査集計・分析
２月以降	自治会町内会・連合町内会に結果をフィードバックします。

市民局地域活動推進課
担当：中野、江口
TEL　671-2317　FAX　664-0734

（参考）アンケート内容

自治会町内会向け

1　自治会町内会長について
（年齢、在職年数、従事日数など）
2　自治会町内会館について
（有無、構造、整備予定など）
3　地区連合町内会の加入について【新規】
（加入未加入、未加入理由）
4　地域における防犯カメラの設置について
（有無、必要性、設置の検討など）
5　自治会町内会の活動について（コロナ感染症拡大以前の活動）
（活動状況など）
6　コロナ禍における自治会町内会活動について（コロナ感染症拡大以降の活動）【新規】
7　自治会町内会への加入に向けての取組について（コロナ感染症拡大以前の活動）
（未加入者への働きかけ方法など）
8　あなたの自治会町内会の運営上の課題について（コロナ感染症拡大以前の活動）
（課題、工夫など）
9　行政からの依頼事項について【新規】
10　自治会町内会活動に関するご意見（自由記入）

地区連合町内会向け

1　地区連合町内会長について
（年齢、在職年数、従事日数など）
2　地区連合町内会館について
（有無、構造、整備予定など）
3　地区連合町内会の活動について（コロナ感染症拡大以前の活動）
（活動状況、他団体との協力など）
4　あなたの地区連合町内会の運営上の課題について（コロナ感染症拡大以前の活動）
（運営上の課題、工夫など）
5　コロナ禍における活動での課題、工夫されたこと（自由記入）【新規】
6　地区連合町内会活動に関するご意見（自由記入）

資料No.19

市連会９月定例会資料
令和２年９月11日
市民局地域活動推進課

各地区連合町内会長　様

令和２年度自治会町内会講習会について

日頃から市政・区政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では毎年、自治会町内会の運営方法や加入促進・担い手不足への対応等のアイデアや好事例を紹介し、自治会町内会活動の参考としていただくため、自治会町内会向けの講習会を開催しています。

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、コロナ禍での自治会町内会活動について、講師による講演を映像資料（DVD）として配付する形で実施します。今後の自治会町内会運営の参考としていただければ幸いです。

つきましては、皆様にご視聴いただきますようお願い申し上げます。

１　内容

「コロナ禍での自治会町内会活動」　講師：水津　陽子氏
（合同会社フォーティＲ＆Ｃ代表）

２　配付方法

９月の区連合町内会の定例会にて全地区連合町内会長様へお渡しいたしますので、よろしくお願いします。

３　その他

講演内容に関するアンケート用紙をDVD１枚につき５部お渡ししますので、御記入後に各区地域振興課へ御提出ください。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、お配りするDVDは本市の自治会町内会を対象に作成し、各地区連合町内会に配付するものです。これを複製し、対象者以外に配布したり、YouTube（ユーチューブ）動画などで公開することは著作権侵害となり、禁止となりますので、よろしくお願いいたします。

担当　横浜市市民局地域活動推進課
電話：671－2317　FAX：664－0734
Ｅメール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

資料No.20

市連会９月定例会資料
令和２年９月11日
市民局地域活動推進課

コロナ禍での自治会町内会活動について

～コロナ禍にあっても地域の絆をつないでいくために～

地域の会合やお祭りなどの中止を余儀なくされるなか、感染予防策を徹底しながらの活動が難しい、どうしたらよいか迷われている役員の方も多いことと思います。

一度活動を中止してしまうと、なかなか再開できず、これまで培ってきた地域のつながりが、希薄になってしまうことが懸念されます。

今後、皆さまが活動を続けていくためのヒントにしていただけるように、新たな活動方法や工夫された取組などの事例等をまとめて、ご紹介していきます。

活動はどうしたらいいの？

- こんな時だからこそ
- 不安な人への配慮も
- 役割や意義を考える
- 新しい方法を考える
- 完全な方法はない

地域のつながりは大切
無理のない範囲で活動を続けましょう

市民局地域活動推進課（令和2年9月）

みんなで守りましょう

３密回避
（~~密閉・密集・密接~~）

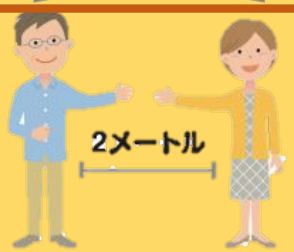

衛生対策
（手洗い・消毒）

マスクの着用

参加者を把握
（参加者名簿）

健康管理
（健康チェック・検温）

～みなさんの安全のために～

みんなで確認しましょう

～気持ちよく活動するために～

✓ **マスクの着用　※熱中症にも注意**

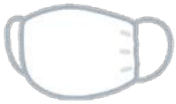

☐ マスクを着用する

✓ **3密の回避**

☐ 定期的な換気をする
☐ 密閉された空間を避ける
☐ 参加人数を制限して、密集を避ける
☐ 人との距離（できるだけ2m）を確保し、密接を避ける
☐ 大声での会話や多人数での会食は避ける

✓ **手洗い、消毒**

☐ 石鹸と流水でしっかりと手を洗う・消毒をする
（活動前、活動中、帰宅後など）
☐ 大人数が触れる場所、物を適宜消毒
（ドアノブ、机、マイクなど）

✓ **健康管理**

☐ 出かける前に検温し、
（少しでも体調が悪い場合は参加しない）
☐ 活動前に参加者の検温結果や体調を確認
（少しでも症状があれば参加は控えてもらう）
☐ 特に高齢者や持病をお持ちの方などが参加する
活動は人数の制限や内容の見直しなど工夫が必要

✓ **参加者の把握**

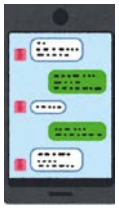

☐ 参加者の名簿を作成し、氏名・連絡先を確認
☐ 神奈川県LINEコロナお知らせシステム（※）を
利用

※神奈川県LINEコロナお知らせシステム←詳しくは検索してください。
同じ施設の利用者に濃厚接触など感染リスクを疑う場合、対象者にLINEメッセージでお知らせするシステムです。

コロナ禍での自治会町内会活動応援メニュー

地域活動推進費補助金（こんな活動にも使えます！）

- 活動の参加者に配布するためのマスク購入費用
- 会館に設置するための消毒液の購入費用
- 会議を書面開催にするため、書類を各世帯に送付する郵便料
- オンライン会議導入のための機器購入費用

自治会町内会のための講習会（DVDの配布）
～コロナ禍での自治会町内会活動について～

毎年、自治会町内会の運営方法や加入促進・担い手不足への対応等のアイデアや好事例を紹介し、自治会町内会活動の参考としていただくため、「自治会町内会のための講習会」を開催しています。
今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講師による講演を映像資料（ＤＶＤ）として各地区連合町内会に配付します。「コロナ禍での自治会町内会活動」という内容での講演となっていますので、是非、ご視聴ください。

自治会町内会の新しい活動スタイル応援事業
（ビデオ会議の体験講座等）

一部の自治会町内会でオンライン会議が行われ「良かった」という声がある一方で、「どうしたらよいか、何から始めればよいか分からない」といった声も多く寄せられています。
そこで、ＩＣＴを活用した活動を体験していただく機会として、アドバイザーを派遣することを考えています。

新しい生活様式の中で工夫して取り組まれた事例の紹介

自治会町内会・地区連合町内会アンケートなどで寄せられた、工夫して取り組まれている活動事例を横浜市ホームページ等でご紹介していきます。

会議をオンライン化
（保土ケ谷区　常盤台地区連合町内会）

ビデオ会議システム「Zoom（ズーム）」による役員会を実施。役員にはシニア世代も多いが、提案した30、40代の若手メンバーがサポートをすることで実現できた。

ウェブ会議に挑戦
（中区　仲尾台・豆口台・滝之上自治会）

役員の一人の発案がきっかけで「Zoom（ズーム）」を利用してウェブ会議を実施。慣れていない人にも電話でフォローし、現在は役員会以外の各部会でもウェブ会議に取り組んでいる。

資料№21

区連会９月定例会資料
令和２年９月２３日
市民局地域活動推進課

「自治会町内会新しい活動スタイル応援事業」について

日頃より、市政・区政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、令和２年度９月補正予算の新型コロナウイルス感染症「くらし・経済対策」のひとつとして、標記事業を実施することとなりました。

「新しい生活様式」の中にあっても地域の絆をつなぎ、自治会町内会の活動を継続・活性化していくため、地区連合町内会を対象に、ＩＣＴを活用した会議体験等の出張講座を行います。

各地区連合町内会におかれましては、ご参加のご検討をいただき、この機会をご活用いただきたく、お願い申し上げます。

１　実施内容

（１）対象

地区連合町内会

※地区連合町内会でお申し込みをお願いいたしますが、地区連合町内会の中でどなたにご参加いただいてもかまいません。

（２）内容

オンライン会議やＬＩＮＥを使った情報伝達の体験・相談（必要な設備や費用等）などを出張で行います。

２　実施方法

・自治会町内会館等に民間事業者が伺います。
・３密が避けられる人数でのご協力をお願いします。

３　今後のスケジュール

９月　　：事業者募集
１０月　：市連会、区連会で周知及び参加募集（希望する事業者を選んで、申し込み）
１１月～：事業実施

市民局地域活動推進課
電話：045-671-2317
FAX：045-664-0734
担当：中野、木村

SAFE COMMUNITY SAKAE WARD 国際認証都市

資料No.22

９月区連会資料
令和２年９月23日
栄区地域振興課

栄区中学校対校駅伝大会関係者　各位

栄区中学校対校駅伝大会実行委員会
事務局長（地域振興課長）

第９回栄区中学校対校駅伝大会開催中止について

日頃から、栄区の青少年健全育成及びスポーツ振興並びに安全対策に御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、令和３年３月に開催を予定しておりました第９回栄区中学校対校駅伝大会につきましては、栄区中学校対校駅伝大会実行委員の皆様による書面表決の結果、新型コロナウイルス感染症の蔓延や感染拡大による参加者への健康被害等を考慮し、中止することを決定いたしました。

関係者の皆様におかれましては、次年度以降の栄区中学校対校駅伝大会開催の際には、引き続き御協力のほどお願い申し上げます。

担当：栄区中学校対校駅伝大会実行委員会事務局
小松、小西（栄区地域振興課内）
ＴＥＬ　８９４－８５７６
ＦＡＸ　８９４－３０９９

令和２年９月 23 日

栄区中学校対校駅伝大会実行委員　各位

栄区中学校対校駅伝大会実行委員会
事務局長（地域振興課長）

令和２年度　栄区中学校対校駅伝大会第１回実行委員会
書面表決の結果について

時下　ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

このたびは、書面での開催に御協力いただき、ありがとうございました。皆様から御提出いただきました書面表決書を集計し、結果をとりまとめましたので、次のとおり報告します。

１　定足数

委員数 19 名に対し、19 名からの提出がありましたので、定足数である委員数の過半数を満たすため、本書面表決は有効に成立します。

２　議案の審議

【議案】　第９回栄区中学校対校駅伝大会の開催中止について

【結果】　承認 18 名　不承認１名

本議案は、過半数の承認により、可決されました。

書面表決の結果を踏まえ、令和２年第９回栄区中学校対校駅伝大会は開催を中止いたします。次年度以降の栄区中学校対校駅伝大会開催の際は、引き続き御協力のほど、お願い申し上げます。

担当　栄区中学校対校駅伝大会実行委員会事務局
小松、小西（栄区役所地域振興課内）
ＴＥＬ　８９４－８５７６
ＦＡＸ　８９４－３０９９

SAFE COMMUNITY SAKAE WARD 国際認証都市

資料Ｎｏ．23

令和２年９月定例会資料
令和２年９月２３日
栄区地域振興課

各自治会・町内会長 様

栄区地域振興課長

簡易型自動録音機「録音チュー」の配布について

時下　ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から地域活動に対しまして、格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年栄区での特殊詐欺件数が、79 件(被害総額 約１億 4,800 万円)と平成 30 年(39 件、被害総額 約 9,000 万円)よりも増加傾向にありました。

そこで、今年度、振り込め詐欺防止に向け、各ご家庭の電話機に取り付ける簡易型自動録音機「録音チュー」を栄区において購入し、一人暮らしの高齢者を中心に配布したいと考えております。今回、参考に自治会町内会あてに１個ずつ配布いたします。町内の高齢者の訪問等にご活用いただけるようでしたら上限 10 個でお渡しいたしますので、下記の連絡先へご相談ください。

※　先着順で無くなり次第締め切らせていただきます。ご了承ください。

簡易型自動録音機「録音チュー」

・受話器を取ると「振り込め詐欺防止のため、通話内容を録音します。」と音声が流れ、通話内容を自動で録音します。
・録音された通話内容は、再生ボタンを押すと再生され、通話内容をもう一度確認することができます。

【配布方法】

・下記担当まで必要個数をお電話または E メールにて御連絡いただき、地域振興課まで物品を取りに来ていただくようお願いいたします。

担当：栄区地域振興課（本館４階 46 番窓口）
石塚・鵜池　TEL894-8391　FAX894-3099
E メール sa-chishin@city.yokohama.jp

資料No. 24

令和2年度首都圏
放置自転車・バイククリーンキャンペーン
横浜市実施要綱

目　　的

安全で円滑な交通環境の確保を図るため、放置自転車・バイククリーンキャンペーンを展開し、「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づく対策を推進します。

実 施 期 間

令和２年１０月１日（木）～１０月３１日（土）の１か月間
【10 月 22 日(木)から 31 日(土)の 10 日間は強調期間】

スローガン

「放置ゼロ　キレイな街で　おもてなし」

運動の重点

１．放置自転車・バイクの防止
２．交通ルールの遵守と駐車マナーの向上

放置自転車・バイククリーンキャンペーンの様子

路上自転車駐車場の整備状況（イセザキモール）

横　浜　市　交　通　安　全　対　策　協　議　会

各機関・団体の主な取り組み

共 通 事 項

1．　運動の趣旨を周知徹底する。

2．　運動の重点事項の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行う。

横 浜 市 ・ 区

1．　放置自転車等の追放気運を高めるための広報啓発活動を推進する。

2．　放置自転車・バイクをなくすための指導警告や移動・撤去活動を積極的に推進する。

3．　自転車損害賠償責任保険等の加入周知・啓発を推進する。

警 察

1．　交通事故に直結する悪質・危険・迷惑性の高い違法駐車などの指導取締りを強化する。

2．　関係機関・団体の自主的活動を促進するため必要な情報の提供と支援を行う。

3．　交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の広報啓発を推進する。

交 通 安 全 協 会

1．　各種キャンペーンを実施し、地域住民の放置自転車・バイクの追放気運の醸成を図る。

2．事業所等に対し、使用者や管理者などを中心とした事業所ぐるみでの違法駐車等追放気運を高めるよう働きかける。また、自転車損害賠償責任保険等の加入を推進します。

地 域 ・ 家 庭

1．違法駐車や放置自転車などの迷惑性や自転車のマナー等について家族で話し合いましょう。

2．会合等を利用し、違法駐車や放置自転車等の問題について認識を高め、違法・迷惑駐車を「しない・させない運動」を推進しましょう。

3．関係機関・団体が実施する放置自転車等クリーンキャンペーン等に参加しましょう。

4．車・自転車・バイクで外出する際は、決められた場所以外にはとめないようにしましょう。

教 育 関 係

放置自転車・バイクの迷惑性などについて、個人の責任感の醸成を中心とした指導の充実を図る。

道 路 管 理 者 ・ 鉄 道 事 業 者

1．　道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知を図るとともに、交通マナーの向上のための広報啓発活動を推進する。

2．　駅周辺の放置自転車・バイクの移動活動に協力する。

3．　関係機関と連携を図り、駅周辺の駐車場・駐輪場の整備推進に努める。

横浜市交通安全対策協議会
（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話(６７１)２３２３　ＦＡＸ(６６３)６８６８

資料Ｎｏ．25

参　考

令和元年 11 月１日

栄区長
　星﨑　雅代　様

栄区連合町内会
会長　磯﨑　保和

令和２年度横浜市予算についての要望

栄区は、自治会・町内会加入率が 82.3％と市内１位であり、盛んな安全・安心のための地域活動により昨年度、国際認証「セーフコミュニティ」の再認証を取得することができました。一方で、高齢化が先行して進んでおり、人口減少も見据えた将来の担い手育成なども課題となっています。こうした課題に対して、区民と連携し、更なる地域活性化を図るとともに、道路・交通体系の整備等によるまちの成長にも積極的に取り組むべきです。

そこで、栄区連合町内会として、令和２年度横浜市予算編成においては次の事項に特段の措置を図られるよう要望します。

１　国際認証「セーフコミュニティ」再認証を踏まえた着実な取組の推進

再認証取得にあたり把握した課題も踏まえ、引き続き区民や各種関係団体と連携し、改善を図りながら安全・安心なまちづくりのための予防活動を着実に進めること。

２　道路・交通体系の整備

⑴ 横浜環状南線などの道路整備と周辺まちづくりの推進

横浜環状南線、横浜湘南道路、上郷公田線の整備については、工程が見直され、開通時期の遅れが見込まれるが、引続き安全と環境に十分配慮し、地域住民の理解も得ながら事業を推進し、早期に完成させること。中でも、区内の横浜環状南線の２箇所の換気所における脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組について、事業者である国及び東日本高速道路株式会社に働きかけをすること。また、周辺道路の整備においては、現在の生活道路の安全性と利便性を損なうことが無いよう留意すること。さらに、栄インターチェンジ・ジャンクション周辺では、地域の将来の発展を見据え、周辺の道路環境に合わせたバス路線の新設等交通体系の整備や、高齢化が進むまちにふさわしい魅力を高めるための検討を進めること。

⑵ 環状４号線の整備

環状４号線は区民生活を支える骨格となる最も重要な道路であるが、各所で渋滞が発生し、バス運行などに支障が生じている。中でも、区内で最も渋滞が著しい笠間交差点及び岩瀬笠間地区については、横浜環状南線の整備にあわせて、それぞれ改良、４車線化を行うこととなっていたが、横浜環状南線の整備にあわせることなく早期に進めること。あわせて、本郷小学校交差点以東の区間については、目標時期である令和２年度には確実に４車線化事業を着手すること。

さらに、横浜環状南線及び上郷公田線の整備により期待される渋滞緩和効果の代替として、神奈中車庫前交差点以東の４車線化を実現するための検討を始めること。

⑶ 環状３号線「日野南・小山台地区」の４車線化

環状３号線は、現在の２車線の区間の前後が慢性的に渋滞している。既に着工している４車線化の工事を着実に進め、早期に完成させること。

3　まちづくりの推進

(1)大船駅周辺のまちづくり

現在の再開発事業及び駅へのアクセスなどの関連事業を推進すること。再開発事業においては、バスターミナル利用者のための日よけやベンチを設置することなど快適性についても十分配慮した整備となるよう事業者と十分調整すること。大船駅笠間口前に計画されている公園については、再開発ビルの空地との一体的利用など地域住民が柔軟に活用できるものにすること。あわせて、大船駅笠間口周辺区域の喫煙禁止地区への指定に向けて取り組むこと。また、周辺の民間開発等に伴う大船駅笠間口の利用者増も見据え、周辺道路への負担を軽減し、歩行者の安全性を確保すること。さらに、鎌倉市と連携して西口の整備計画についての検討に取り組むこと。

(2)本郷台駅周辺のまちづくり

「本郷台駅周辺地区まちづくり構想」を踏まえ、栄区の顔としてふさわしい魅力づくりを進めること。元国有地の民間開発に合わせて地区センターや地域ケアプラザ等の整備を進め、まちの中心となる区民交流・福祉の拠点とすること。また、駅前開発による人口流入等の効果を活かすための検討を、本郷地区センターや区役所など周辺公共施設の更新等にも配慮しながら進めること。

(3)郊外部住宅地のまちづくり

上郷東地区のまちづくりの推進に伴う諸課題の解決に必要な検討など、地元と連携して進めるための財源を確保すること。特に、上郷公田線の整備効果を最大限に活かすため、道路整備スケジュールに合わせたバス路線再編に向けた検討等を引き続き行うこと。また、栄プールの廃止に伴う後利用については、活力あるまちづくりに配慮しつつ、隣接する翠風荘の老朽化対策と合わせ、地域の意向を踏まえながら進めるよう関係部署と調整を図ること。

4　災害に強いまちづくり

(1)水害対策の推進

近年の水害を踏まえ、河川等の治水機能を維持するために必要な除草・伐採及び堆積した土砂の除去等を確実に実施すること。また、飯島地区の雨水調整池を含めた雨水対策について、地域の理解を得ながら事業推進し、早期に整備すること。

(2)がけ対策の推進

栄区においては、土砂災害警戒情報が出されると避難勧告が発せられる区域、いわゆる危険性が高いがけについて、公園、市民の森などの市管理の区域が含まれている。市管理のがけ地については、近隣住民の不安解消のためにも、早期に安全対策を講じること。また、民地が含まれるがけ地に対しても働きかけを実施すること。

(3)要援護者支援の取組の推進

要援護者の把握や日頃の顔の見える関係づくり、避難支援の取組が着実に進むよう、各自治会町内会の実情に応じた支援・情報提供を行うこと。

(4)地域防災拠点の明示及び資機材の早期更新

地域防災拠点の周知、広報の一つとして看板を設置すること。また、地域防災拠点に配備されている資機材は、阪神・淡路大震災を契機に整備されており、老朽化が進み故障が多く、震災時に地域住民が使用できない可能性があるため計画的に資機材の見直しと早期更新を実施すること。

(5)災害時の情報提供

災害時において区からの情報は避難勧告等、区民の生命と財産の保護に直結する情報が含まれている場合もあるため、複数の広報媒体を活用して情報提供を図ること。

５　第３期栄区地域福祉保健計画の推進

住民同士の支えあいや交流を深め、区民が安心して暮らせるよう、計画の一層の推進に努めること。また、少子高齢化、単身世帯が増加する現状を踏まえ、より一層地域の課題に取り組んでいけるよう、次期（第４期）計画の策定を進めること。

６　地域包括ケアシステムの区行動指針に基づく着実な推進

区行動指針の周知・広報を行うとともに、区域における関係者間で目標を共有し、引き続き連携して取組を推進すること。

以上

資料Ｎｏ．26

区連会９月定例会資料
令和２年９月２３日
栄区連合町内会分担金検討委員会

栄区連合町内会分担金検討委員会報告

１ 日　　時	令和２年８月 27 日（木）10 時から 11 時 30 分まで
２ 場　　所	栄区役所新館４階７号会議室
３ 出 席 者	委員長　細田　利明 委　員　引野　憲治、石山　俊雄、中里　章夫、原　恒雄、保坂　順彌、 米﨑　文雄、吉田　正臣 事務局　根本地域振興課長、石塚地域活動係長、職員　武内　秀幸

４　審議概要

○　事務局から、平成 25 年度に活動を休止した分担金検討委員会を再開した経緯について報告があった。

今回、栄区体育協会から分担金額の改定の願い出があったため、委員会の活動を再開すること、委員長に栄区連合町内会副会長の細田会長を選出することについて７月の区連会に諮り、了承されたことについて説明があった。

○　事務局から、分担金検討委員会のスケジュールについて説明があった。第１回会議は団体からの提案を受け、第２回会議は分担金額の検討を行い、その後各地区定例会で改定額の諾否を決定し、第３回会議で各地区定例会での結論を持ち寄り、委員会での結論を決定するとの説明があった。

○　事務局から、３団体の収支状況の推移（平成 27 年度以降）の状況について説明があった。

委員会に先立ち団体に照会したところ、栄防犯協会及び栄区更生保護協会は現行額で運営に支障がない旨の報告があったとの説明があった。

５　主な意見

栄区体育協会への地区連合町内会分担金の改定について

○　５円増額したことによる具体的な使途が見えてこないため、検討することが難しいという意見があった。

○　分担金を増額する前に体育協会の中で支出削減の努力をしているのか見えてこないとの意見がった。

○　他区で町内会からの分担金を得ずに運営している協会もあるので、そちらへの調査も必要ではないのかという意見があった。

○　細かい資料の提供よりも具体的に５円の増額により何を行いたいのか、自助努力として体育協会ではどういった取組みを行っているのかを明示してほしいとの意見があった。

６　その他

事務局から、５円増額したことによる具体的な取組と協会の支出削減のための自助努力について体育協会が資料をまとめ、次回９月 23 日の検討委員会の前に、各委員に事前に送付するとともに、次回の検討委員会についても体育協会に出席してもらい説明していただくのはどうかという提案があり、了承された。

SAFE COMMUNITY SAKAE WARD 国際認証都市

資料Ｎｏ．27

区連会９月定例会資料
令和２年９月２３日
区　連　会　事　務　局

各自治会・町内会長 様

栄区連合町内会事務局長

「自治会・町内会への加入促進グッズ（軍手）」の配布について

仲秋の候　皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から地域活動に対しまして、格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、自治会・町内会の加入促進活動の一助としていただきたく、清掃活動や地域行事で使用できる軍手を作成いたしました。

自治会・町内会への加入促進のため、啓発グッズが必要な場合はお渡しいたしますので、新しく転入された方や未加入世帯の方等へのＰＲにご活用いただければ幸いです。

※　１自治会あたり **100 双**を上限とします。

※　すでに配布された自治会・町内会においてもご希望いただけます。

※　先着順で無くなり次第締め切らせていただきます。ご了承ください。

ナイロン製（すべり止め付）※PP 袋入り

【配布方法】

・下記担当まで必要個数をお電話または E メールにて御連絡いただき、地域振興課まで物品を取りに来ていただくようお願いいたします。

担当：区連会事務局（栄区地域振興課）（本館４階 46 番窓口）
石塚・武内　TEL：894-8391
FAX：894-3099
E メール：sa-kurenkai@city.yokohama.jp